

平成27年 2 月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成27年 3 月 4 日～ 6 日・10日

場 所 第 3 委員会室

平成27年 3月 4日(水曜日)

午前10時2分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成27年度宮崎県一般会計予算
- 議案第15号 平成27年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第16号 平成27年度宮崎県育英資金特別会計予算
- 議案第17号 平成27年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算
- 議案第18号 平成27年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算
- 議案第19号 平成27年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算
- 議案第21号 宮崎県教育委員会の組織に関する条例
- 議案第22号 宮崎県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 地方警察職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第32号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第33号 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第54号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)
- 議案第65号 平成26年度宮崎県育英資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第78号 平成26年度宮崎県一般会計補正予算(第7号)

○報告第1号 専決処分の承認を求めることについて〔育英資金貸付金返還請求に係る訴えの提起〕

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて(別紙1)
- 請願第64号 義務教育費国庫負担制度の拡充
・復元について、国に意見書の提出を求める請願
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査
- その他報告事項
 - ・平成26年の交通事故の概要と本年の取組について
 - ・「宮崎県企業局経営ビジョン」(案)について
 - ・企業局施設見学ツアー(工業用水道施設)について
 - ・第二次宮崎県教育振興基本計画の改定について
 - ・宮崎県立高等学校教育整備計画(中期実施計画)について

出席委員(7人)

委 員 長	西 村 賢
副 委 員 長	右 松 隆 央
委 員	中 村 幸 一
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	山 下 博 三
委 員	高 橋 透
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長 坂 口 拓 也

警務部長	水野良彦
警務部参事官兼 首席監察官	鬼塚博美
生活安全部長	片岡秀司
刑事部長	黒木典明
交通部長	鳥井宏一
警備部長	金井嘉郁
警務部参事官兼 警務課長	永野博明
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長兼 少年課長	神坂正信
生活環境課長	児島孝思
総務課長	小野博
警務部参事官兼 会計課長	廣澤康介
交通規制課長	大野正人
運転免許課長	鍋倉幸次

教育委員会

教 育 長	飛 田 洋
教 育 次 長 (総 括)	原 田 幸 二
教 育 次 長 (教育政策担当)	谷 口 英 彦
教 育 次 長 (教育振興担当)	今 村 卓 也
総 務 課 長	大 西 祐 二
参事兼財務福利課長	田 方 浩 二
学 校 政 策 課 長	川 越 良 一
学 校 支 援 監	川 崎 辰 巳
特別支援教育室長	坂 元 巖
教 職 員 課 長	西 田 幸 一 郎
生 涯 学 習 課 長	村 上 昭 夫
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	日 高 和 典
文 化 財 課 長	大 西 敏 夫
人 権 同 和 教 育 室 長	黒 木 政 信

事務局職員出席者

政策調査課主幹	牧 浩 一
議事課主任主事	沼 口 恭 一 郎

○西村委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会をいたします。

まず、委員会の日程についてでありますがお手元に配付いたしました日程案をごらんください。

本日は、補正予算関連議案、請願等についての審査を行い、あす以降、当初予算関連議案等について審査を行うこととしておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてありますが、お手元に配付しております資料、委員会審査の進め方(案)をごらんください。

まず、審査方法についてありますが、当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めることとし、あわせて、平成25年度決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明を求めることとしております。

次に、2の当初予算関連議案の審査についてありますが、当初予算の審査に当たっては長くなることが予想されることから、教育委員会については3グループに分けて審査を行い、最後に総括質疑の場を設けたいと存じますが、審査方法につきまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、議案第32号及び議案第33号に対する人事委員会の意見についてであります。お手元に配付しております資料をごらんください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聞くことになっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩をいたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連議案等について、本部長の説明を求めます。

○坂口警察本部長 おはようございます。警察本部でございます。よろしくお願いいたします。

まず、一言おわびを申し上げます。

既に広報し、新聞報道等されておりますが、2月24日、公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例違反等事案で、本県警察官に対し、停職3カ月の懲戒処分を行っております。当該警察官は辞職したところでございます。

委員を初め、県民の皆様の警察に対する期待と信頼を損ないましたことに対して、深くおわび申し上げます。

県警察といたしましては、再発防止はもとより、組織の総合力を結集し、県民の期待と信頼に応える力強い警察活動を推進して、安全で安心して暮らせる宮崎県の実現に向け、努力してまいります。

引き続き、御指導、御支援をよろしくお願いいたします。

議案説明の前に、今回の定期異動により執行部職員に変更がありましたので、執行部の紹介

をさせていただきます。

なお、私と警務部長、交通部長、警備部長の4名は留任しております。

それでは、お手元の資料1をごらんください。

警務部参事官兼首席監察官の鬼塚警視正でございます。

生活安全部長の片岡警視正でございます。

刑事部長の黒木警視正でございます。

警務部参事官兼会計課長の廣澤警視でございます。

警務部参事官兼警務課長の永野警視でございます。

生活安全部参事官兼生活安全企画課長兼少年課長の神坂警視でございます。

総務課長の小野警視でございます。

生活環境課長の児島警視でございます。

交通規制課長の野大野警視でございます。

運転免許課長の鍋倉警視でございます。

以上が、警察執行部の新メンバーでございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日、御審議をいただきます案件につきましては、議案として、「平成26年度宮崎県一般会計補正予算」、報告事項としまして、損害賠償額を定めたことについて、さらに、その他の報告事項としまして、平成26年中の交通事故の概要と本年の取り組みについてでございます。

それぞれ担当部長から報告をさせますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○西村委員長 本部長の概要説明が終わりました。

次に、議案に対する説明を求めます。

○水野警務部長 警務部長でございます。

それでは、平成27年2月定例県議会提出の議案第54号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算

(第6号)」の公安委員会関係につきまして御説明を申し上げます。

長くなりますので、座って御説明させていただきます。

まず、お手元に印刷した資料がございます。文教警察企業常任委員会資料という題名の資料を準備させていただいてます。それから、議会に提出させていただいてます平成26年度2月補正歳出予算説明資料447ページからの記載でございます。主には、印刷いたしました資料のほうでの御説明になりますが、あわせて参考にしていただければと思います。

それでは、この印刷した資料2になりますけれども、資料の3枚目でございます。資料2、平成26年度2月補正予算についての1、2月補正予算概要をごらんください。

本議案に係る補正予算は、その補正予算額欄に記載しておりますとおり、マイナス5億736万6,000円の減額補正でございます。

その内訳は、職員の人件費の執行残等による減額、その他の物件費の入札残等による減額など、減額の総計がマイナス5億7,219万8,000円、また、増額につきましては、免許証更新に当たり法令で義務づけられております高齢者講習の受講者の増加に伴う委託料の増額等がございまして、増額の総額がプラス6,483万2,000円でございます。減額、増額の差し引きで5億736万6,000円と、先ほど申し上げました減額の額になるものでございます。

今回の補正によりまして、補正後の予算額は、そこに記載のとおり恩給及び退職年金費を除きまして、274億5,871万4,000円となります。

続きまして、今回の補正の内容と科目別・事項別に御説明いたします。

2の事項別補正予算額と主な補正事業をごら

んください。

歳出予算説明資料につきましては、451ページからになります。

それでは、2の資料、表の上から順に追っていきます。

まず、上段の左側の会計、科目、事項の欄をごらんください。その下、会計、一般会計、その下に、(款)警察費とあります。その下に、(項)警察管理費(目)公安委員会費(事項)委員報酬となっております。委員報酬につきましては、補正額がマイナス13万6,000円、補正額の欄に書いてございますけれども、この減額でございます。減額につきましては、公安委員の日額報酬部分において、実績日数が見込みより少なかったことにより不用でございます。

続きまして、その下の(事項)委員会運営費、補正額マイナス18万4,000円でございます。これは、公安委員会運営に要する経費の執行残に伴う補正でございますが、内容につきましては、旅費等の執行残でございます。

続いて、その下、(目)警察本部費(事項)職員費であります。補正額は、マイナス3億2,138万3,000円でございます。これは、職員の人件費の執行残に伴う補正でございます。具体的に申し上げますと、給料や職員手当につきましては、職員全員が休むことなく働いた場合を想定して当初、予算化をしておりますけれども、実際には中途退職者の方がいらっしゃる、あるいは休職者がいるということから不用額が生じるということでございます。

続いて、その下の(事項)運営費であります。補正額は、マイナス5,652万円でございます。これは、警察職員設置に要する経費の執行残に伴う補正でございます。その主なものは、その下にも書いてございますけれども、駐在所等協

力家族報償費・駐在所等接遇費・交番等接遇費で、マイナス1,285万1,000円、11の警察業務電算化推進事業、これがマイナス2,482万7,000円でございます。

この上の駐在所等協力家族報償費等々の項目でございますけれども、これは、主に駐在所に勤務する警察官の配偶者が、警察官の不在時に駐在所に来所された住民の方々の応接を行うことに対する謝金でございますが、当初予算で見込んでおりました駐在所における配偶者が家庭の事情等によって居住できない場合というものもございますので、不用額が生じたということでございます。

また、警察業務電算化推進事業の減額につきましては、警察内で構築しております警察ネットワークで使用しているLAN端末等のリース契約に係る入札残でございます。

続きまして、その下、装備費、(事項)の装備費でございます。補正額が、マイナス2,026万4,000円でございます。これは、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備資器材に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、主なものはその下に書いてありますけれども、警察航空隊運航体制強化事業でございます。マイナス538万円でございます。警察航空隊運航体制強化事業につきましては、警察航空隊の操縦士を計画的に育成し、人員の体制を確保していくことを目的とした事業でございますけれども、この事業を実施するに当たりまして、外国でのヘリコプターの実機を使った訓練というものを予定しておったわけですが、平成26年から国内でのシミュレーター訓練というものが開始されたことから、実機訓練と同等の訓練が安価で可能になったということから、旅費と手数料に不用額が生じたということでございます。

続いて、その下の(目)警察施設費(事項)警察施設費でございます。補正額が、マイナス4,757万円でございます。これは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費の執行残に伴う補正でありまして、その主なものは、その下に書いてございますけれども、警察署庁舎災害対策事業で、マイナス1,021万円、その下に、その他警察施設営繕費で、マイナス1,949万4,000円でございます。

警察署庁舎災害対策事業とは、国の経済対策であります元気交付金を利用しまして、高鍋署と延岡署に、津波による浸水の影響を受けない非常用発電設備を整備するというものでございますが、工事請負契約の入札における残がございました。その額でございます。

また、その下の、その他警察施設営繕費につきましても、元気交付金を利用して、女性警察官用のトイレや仮眠室等を4つの交番に設置するというものでございました。これにつきましても、工事請負契約における入札で残が発生したということが原因でございます。

続きまして、その下、(事項)の運転免許費でございます。補正額が、これはプラスの4,043万円でございます。これは、運転免許試験及び各種講習その他の運転免許事務処理に要する経費の不足に伴う補正でございます。主なものは、その下に2つほど掲げております運転免許証更新時、安全運転管理者講習委託料として、300万8,000円、道路交通法に伴う講習体制整備事業費のほうで、2,528万2,000円でございます。

上の運転免許証更新時、安全運転管理者講習委託料の増額につきましては、平成26年4月1日に消費税が5%から8%になりました。ほとんどの予算につきましても8%への対応をしておったわけですが、長期継続契約と申

しまして、年度をまたいで長期にわたって契約を取り交わしているものがございます。そういったものにつきましては、当初、県の方針では一律、予算の計上の際には5%で計上せよという御指導ございました。そのため、当初ではそのような形で予算を計上しておりましたけれども、最終的には、国の経過措置であります5%のまま継続できるという契約に該当しなかったということから、急遽8%の税率の適用ということになりまして、当初予定していた5%から8%への税率の変更がございましたので不足額が生じたということでございます。

なお、この事業以外の長期継続契約におきましても、同じく経過措置に該当しなかった事業につきましては、同様の増額要求をしておるところでございます。

続きまして、その下の道路交通法に伴う講習体制整備事業費の増額でございますが、これにつきましては、県内の運転免許保有者に占める高齢者の割合が増加し、それに伴って高齢者講習の受講者も当初の予定よりふえていることが判明したため、不足額が生じたというものでございます。

続いて、その下でございます。(項)警察活動費(目)警察活動費(事項)で一般活動費でございます。これは、補正額、マイナス4,260万2,000円でございますが、これは、生活安全、刑事及び交通等の警察活動全般に要する経費の執行残等に伴う補正でございます。主なものをこの資料では3つほど掲げておりますが、被留置者経費としまして、マイナス331万9,000円、警衛警備対策事業としまして、マイナス693万6,000円、その他警察活動経費等につきまして、マイナス1,850万円でございます。

この被留置者経費の減額につきましては、被

留置者の給食費につきまして、支給した給食数が予算措置した給食数を下回るという見込みになったことから不用額が発生したというものでございます。

また、警衛警備対策事業の減額につきましては、各種消耗品や備品の購入を行うわけですが、その際の入札残による不用額でございます。

また、その他警察活動経費等の減額につきましては、各事業に属さない警察活動全般に必要な経費、もろもろの経費を計上してのものです。これにつきましても、委託料、消耗品の執行残でございます。

続いて、その下でございます。(事項)交通安全施設維持費、補正額、マイナス1,778万円でございますが、これは、交通安全施設維持管理に要する経費の執行残に伴う補正でございます。内容といたしましては、信号機に係る電気料の不用額あるいは信号機の制御を行うための通信回線使用料の執行残でございます。

続いて、その下にあります、(事項)交通安全施設整備事業費、補正額、マイナス4,135万7,000円でございますが、この交通安全施設整備事業費につきましては、交通安全施設整備に要する経費の補正でございます。その主なものは、下に掲げておりますが、信号機新設、道路標識及び道路標示等整備費でございます。マイナス2,129万5,000円でございます。

これは、東九州自動車道延伸に伴う可変標識の整備費や道路管理者が設置する配管を利用することによる負担金でございました。ただ、工事請負契約における入札残と、それから負担金につきまして、日南方面の配管を予定しておりましたが、道路管理者側の都合によりまして、今年度の支払いがなくなったということ

がございました。そのため不用額が生じたというものでございます。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

○山下委員 運転免許費の項目の説明の中で、増額になってるんですけども、高齢者の免許の講習体制でしょうか、道路交通法に伴う講習体制整備事業費の中が2,500万ぐらい増額されてるんですが、これは、具体的な内容というのはどういう講習の内容になるんでしょうか。例えば、車の運転の講習をやるのかどうか、それを含めてちょっとお聞かせください。

○鳥井交通部長 この高齢者講習というのは、県内17校ありますけれども、指定自動車学校に高齢者講習を委託しております。70歳になるときから高齢者講習を受講しないと免許の更新ができないというものです。また、75歳以上になると、高齢者講習以外にも認知機能検査というの也被まれます。

増額になっておりますけれども、通常、私たちの免許更新は、誕生日から1カ月前、1カ月後まで更新できるわけですけれども、高齢者講習につきましては、誕生日の5カ月前から申請ができます。この増額になった理由は、年度をまたいで、5カ月前に予約される人もいるということで、数を誤って予想よりも多かったということで2,000万ぐらいの増額になったものでございます。

また、講習の内容でございますけれども、当然、身体の機能検査を含め、実地、学科等を講習の内容では行っております。

○山下委員 今から超高齢化社会になっていくと思うんです。私たちが65歳で、もう団塊の世代の最終の年次で、戦後のベビーブームという

のが、ことし、団塊の世代の入りがもう68、69歳になられるのかな。今、言われたように、70歳、75歳の年代層っていうのはどんどんふえてくる。高齢者の事故等もかなり多いということで、このことが一番大きな社会問題になってくるかなと思うんです。超高齢化社会を迎えるに当たっての高齢者対策運転についての、今後の3年、5年後の計画においては具体的に数値っていうのをどれぐらいつかんでおられるのかなと思うんです。私はわかっていたことだろうと思うんですが、ここでまた2,500万の増額になってくるというのは、そこの計画っていうのは順調になされてるのかなと思ったものですから。

○鳥井交通部長 御質問は、数を把握されてるかということですか。免許更新も5年、高齢者になれば原則、70歳からは免許更新4年、71歳からは3年というふうになるわけなんですけれども、当然、数はある程度つかんでおります。これに基づいて予算要求をするとこなんですけれども、先ほど御説明しましたとおり、高齢者講習の場合は5カ月前から申請といいますか、予約ができると。その辺で数を若干見誤った部分があるろうということで、この辺はしっかり見ていきたいというふうに考えているところです。

○山下委員 わかりました。

○中村委員 今のと関連して。私、高齢者のこれ受けたんですが、結構金取るんです。5,000幾ら取られました。見誤ったということだったけど、それでもこういうのが出るんですか。人員を見誤ったとおっしゃったんですけど。

○鳥井交通部長 見誤ったというか、当然、毎年、予算要求して適正に執行していくわけなんですけれども、今までが過去、いわゆる執行残といいますか、返納額も多かったということで、26年度に限っては今までの例をもとに、執

行残が多くてもいけないということで、ちょっと人数を絞ってやったところ。ところが、5カ月前から講習もできるということで、予想以上に数がふえたということで増額の二千万というのが生じたところ。す。

しかし、これ見誤ったといいますか、私はそういう表現したんですけれども、今後も適正に予算要求しましたら、その金額内でなるべく執行残の少ないように、また、こういう補正がないようにということは努めていきたいと思えますけれども、我々の免許更新と違いまして5カ月前から予約ができるということで、年度内で数が違ってくるという事態も御理解いただきたいというふうに考えておるところです。

○中村委員 はっきり覚えてないけど、5,000幾ら払ったと思う。いろいろ器具を使いますから3人ぐらいずつやるんです。だから、金がかかるだろうと思ったんですが、いい講習でした。正直行ってよかったと思いました。だから、これはやっぱり、よくぞこうして高齢者にこういう、実地もありましたが、いろんな器具で検査するのもあったもんですから、よかったと思えます。だから、5,000幾らは高いなと思ったけど、それだけの価値があったかなと、こういうふうに思ってますので。

○山下委員 もう一回。毎年、免許更新時に高齢者の講習はやっていくわけ。

○鳥井交通部長 この高齢者講習というのは、免許の更新時に行うこととしてます。満70歳、誕生日に70歳を迎えない私たちも含めて、これを受けません。ただ、今現在は70歳になるときから高齢者講習というのを、免許更新時に行うこととしております。

○山下委員 もう一点、教えてください。事故をしなければ、更新が5年間ですよね。5年に

延びますよね。事故をやった場合とか、違反を起こしたら3年ですよね。70歳を超えたら3年に1回になるんですか。更新時は、やっぱり事故をしなければ5年に1回ですか。

○鳥井交通部長 高齢者は、全国でも高齢者の事故というのが大きな問題となってることで、通常我々無事故無違反でする人は5年ですけれども、高齢者に限っては、加齢によって当然運転機能も落ちていくということ想定しまして、71歳以降の免許更新は、幾ら無事故無違反でも3年ごとに更新して、そういう身体機能の加齢による低下というのを認識していただくということで短くなっております。

以上です。

○山下委員 了解しました。

○高橋委員 いま一度確認しますけど、1人当たりの経費っていうのがあって、それに人数を掛けての予算が多分計上されると思うんですけど、その分を委託料で自動車学校に払うわけですね。私は、その人数の見込みがちょっと低かったから増額補正だったというような理解をするんですけど、1人当たりの講習の経費は幾らぐらい見ていらっしゃるんですか。さっき、中村委員が、5,000円ぐらい払うたのに何でこれは賄えんとかとおっしゃるんで。

○鍋倉運転免許課長 高齢者講習の予算を取るときは単価平均でいきますと、70歳の方につきましては5,378円、75歳以上の高齢者の分を4,957円と、プラス予備検査が610円ということで算出いたします。

○高橋委員 いま一度。

○鍋倉運転免許課長 いま一度。予算上の単価で計算するときには、70から74歳の方々の分を5,378円、あと、75歳以上の方々が、講習は4,957円と予備検査が610円ということで算出

しております。

実際、講習手数料をいただきますのは、いわゆる普通免許等は70歳から74歳、5,800円と、75歳の方が5,350円、プラス予備検査650円を徴収いたします。

○高橋委員 参考のために、私たち70歳未満は講習料幾ら。

○鳥井交通部長 まず、5年間無事故無違反の優良運転者、この方は、手数料は600円でございます。また、一般の運転者の方です。緑の方ですけれども、手数料は950円。これに違反等があれば、違反者講習ということで1,500円、初回更新者は1,500円というような金額になっております。

高齢者につきましては、先ほど御説明したとおり、非常に高齢者対策というのが大きな課題ということで、そういった実技講習、いろんなことをやるものですから5,800円というのになっております。これ、講習手数料が600円でありまして、*優良運転者の更新まで含めると2,500円ということになっております。

○高橋委員 わかりました。いいですか。後、また別に質問するけど。関連であれば、いいですか。

○中村委員 でしたら、私は、多分5,800円を払ったんでしょう。5,000円以上だったと思ってるから5,800円を払ったと。予算は、結局それよりもかかっているわけじゃない。総体的に5,800円で済むんなら予算措置は要らないわけじゃないの。

1人が、全体が5,800円で済むのであれば、ここで予算措置は要るんですか。

○西村委員長 部長、受講者が経費を5,000円払って、そちらの警察のほう把握してる1人頭の単価の予算が5,000円であれば、相殺したら予算は要らないじゃないかっていうことなんで

すが。どこに予算がかかっているかって。

○鳥井交通部長 これ、指定自動車学校に業務委託をしてるわけなんです。そこに当然人件費があったり教材費があったり、施設の使用料とか、実際は御指摘のとおり5,800円をもらえばないかという、業務委託で入札をかけるわけですので、形上は、そういうふうにして収益とは別に補正を2,000幾らか組みさせていただくということですけれども、よろしいでしょうか。

○中村委員 まだ、わからないんですけども、私は5,800円払った。じゃ、それ以上にかかっているわけじゃない。1人当たりが7,000円か8,000円かかっているわけやない。そうでないと予算措置は要らないわけじゃない。俺が払うだけで済むだけじゃない。

○鳥井交通部長 これ、当然講習費っていうのは5,800円を払ったわけで県の歳入になるわけです。しかし、委託する費用は26年度の費用ということで入札にかけて出すわけですので、別途予算化して歳出という形をとりますので、そのように。

○中村委員 わかるんです。ですから、そうなると、5,800円プラス何がしのその予算措置が必要だな、1人頭ということでしょう。本当は5,800円、その7,800円、1万円近くかかっていますよということでしょう。

○水野警務部長 多分、予算の話をしたものですから、警務部長のほうから説明をしたほうがいいかもしれません。

更新される際に証紙をお買い求めいただいております。お払いいただいているというふうに思うんですが、したがいまして、自動車教習所側のほうには収入として入らないという格好でございまして、実際は自動車教習所側に誰かが経費を補填する

必要がございます。したがって、我々がそれを委託料という形でお支払いしてるという格好でございまして、ぐるっとめぐりめぐって指定教習所のほうにはお金が回っていくような、そういう流れでございまして、指定教習所のほうが皆さんからお金を取って、さらにこちらからお金が入っていくというような格好ではございませんので。御理解いただければと。

○高橋委員 私、さっき委託料の1人当たりの経費を聞いたつもりだったんですけども、委託料の、ですよ。だから、委託料を人数で積み上げて多分今年度の予算は計上されたはずで。警務部長、そういう意味だと思えます。

○水野警務部長 御指摘のとおりだと思います。先ほど鍋倉課長のほうが申し上げましたのは、契約の額として、委託料の契約の中で単価で幾ら契約してるかという説明でございまして。

○高橋委員 わかりました。

今度は別の問題です。駐在所と交番の定義っていうのがあると思えます。一度聞いたことがあるんですけど、いま一度、駐在所と交番の定義をお願いします。

○片岡生活安全部長 駐在所につきましては、原則でありますけれども、家族とともに居住して、いわゆる日勤勤務で地域に密着した活動を行っていくというのが、施設に居住するというのが一番の特徴であります。

交番につきましては、3交代制の勤務で、毎当務勤務員がかわる、交代しながら24時間で警戒していくというのが交番勤務となります。

以上であります。

○高橋委員 わかりました。原則、家族と居住するということの定義があるようなんですけれども、いつからか単身者の駐在所勤務っていうのが出てきまして、これでもいいんだということで最

近思うようになったんですけども、そういう関係で減額補正なんか出てきてるんだと思いますが、できれば原則、家族っていうのはやっぱりそれなりの意味があると思うんです。いわゆるパトロールに出るときに駐在所を不在にするから、家族に協力ももらっていろんなお困り事の相談とか、そういうのがあるのかなと思いますが、今、そういう、原則家族居住から外れる、そういう体制っていうのはふえてるものでしょうか。

○片岡生活安全部長 駐在所の家族居住の件に関しましては、規定では家族同伴をなささいという規定はございません。ただ、駐在所勤務という性質上、できるだけ家族と赴任して地元で密着した活動をやるということでありまして、家族同伴率、全国で約79%、本年1月現在ですけれども、本県におきましては79.2%の同伴率となっております。

つい先日、第2次異動の内示が発令されたところでありますけれども、地域課としましては、駐在所につきましては、できるだけ家族同伴。単身はできるだけ避けるようにという指導はしておりますけれども、やはりどうしても単身も多いし、若年、警察官自体が独身もふえております。また、家族の都合等々により、ごく一部でありますけれども、単身の駐在所という施設もございまして。

○高橋委員 いわゆる決まり事で家族っていうのお持ちじゃないですか。あるときに、単身者が発令された、いわゆる独身の方が。そういったことは、いいのかなと思ったり、今、聞きながら考えました。独身者がふえてるという御説明でしたが、そういった発令もやむを得ないんですか。

○片岡生活安全部長 できるだけ単身が赴任し

ないようには指導をしておりますけれども、どうしてもその警察署に、30人なら30人の異動者が行き署内異動を得る中で、駐在所の施設が多ければ、全てを家族同伴と、それでおさまればいいわけですがけれども、また、警察署勤務、いろんな係がございますので、先ほど申し上げましたとおり、数は少ないんですけれども、単身で駐在所に赴任するという場合もございます。

以上であります。

○高橋委員 もう最後にしますけど、私は、割と田舎の居住なもんですから家族ぐるみでいろいろお付き合いをしていただいています。そういう意味で、警察に対する協力、市民のいわゆる協力っていうのも出てくるし、ある意味では、できれば家族で駐在されるのが一番望ましいのかなということだけ申し上げて、次の質疑をします。

先ほど航空隊の関係で、外国に訓練に行っていたのが、今度、国内のシミュレーション、シミュレーターっておっしゃいましたか。それ、外国でも同じような訓練なんでしょうか。私は、操縦士の養成の関係で、実際乗ることが訓練じゃないかなと思ったんですけど。そこ、いま一度確認します。

○片岡生活安全部長 本県のヘリコプターは、エアバス社というドイツのヘリを導入しております。本県のパイロットのうちの1名は、いわゆる自前で養成しまして、警察官採用になった組を防衛相に委託しまして、自衛隊のほうで航空ヘリの免許を取らせております。ただし、その際、自衛隊で使用した機体が、いわゆる現有の機材ではなくて別の機材で免許を取らせております。それは、現在うちが使っておるヘリで免許のための訓練を行うと膨大な、かなり大きなお金がかかるということで、自衛隊に委託し

て免許を取らせたわけでありましてけれども、国土交通省の通達で、いわゆる現有機種 of 慣熟訓練を定期的にやりなさいという規定がございますので、去年は、当初ドイツのほうのエアバス社に派遣して、そこで現有機種で慣熟訓練を行う予定でありましたけれども、去年、神戸のほうにシミュレーターの機器が導入されて、このシミュレーターの訓練でも同じ慣熟飛行訓練と同等とみなすということでありまして、いわゆる旅費、その他もろもろの分が減額となったということがございます。

○高橋委員 ごめんなさい。私、よくわからなくて申しわけないんですけれども、私は、いわゆる外国での訓練っていうのは実際に乗るのようになってイメージをしてたんです。それ、実際に神戸のやつもやっぱり乗るんですか。

○片岡生活安全部長 外国、ドイツで行う予定では、実機を使用した実際に乗る訓練を予定しておりましたけれども、今度、国内で、神戸で行えるようになったのは、シミュレーターによる訓練でございます。いわゆる実機に乗って飛ぶというものではございません。

○高橋委員 それでよろしいということなんです。素人ながら実際に乗ると乗らんのでは、また全然違うかなってちょっと考えた次第であります。

最後にします。最後の信号機の新設とか道路標識の関係で、道路管理者の都合でという御説明があったんですけど、道路管理者の都合は何だったのかも含めて、もうちょっとこの辺のいきさつの中身を御説明いただけませんか。

○鳥井交通部長 一つは、東九州自動車道、清武から日南、将来的には志布志、鹿児島と一連につながって東九州となるわけですがけれども、26年度の事業で、道路管理者との間で可変標識等

をつくるということをしてたんですけれども、道路管理者側の工事の進捗が余り進展しなかったというので、その予算をお返しするというのが一つです。

それと、「デザインポール化事業」といって、現在、景観のために、九電と電線のない、電線を地中に埋め込むという作業をやっているんですけれども、これも都城市のほうで道路管理者とともに地中に埋め込むための予算ということで計上してたんですけれども、これも若干ちょっといろいろ九電とか関係機関との絡みで進捗がなくて、これの予算を返上するという2事業でございます。

○高橋委員 南のほう、高速道の進捗の以前の問題なものですから、今の説明でちょっとわからなかったんですけど、可変標識をつける予定にしてたけれども、高速道の進捗っていうふうにおっしゃった、その説明をされるときに清武南のことをおっしゃったじゃないですか。可変標識を今の時点でつけるということがあり得るんですか。

○大野交通規制課長 これは、東九州自動車道、清武南一日南間、ここ、警察が設置すべき速度可変の標識用の配管敷設、それから基礎設置を、先ほど部長が申しましたように、宮崎河川国道事務所、いわゆる道路管理者が施工するというので、そのかわり警察はその工事に伴う負担金を支払うという委託協定を知事と九州地方整備局長との間で締結をする予定でありました。ところが、工事の進捗が予定よりおくれってしまったということで、26年度中の協定締結に至らなくて、結局負担金が発生しなかったということでございます。

○押川委員 パイロット関係ですけれども、多分自衛隊で何時間か訓練をされて、ドイツあた

りで実地練習をされてっていうことであつたのが、神戸のほうでシミュレーターでやれるということなんですけれども、どういうことをすれば国内でもそういう免許のあれができるようになったのか、もう少し具体的に、ちょっと教えてください。

○片岡生活安全部長 既に、今回のパイロットにつきましては、まず、陸上自衛隊のほうでパイロットの資格の取得訓練を行ってまいりました。平成25年2月で終了しております。その後、双発ヘリの資格取得訓練をアメリカで実機で行っております。平成26年3月に終了しております。今回の慣熟訓練といいますのは、既にもう免許は取得しておりますけれども、いわゆる操作をさらに習熟させるという意味合いで、指導者等がついて実技あるいは学科等の訓練を行うというものであります。当初、ドイツに行つて実機の予定のところ、神戸にあるシミュレーターでも十分指導者がついてやるのと、同じ効果があるということで、こちらに切りかえたということでございます。

○押川委員 わかりました。これは、毎年そういう訓練はされるわけなんですか。

○片岡生活安全部長 ことしで最後ということでもあります。

○押川委員 そうなってくると、今のパイロットの方で、県警のヘリコプターの運航あたりに対しての今後新しい免許ってというのはどういう形で取っていかれるっていうことになるんでしょう。

○片岡生活安全部長 現在、パイロットは3名おります。先ほど申しあげました、うち、自衛隊に委託して巡査から拝命したのを、自前で養成した組がまだ若い隊員でありますので、当面はこの3名体制で運用していく予定でございます。

す。

○押川委員 わかりました。ありがとうございます。

それから、ちょっと教えてください。警察活動費の中で被留置者経費、この食事は、何らかの形で警察に行き、そこで昼食とか何かあるわけですか。であれば、一食分が幾らになるのかわかるのをお教えください。

○水野警務部長 一応契約の単価の、予算の積算上の単価だと思いますけれども、朝、昼、晩で、1日で1,200円ちょっとだったかと思います。正確な数字は今ちょっと探しますけれども、大体それぐらいなオーダーです。

○押川委員 それで、例えば、これは計画したらじゃありませんけど、予想から少なかったということで減額補正ということでされてるんですが、ちなみに年間どのくらいなんですか。平均というのがあるのかないのか、わかりませんが、どういう状況なんですか。

○水野警務部長 人数で申し上げますと、約3万食という感じであります。予算の積算上です。延べ3万人ですかね。

○鬼塚首席監察官 被留置者の年間の人数ということでよろしいでしょうか。平均、過去5年間でいきますと、一番多いときで2万6,000人台、少ないときで2万2,000人台ということでございます。

○押川委員 ちなみにどういう案件かわかれば教えてください。これの被留置者っていうのはどういう形で被留置者なのか。ちょっと私、勉強不足で済みませんが、わかる範囲内で。

○鬼塚首席監察官 簡単に言えば、警察で逮捕して留置場に留置した人たちのことを言います。

○押川委員 わかりました。

○水野警務部長 先ほどの日額の単価でございます

ますけど、1,201円でございます。

○西村委員長 議案に関する質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 次に、報告事項に関する説明を求めます。

○水野警務部長 それでは、引き続きまして、着席して説明させていただきます。

平成27年2月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことについて、御報告申し上げます。

定例県議会提出報告書3ページからになります。

それでは、説明させていただきます。今回、御報告する事案は7件でございます。3ページです。うち5件が県有車両による交通事故でございます。2件が交通事故以外の損害賠償事案でございます。

大変恐縮ですが、本日も5件の交通事故を御報告申し上げます。県警では、職員の交通事故防止に向けまして全職員に危機意識を浸透させる対策を講じるとともに、交通事故を起こした職員に対しては、一定期間の運転を差しとめること、あるいは公用車の清掃を実施させるなど、ペナルティーを科す取り組みを継続して実施しておりまして、引き続き県有車両の交通事故ゼロを目指して各種対策を継続してまいります。

それでは、資料、報告書の3ページをごらんください。県警が該当するもののページの番号、それから事案の発生日で区別して御説明申し上げます。

3ページ、上から4番目でございます。4番目と5番目が同じ事案、同一の交通事故になります。平成25年12月13日の交通事故であります。損害賠償の相手方が、事故でけがをした運転者

と、それから車両の所有者が分かれておるため、報告書上では2つに分けて記載を行っております。

内容でございます。都城署の警察官が、ミニパトを交通事故現場に緊急走行で臨場させておった途中でございますけれども、赤信号の交差点に進入した際に左側から交差点に進入してきた相手方の原付と衝突した事故でございます。

この事故によりまして、相手方の運転者に鎖骨骨折等の傷害が発生したため、治療費、傷害慰謝料等240万9,653円を自賠責保険、任意保険で損害賠償したものでございます。

また、原動機付自転車の所有者に対しまして、車両時価額の4万7,850円を任意保険で損害賠償したものでございます。

続いて、その下、3ページ、6番目でございます。平成26年2月18日の事案であります。宮崎南署の警察官が、捜査用車両に乗車中に、赤信号に従って相手方車両に続いて停車した後、青信号になりまして発進させたところ、前の車がまだ停止中でありまして、その車両に追突したという事故でございます。

この事故によりまして、相手方に頸椎捻挫等の傷害及び車両の損害が発生したため、治療費、傷害慰謝料、修理費用等として227万7,276円を自賠責保険及び任意保険で損害賠償したものでございます。

それから、3ページ、7番目、下から2番目になりますが、平成26年4月13日の事案であります。これは、都城署の警察官がミニパトで交差点手前で停止した相手方車両に追突した事故でございます。

この事故によりまして、相手方に頸椎捻挫の傷害及び車両の損害が発生したため、治療費、傷害慰謝料、修理費用等として71万8,370円を自

賠責保険、任意保険で損害賠償したものでございます。

続きまして、ページ、めくっていただいて、4ページ、一番上の平成26年7月31日の事案でございます。都城署の警察官が、交通事故現場で事故捜査作業をしておりました。その際、事故を起こした車両からオイルが漏れ出しているということに気づきまして、みずからの運転した車、警ら用の自動車を駐車中でありましたけれども、それを移動させようということの後退させましたところ、その後方に相手方車両が駐車しておりまして、それに接触したという事故でございます。

この事故によりまして、相手方車両の修理費用として3万9,320円を任意保険で損害賠償したものでございます。

一つあけまして、4ページ、3番目、平成26年8月16日の事案であります。これは、延岡署の警察官が交通事故捜査用の車両で、左折レーンが2カ所設置されている交差点がございまして、その交差点を左折しようとしておりました。歩道側を走行して左折しようとしていたわけでございますけれども、右側、左折レーン2カ所の右側、中央線寄りの車線を左折中の相手方車両がおりまして、若干膨らんだと思われませんが、相手方車両と接触した事故でございます。

この事故によりまして、相手方車両の修理費用として15万2,000円を任意保険で損害賠償したものであります。

県有車両による交通事故につきましては、以上の5件でございます。

交通の指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故は、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものであるということでございます。今後も防止対策

を強力に推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。

続いて、先ほど交通事故以外の損害賠償事案が2件ございますと申し上げましたが、これにつきまして御説明します。

同じページ、4ページの上から2番目、先ほど飛ばした欄ですけれども、平成26年8月11日の事案であります。日向署の警察官が、台風の通過に伴い署の駐車場において取り外していた立て看板を再度設置するという作業をしておりましたところ、突如として強風が吹きまして看板が倒れて、駐車場側に倒れたために駐車中の相手方車両に接触したという事故でございます。

この事故によりまして、相手方車両の修理費用として7万3,699円を県費から損害賠償したものであります。

一つあけまして、その下、4ページ、4番目の平成26年9月3日の事案でございます。これは、相手方車両でございますけれども、軽乗用自動車で都城署の志和地駐在所を相手方が訪れたわけでありますが、駐在所の駐車場入り口に設置されていた側溝のグレーチング、側溝のふたでございます。金属製のふたでございますが、その端を踏んだところ、グレーチングが、てこのような原理でしょうか、反対側から跳ね上がりまして相手方車両の側面にぼんとぶつかったと、接触したという事故でございます。

この事故によりまして、相手方車両の修理費用として8万6,713円を県費から損害賠償したものでございます。

今回は、交通事故以外に2件の損害賠償事故を御報告させていただきましたが、職員に対しまして、警察職員がその職務に関し、損害を与えた場合には、県民の大切な税金が支出されることを改めて認識させるとともに、施設管理に

においても施設の点検等を行い、この種事故の再発防止に努めてまいります。

以上、損害賠償額を定めたことについての御報告でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

報告事項について何か質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、ないようですね。

その他の報告事項に関する説明を求めます。

○鳥井交通部長 それでは、その他の報告ということで、お手元の薄い資料で、資料3でございます。平成26年の交通事故の概要と本年の取り組みについて、御報告させていただきます。

まず、1の交通事故の発生状況についてであります。

平成26年中、発生件数9,759件で、前年比マイナス699件、亡くなられた方49人で、前年比マイナス10人、交通事故による負傷者1万1,534人で、前年比マイナス1,055人ということで、発生件数、死者、負傷者いずれも大幅に減少しており、特に発生件数は6年ぶりに1万件を下回ったところでございます。

また、表の右側ですけれども、ここに過去5年間の平均を出しておりますけれども、過去5年と比較しましても、いずれも減少しておるところでありまして、各種施策の取り組みの成果、これがあらわれてきているものというふうに評価してるところであります。

また、表の下のグラフでございますけれども、過去10年間の交通事故死者の推移をあらわしたものでございます。棒グラフが全国、本県を折れ線グラフであらわしております。全国は、減少傾向を続け、昨年は4,113人、また、本県の死者49人ということで、平成20年の48人に次ぐ少ない数となっております。ただ、全国、本県と

もに、ここ数年、死者数の減少幅は小さくなりつつあるところでございます。

続きまして、項目2の平成26年の交通事故の主な特徴についてでございます。

交通事故の特徴としましては、事故原因別では、依然として前方不注視、安全不確認といった緊張感を欠いた、いわゆる、てげてげ運転によるものが多く、全事故の7割を占めております。

時間帯別では、朝夕の通勤、通学時間帯が多く、全事故の3割が発生しております。

道路形状別では、交差点、交差点付近での事故が半数を占めておる。また、7割が追突、出会い頭の事故といった特徴が上げられます。

一方、死亡事故の特徴でございますけれども、特徴の1点目は、全死者に占める高齢者の割合が6割以上と、49人中31人、63.3%ということで、全国平均よりも10ポイントも上回っております。

2点目は、高齢者が第一原因者となる死亡事故の件数が、ほかの年代に比べて大きく上回っており、全体の4割を占めるといったことなど、高齢化が進展する中、高齢者対策というのがますます重要な課題となっております。

また、死亡事故の特徴の3点目としましては、やはり死亡事故においても3割が脇見、安全不確認といった、てげてげ運転による事故です。

昨年は、昼間の発生が多かったというのが死亡事故の特徴でございます。

このような情勢を踏まえまして、平成27年の取り組みですけれども、交通事故の総量抑止と交通秩序の確立というのを最重点に掲げて、「ひむか6Sプラン」と銘打って、次の6項目、効果的な交通安全教育・広報啓発活動の推進、高齢者の交通事故抑止対策の推進、良好な自転車

交通秩序の実現のための総合対策の推進、悪質・危険運転者対策等の推進、計画的な交通安全施設の整備及び合理的な交通規制の推進、夕暮れ時の交通事故防止対策の推進の6つの柱を基本とした交通安全対策、これを強力かつ地道に粘り強く推進しながら、交通事故の総量抑止に取り組んでまいりたいと思っております。

○西村委員長 説明が終わりました。

報告事項についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上をもちまして警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れ様でした。

暫時休憩をいたします。

午前11時9分休憩

午前11時13分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託をされました補正予算関連議案等について、教育長の説明を求めます。

○飛田教育長 教育委員会でございます。よろしく申し上げます。

まずは、お礼を申し上げます。2月15日に開催いたしました「みやざきの神楽 シンポジウム2015」には、押川副議長に御臨席を賜り、まことにありがとうございました。

また、県議会議員の皆様方においては、学校を視察していただいたり、いろんな行事に参加いただいたり、教育行政に関して本当にいろんな御支援をいただいておりますことに心からお礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、お手元の文教警察企業常任委員会

資料をお願いいたします。表紙をお開きいただき、左側の目次をごらんください。

今回、御審議いただきます議案は、議案第54号「平成26年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）」など3件、そして、目次にはございませんが、別冊で後で説明をさせていただきますが、報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」の1件を加えました計4件でございます。

目次の下のほうをごらんください。その他の報告事項といたしましては、第二次宮崎県教育振興基本計画の改定及び宮崎県立高等学校教育整備計画（中期実施計画）の2件を報告させていただきます。

このうち補正予算についてであります。右にあります1ページをごらんください。

今回の教育委員会の一般会計補正予算は、表の下から5段目の太線で囲んでおります合計の欄の右から3番目に記載しておりますように、40億9,488万円の減額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その右の欄にありますように1,048億8,753万2,000円であります。

なお、今回の一般会計補正予算につきましては、2つ左になりますが、6,897万8,000円の増額補正もあわせてお願いするものでありまして、これは国の緊急経済対策の実施に伴い、教育委員会において緊急に対応すべき経費でございます。

また、特別会計の補正予算は、下から2段目の太線で囲んでおります合計の欄の右から3番目に記載しておりますように、2億1,981万6,000円の増額補正をお願いするものでありまして、補正後の額は、その右の欄にありますように、18億6,349万2,000円あります。その結果、一番下の太線で囲んでおります総計の欄の右から3番目にありますように、38億7,506万4,000円の

減額補正をお願いするものでございまして、補正後の額は、その右の欄にありますように、1,067億5,102万4,000円となります。

私のほうからは以上であります。引き続き、関係課室長が説明いたしますので、御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○大西総務課長 総務課でございます。総務課関係の平成26年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の平成26年度2月補正歳出予算説明資料をお願いいたします。総務課のインデックスのところ、393ページになります。表の一番左、補正額の欄をごらんください。

今回の補正は、一般会計1億1,980万9,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3番目の欄にありますように、32億5,626万8,000円となります。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

395ページをお願いいたします。

真ん中より少し下あたりになりますが、(目)事務局費の(事項)職員費1,650万3,000円の増額であります。これは、事務局職員の増等に伴うものであります。

次に、その下の(事項)一般運営費の1,177万円の減額であります。これは、主に老朽化等に伴いまして、来年度の実施を予定しております中部教育事務所の庁舎移転に係る工事請負費の執行残などによるものであります。

次に、396ページをお願いいたします。

下から3段目、(目)教育研修センター費の(事項)教育研修センター費1億698万3,000円の減額であります。これは、主に、次のページの説明欄の4、教育研修センター施設改修事業における設計委託料や工事請負費の執行残などによ

るものであります。

次に、その下にあります(目)社会教育総務費の(事項)職員費2,447万8,000円の減額であります。これは、社会教育関係職員の執行残等に伴うものであります。

その下にあります(目)保健体育総務費の(事項)職員費822万5,000円の増額であります。これは、保健体育関係職員の増等に伴うものであります。

総務課関係は以上でございます。

○田方財務福利課長 財務福利課関係について御説明を申し上げます。

お手元の平成26年度2月補正歳出予算説明資料の財務福利課のインデックスのところ、399ページをお願いいたします。

財務福利課の補正予算額は、総額で2,907万8,000円の増額補正でございます。補正後の額は、同じ行の右から3列目、83億3,938万8,000円であります。その内訳につきましては、1段下の一般会計の欄にあります1億9,073万8,000円の減額補正、5段下にあります特別会計が2億1,981万6,000円の増額補正であります。

それでは、補正をお願いいたします主な事項につきまして御説明をいたします。

401ページをお願いいたします。

ページ、中ほどの(事項)維持管理費につきまして、1億9,055万9,000円の減額補正をお願いしております。これは、学校施設の維持管理に係る営繕工事等の入札執行残であります。

次に、402ページをお願いいたします。

上から3段目、(事項)育英事業費につきまして、2億5,378万円の増額補正をお願いしております。これは、国から移管を受けた高校生に対する奨学金貸し付けに係る交付金が当初の見込みを上回ったことに伴い、宮崎県育英資金特別

会計への繰出金を増額するものでございます。

次に、下から4段目、(事項)高等学校等生徒修学支援基金事業費につきまして、3,507万9,000円の減額補正をお願いしております。これは、基金の取り崩しの算定基礎となる対象者の減によるものでございます。

次に、下から2段目、(事項)高等学校就学支援事業費につきまして、3,000万円の減額補正をお願いしております。これは、奨学のための給付金の支給額に変更があったことなどによるものでございます。

次に、403ページをお願いいたします。

ページ、中ほどの(事項)学力向上推進費につきまして、2,326万3,000円の減額補正をお願いしております。これは、生徒用パソコンのリース契約における入札執行残によるものなどあります。

次に、404ページをお願いをいたします。

上から3段目の(事項)一般運営費(高等学校費)につきまして、1,582万5,000円の減額補正をお願いしております。これは、学校の各種設備の保守管理に係る委託料の執行残などによるものであります。

同じく、ページ、中ほどの(事項)定時制及び通信制教育振興費につきまして、944万4,000円の減額補正をお願いしております。これは、修学奨励費貸付金の貸与生が当初の見込みを下回ったことによるものなどであります。

次に、405ページをお願いいたします。

一番下の(事項)文教施設災害復旧費につきまして、9,126万6,000円の減額補正をお願いしております。これは、各種災害により被害を受けた教育施設等の災害復旧に要する経費であります。本年度は、災害復旧で対応を要する災害が少なかったことによる執行残であります。

次に、407ページをお願いいたします。

育英資金特別会計であります。(事項) 育英事業費につきまして、2億1,981万6,000円の増額補正をお願いしております。これは、国から移管を受けた高校生に対する奨学金貸し付けに係る交付金が当初の見込みを上回ったことなどにより、一般会計から繰り入れを行うものであります。

続きまして、お手元の別冊になりますが、平成27年2月定例県議会提出議案(報告第1号)について御説明を申し上げます。平成27年2月定例県議会提出議案(報告第1号)であります。

1ページをお願いします。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、育英資金貸付金の返還請求に係る訴えの提起についてであります。平成27年2月16日付で専決処分を行ったものについて報告をし、その承認を求めるものでございます。

内容につきまして御説明を申し上げます。3ページをお願いいたします。

育英資金につきましては、増加する返還者への対応といたしまして、返還促進のための対策に取り組んでるところであります。今回の1名につきましては、訪問等による再三の催告を行っても一度も返還せず、悪質であることから、延滞返還金等の一括返還の訴えを提起するものでございます。

財務福利課は以上でございます。

○川越学校政策課長 学校政策課関係の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料でございますが、学校政策課のインデックスのところをおあげいただきたいと思います。409ページでございます。

学校政策課の補正額としましては、8,442

万9,000円の減額補正でありまして、補正後の額は、右から3番目でございますが、6億5,479万5,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

411ページをお開きください。

初めに、一番下の(事項) 学力向上推進費3,154万7,000円の減額でございます。このうち、説明欄の8、高校生グローバル・リーダー育成支援事業2,010万6,000円の減額でございます。これは、国の委託事業で、国際的に活躍できる人材を育成するスーパーグローバルハイスクールの指定に係る経費でございますが、国の委託決定に伴い、減額するものでございます。

ページをめくっていただいて、412ページをらんください。

一番上の(事項) 指導者養成費3,525万5,000円の減額でございます。このうち、説明欄の3、初任者研修事業2,094万円の減額でございます。これは、新規採用の教員が校外の研修で不在となる期間に、その補充として配置する非常勤講師の報酬や旅費等の執行残であります。

次に、4の国際理解教育推進事業879万4,000円の減額でございます。これは、主に、外国語指導助手の雇用に係る経費であります。外国語指導助手の任用期間は、上限を5年とし、毎年更新を行っております。また、報酬額は、任用期間によって異なっておりますので、本年度は、報酬単価の低い外国語指導助手の更新人数が多かったことによる報酬等の執行残であります。

次に、下から2つ目の(事項) 生徒健全育成費872万4,000円の減額でございます。このうち、説明欄の3、問題を抱える子ども等の自立支援事業574万円の減額でございます。これは、国の

委託事業で、不登校など児童生徒が抱える問題に対する外部人材を活用した効果的な支援等の調査研究に係る経費であります。国の委託決定に伴い、減額するものでございます。

次に、補正予算追加分について御説明いたします。

別資料でございますが、平成26年度2月補正歳出予算説明資料（議案第78号）と書いてある冊子がございます。78号議案、2つございますので、ちょっと厚目のほうでございます。学校政策課のインデックスのところでございます。143ページをお開きください。

学校政策課の補正額としましては、4,384万5,000円の増額補正でありまして、補正後の額は、右から3番目でございますが、6億9,864万円となります。

それでは、その内容につきまして御説明いたします。

145ページをお開きください。

（事項）就職支援活動促進費4,384万5,000円の増額で、1の新規事業「みやざきの産業を支える県内就職推進事業」でございますが、詳細につきましては、また別な資料がございます常任委員会資料のほうで御説明をいたします。文教警察企業常任委員会資料（補正）と書いてございます。教育委員会という名前で、下のほうに書いてございますが。

2ページをお開きください。

1の事業の目的・背景であります。県外流出による人口減少や、高校生の早期離職が懸念される中、宮崎県の活性化のために、地域の産業を支える人材の確保が必要であります。

このため、就職戦略コーディネーターを県内に9名配置し、県内への就職支援や離職防止に向けた取り組みを通して、高校生の県内企業就

職者数及び職場定着率の増加を図るとともに、実践的就職体験モデル校を2校指定し、生徒の実践的な就業体験を通して、県内企業の理解、ミスマッチの解消、社会的資質及び学習意欲の向上を図るものであります。

次に、2の事業の内容であります。が、（1）の就職戦略コーディネーターによる就職支援や離職防止に向けた取り組みにつきましては、企業訪問による詳細な情報収集及び各学校への提供等を実施するものであります。

（2）の専門高校等の実践的就業体験のための学校と企業等が連携した取り組みにつきましては、実践的就業体験モデル校の生徒が県内企業に出向いて実践的な就業体験に取り組むものであります。

3の事業費であります。が、4,384万5,000円を計上しております。

4の事業期間につきましては、平成26年度であります。これにつきましては、後ほど御説明いたします。

5の事業効果につきましては、県内就職支援を通して、高校生等の県内企業就職者数及び職場定着率の増加が図られるとともに、専門高校等の実践的就業体験を通して、生徒の県内企業の理解、ミスマッチの解消、社会的資質及び学習意欲の向上が図れるものと考えております。

次に、平成27年2月定例県議会提出議案（議案第78号）でございます。

8ページをお開きください。

繰越明許費の補正の追加でございます。表の下から3段目の「みやざきの産業を支える県内就職推進事業」であります。これは、国の緊急経済対策の実施に伴い、先ほど御説明いたしましたとおり、補正予算を計上しておりますが、事業実施期間が不足することから、繰り越しと

なるものでございます。

学校政策課は以上でございます。

○坂元特別支援教育室長 特別支援教育室でございます。特別支援教育室の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の415ページ、特別支援教育室、インデックスのところをごらんください。

特別支援教育室の補正額といたしましては、3,965万3,000円の減額補正でありまして、補正後の額は、右から3番目の欄にあります2億914万3,000円となります。

それでは、主なものについて御説明申し上げます。

417ページをお開きください。

まず初めに、(事項) 県立特別支援学校整備費、説明欄の2の特別支援学校スクールバス整備事業の769万7,000円の減額であります。これは、明星視覚支援学校と延岡しろやま支援学校のスクールバス3台の更新を行ったものでありまして、入札の執行残により減額するものでございます。

なお、2校へのスクールバス導入は、2月中に完了いたしましたところでございます。

次に、(事項) 特別支援教育振興費であります。このうち、説明欄の5、特別支援学校医療的ケア実施事業の879万4,000円の減額でございます。この事業は、特別支援学校に看護師を配置するものでありますが、児童生徒の病気等による長期欠席等により、看護師の勤務日数が見込みよりも少なくなったことにより生じた報酬等の執行残を減額するものでございます。

次に、説明欄の9の県立高等学校生活支援推進事業の570万2,000円の減額でございます。この事業は、県立高等学校に在籍する身体に障

いのある生徒の介助を行う生活支援員を配置するものでございますが、対象生徒の欠席や予定していた対象生徒の進学変更により配置を要しなくなったため、人件費等の執行残を減額するものでございます。

次に、説明欄の13の文部科学省委託事業であります特別支援学校センター的機能充実事業の603万7,000円の減額でございます。この事業は、国の委託を受けて、特別支援学校に臨床心理士等の専門家を派遣するものでありますが、減額の主な理由は、国の委託額の決定によるものでございます。

その他につきましては、それぞれの事業における事務費等の執行残でございます。

特別支援教育室の説明は以上でございます。

○西田教職員課長 教職員課関係の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の教職員課のインデックスのところ、419ページをお開きください。

一般会計34億7,280万6,000円の減額補正をお願いしております。補正後の額は、右から3列目の920億5,576万円となります。

以下、主なものについて御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、421ページをごらんください。

まず、上から5段目の(事項) 教職員人事費であります。1億6,897万6,000円の減額をお願いしております。

これは、主に、学校非常勤講師などの報酬等につきまして、勤務日数の実績が当初の見込みを下回ったために減額するものであります。

次に、422ページをお開きください。

一番上の(事項) 退職手当費であります。14億5,582万8,000円の減額をお願いしております。これは、退職者数が当初の見込みより減ったこ

とに伴いまして減額するものでございます。

次に、上から5段目の(項)小学校費であります。職員費につきまして、6億3,028万4,000円の減額を、また、(事項)旅費につきまして、6,808万4,000円の減額をお願いしております。

次に、(項)中学校費であります。職員費につきまして、4億4,879万3,000円の減額を、次ページに移りますが、(事項)旅費につきまして、2,968万円の減額をお願いしております。

次に、(項)高等学校費であります。職員費につきまして、3億5,967万5,000円の減額を、(事項)旅費につきまして、1,661万2,000円の減額をお願いしております。

続いて、(項)特別支援学校費であります。職員費につきまして、2億8,585万4,000円の減額を、(事項)旅費につきまして、649万6,000円の減額をお願いしております。

以上の職員費につきましては、教職員の給料や職員手当、共済費であります。いずれも職員数の減少等に伴う補正であります。

また、旅費につきましては、人事異動に伴う赴任旅費の実績減や、出張等の減に伴う補正であります。

教職員課は以上でございます。

○村上生涯学習課長 生涯学習課関係の補正予算につきまして御説明いたします。

資料は、歳出予算説明資料、同じ資料です。生涯学習課のインデックスのところをおあけください。425ページでございます。

今回の補正額は、6,154万5,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の額は、ページの右から3番目でございますが、5億484万8,000円となります。

主なものについて御説明いたします。

次の427ページをおあけください。

上から4段目の(目)社会教育総務費につきまして、817万8,000円の減額をお願いしております。

主なものは、中ほどの(事項)成人青少年教育費の説明欄の2、県民総ぐるみ学び推進事業の504万1,000円でございます。この事業は、国費と県費から市町村へ補助を行っておりますが、その交付額の決定に伴う減額でございます。

次のページ、428ページをお開きください。

上から3段目の(目)図書館費につきまして、911万2,000円の減額をお願いしております。

主なものは、その下にございます(事項)図書館費の説明欄の1、管理運営費の614万6,000円の減額でございます。これは、図書館の清掃や警備などの委託料の入札残などによるものでございます。

次のページ、429ページをお願いいたします。

1段目の(目)美術館費につきまして、4,425万5,000円の減額をお願いしております。

主なものは、その下の(事項)美術館費の説明欄の2、管理運営費が549万9,000円の減額でございます。これは、美術館の光熱費の執行残によるものでございます。

また、同じ説明欄の4、県立美術館空調設備更新事業が3,053万9,000円の減額でございます。これは、美術館の空調更新工事を行った工事請負費の入札残でございます。

次に、補正予算追加分について御説明いたします。

平成26年度2月追加 歳出予算説明資料(議案第78号)をお願いいたします。

147ページ、生涯学習課のインデックスのところでございます。

生涯学習課の補正額としましては、533万5,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額は、ページの右から3番目でございますが、5億1,018万3,000円となります。

その内容につきまして御説明をさせていただきます。

149ページをおあけください。

上から5段目の(事項)成人青少年教育費の説明欄の1、新規事業「みやざきを興すみやざき人財養成塾事業」について、533万5,000円の増額をお願いしております。

詳細につきまして御説明したいと思います。お手元の常任委員会資料で説明をさせていただきます。常任委員会資料の3ページをお開きください。

1の事業の目的・背景であります。この事業は、宮崎のこれまでの歴史や現在の状況を知り、またこれからの宮崎を考えていこうとそのような塾を開講いたしまして、宮崎への理解を深め、その上で宮崎の次代を担い地域おこしの核となる人財の育成を図っていこうというものでございます。

また、その塾生が今後宮崎で活躍できるよう、県内の地域貢献活動を行う地元企業等と連携しまして、県内への就職を推進していこうというものでございます。

次に、2の事業の内容であります。①にありますように、まず学識経験者や企業関係者、塾の参加者、受講生をメンバーとする企画会議を開催いたしまして、具体的な講義の組み立て等プログラムの検討などを協議してまいります。

次に、②の「みやざき人財養成塾」の開講であります。①にありますように、大きな組み立てとしまして地方創生に求められる人財とか地方創生とは何かということ、現代につなが

る宮崎の歴史、宮崎の魅力や課題、宮崎の将来像などを主な学習内容にしたいと考えております。

座学だけでなく、ワークショップやプレゼンテーションを取り入れた講座とすること、また県外の学生を対象とした特別講座も実施したいと考えております。

②の講師につきましては、さまざまな角度から現在の宮崎県の成り立ちを講義ができる専門家また、企業のトップや行政関係者などに、講師をお願いしたいと思っております。

③にありますように、塾生は、やる気のある高校生や大学生、青年を対象とし、100名程度の募集を考えております。やる気のあるというのは、地域づくりへの参画意欲が高いというような意味であります。

次に、③にあります。新聞広告やポスターをつくることによりまして、産業人財育成や地域おこしに取り組む人財の育成に企業と連携して取り組む県の姿勢を県民にアピールしたいと考えております。

④にありますように、養成塾のワークショップ等に地元企業に参加・協力をいただきまして、塾生の地元企業への就職につなげてまいりたい、そのような仕掛けをしてまいりたいと考えております。

また、塾生を生涯学習課の人財バンクに登録するなどしまして、塾生が地域づくりに参画するための支援、後押しをしてまいりたいと考えております。

3の事業費であります。533万5,000円を計上しています。

4の事業期間につきましては、平成26年度であります。これにつきましては、後ほど御説明いたします。

5の事業効果であります、本事業に取り組むことによりまして、(1)にありますように、意欲のある人財の県内就職が進み、地域の活性化につなげていくことができるものと考えております。

また、(2)にありますように、地元企業は意欲のある人財と出会い、企業の魅力をPRすることができ、また、(3)にありますように、塾生にとりましては地元企業の魅力を早い段階で知り、地元への就職についての意欲を高めることができるものと考えております。

次に、平成27年2月定例県議会提出議案(議案第78号)をお願いいたします。

表の下から2段目の、みやぎきを興すみやぎき人財養成塾事業でございます。これは、国の緊急経済対策の実施に伴いまして、先ほど御説明いたしましたとおり補正予算を計上しておりますが、事業実施期間が不足することから、繰り越しとなるものであります。

生涯学習課関係は以上でございます。

○日高スポーツ振興課長 スポーツ振興課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料、スポーツ振興課のインデックスのところ、431ページをお開きください。

今回の補正は、一般会計で4,080万円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の額は、ページの右から3列目の11億4,719万7,000円となります。

それでは、主なものにつきまして御説明いたします。

433ページをお開きください。

ページの一番下の段にあります(事項)スポーツ施設管理費でございます。604万円の減額補正をお願いしております。

主なものとしましては、次の434ページをお開

きください。

ページ上段にあります2の施設・整備費で、県総合運動公園の陸上競技場における写真判定装置やフィニッシュタイマーなどの備品購入に係る執行残でございます。

次に、その下にあります(事項)健康教育指導費でございます。526万9,000円の減額補正をお願いしております。

主なものとしましては、2の養護教諭等研修事業における非常勤講師の報酬や研修に係る講師謝金や旅費などの執行残でございます。

次に、その下にあります(事項)保健管理指導費でございます。429万4,000円の減額補正をお願いしております。

主なものとしましては、1の県立学校児童生徒保健管理指導における児童・生徒の各種健康診断や心臓検診に係る健診料等の執行残でございます。

次に、その下にあります(事項)学校安全推進費でございます。1,009万6,000円の減額補正をお願いしております。これは、1の日本スポーツ振興センター共済事業における学校管理下での児童生徒の負傷や疾病などに対する共済給付金の執行残でございます。

最後に、次の435ページをごらんください。

一番上の段にあります(事項)体育大会費でございます。853万9,000円の減額補正をお願いしております。

主なものとしましては、1の国民体育大会経費における選手派遣に係る経費等の執行残でございます。

スポーツ振興課は以上でございます。

○大西文化財課長 文化財課の補正予算について御説明いたします。

平成26年度2月補正歳出予算説明資料をお願

いたします。文化財課のインデックスのところ、437ページをお願いいたします。

今回の補正は、一般会計予算で、1億5,237万8,000円の減額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、5億625万4,000円となります。

それでは、その主なものにつきまして御説明いたします。

440ページをお開きください。

初めに、3段目の(事項)埋蔵文化財保護対策費につきまして、1億2,735万2,000円の減額補正をお願いしております。

主な理由といたしましては、説明欄の3の農業水利・土地改良事業発掘調査におきまして、九州農政局が実施した農業水利事業におきまして、当初の予想より出土遺物等が少なかったことなどにより、発掘調査の経費が減額となったものであります。

また、その下の4、埋蔵文化財発掘調査の(1)国道等発掘調査及び(2)東九州自動車道関連発掘調査におきましては、国土交通省や西日本高速道路株式会社からの調査依頼が、事前の予定より少なかったことにより、発掘調査経費の減額となったものであります。

なお、国道等及び東九州自動車道関連発掘調査は、事業者であります国土交通省と西日本高速道路株式会社から、県が委託を受けて実施するものでありまして、経費は全額、各事業者の負担となっております。

次に、同じページの下から2段目の(事項)博物館費につきまして、608万円の減額補正をお願いしております。

次のページになりますが、一番上の段、説明欄の2、管理運営費でございますが、主に、博物館管理棟の老朽化したサッシ改修工事等に係

る入札の執行残であります。

続きまして、繰越明許費について御説明申し上げます。

お手元の平成27年2月定例県議会提出議案(平成26年度補正分)と書かれた冊子をお願いいたします。

資料の11ページでございます。

繰越明許費補正の追加でございますが、文化財課分につきましては、表の下から6段目にあります教育費、社会教育費、事業名「民家園文化財再生・伝世事業」でございます。

現在、県総合博物館には、江戸時代に建てられました民家が展示されております。この民家園の改修工事に当たりまして、耐震診断を行ったところ、耐震補強が必要との結果が出されました。

民家園は国の重要文化財に指定されている関係から、文化庁の指導を受けながら耐震補強工事の検討を行いました。その検討に日時を要し、工期が不足いたしますことから、2,921万9,000円の繰り越しをお願いするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。

同じ資料の15ページをお開きください。

債務負担行為補正の変更でございますが、一番下の文化財課のところをごらんください。

これは、民家園文化財再生・伝世事業につきまして、先ほど御説明させていただきましたが、民家園の耐震診断の結果、耐震補強工事が必要となり、新たな経費が必要になりましたことから、債務負担行為限度額の増額をお願いするものでございます。

なお、変更後の限度額は8,263万2,000円となります。

次に、補正予算追加分につきまして御説明いたします。

平成26年度2月補正歳出予算説明資料(議案第78号)の文化財課のインデックスのところ、151ページをお開きください。

文化財課の補正額といたしまして、1,979万8,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、5億2,605万2,000円となります。

それでは、その内容につきまして御説明いたします。

153ページをお開きください。

6段目の(事項)考古博物館費で、1,979万8,000円の増額をお願いしております。

内容は、その下の説明欄の1、新規事業「ICTを活用した西都原考古博物館魅力発信事業」でございますが、詳細につきましては、お手元の常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任委員会資料の4ページをお願いいたします。

1の事業の目的、背景であります。2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催決定や西都原古墳群の世界文化遺産登録を目指す取り組みの中で、西都原考古博物館の魅力を多言語や多様な媒体で情報発信していく必要がございます。

そのため、外国語によるホームページやQRコードの活用(携帯電話等を使用した情報の取得)など、ICT(情報通信技術)を活用した外国語によるガイド機能の向上を図るものであります。

また、旅行関係雑誌や公共交通機関を利用した広告を行い、より広い範囲から本県への集客拡大を目指すこととしております。

次に、2の事業の内容であります。⑴の

外国語による情報提供の充実につきましては、英語・中国語・韓国語の3カ国語によるホームページの作成やQRコードによる展示解説等の情報提供を行うものであります。

⑵の情報提供システムの整備といたしましては、インターネットに接続できるよう館内Wi-Fiアクセスポイントの設置やスマートフォンなどにも対応できるモバイル版ホームページを作成することとしております。

⑶の広報PRにつきましては、旅行関係雑誌や公共交通機関を利用した広告を行う予定でございます。

3の事業費であります。1,979万8,000円を計上しています。

4の事業期間につきましては、平成26年度であります。これにつきましては、後ほど御説明いたします。

5の事業効果であります。外国からの旅行者等へのサービスの向上や、考古博物館をより積極的にPRすることで、来館者の増加や国際的な知名度を上げることにつながるとともに、Wi-Fi環境の整備やQRコードシステム等を構築し、活用することにより、多様化したニーズに応えることができると考えております。

次に、平成27年2月定例県議会提出議案(議案第78号)をお願いいたします。

資料の8ページをお開きください。

繰越明許費補正の追加でございます。

表の下から2段目の教育費、社会教育費、ICTを活用した西都原考古博物館魅力発信事業であります。

これは、国の緊急経済対策の実施に伴い、先ほど御説明いたしましたとおり、補正予算を計上しておりますが、事業実施期間が不足することから繰り越しをお願いするものであります。

文化財課は以上でございます。

○黒木人権同和教育室長 人権同和教育室について御説明いたします。

歳出予算説明資料の人権同和教育室のインデックスのところ、443ページをお開きください。

一般会計で170万円の減額補正をお願いいたしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますとおり、839万3,000円となります。

その主な内容について御説明いたします。

445ページをお開きください。

上から5段目にあります、(事項)人権教育総合企画費で115万3,000円の減額補正をお願いいたしております。これは、人権啓発資料作成など人権教育の総合企画に要する経費の執行残でございます。

次に、(事項)人権教育連絡調整費でございますが、54万7,000円の減額補正をお願いいたしております。これは、人権教育関係団体等との連絡調整に要する経費の執行残でございます。

以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

1時10分に再開したいと思います。

暫時休憩をいたします。

午後0時8分休憩

午後1時8分再開

○西村委員長 委員会を再開をいたします。

執行部の説明が終わりましたので、議案についての質疑をお願いいたします。

○高橋委員 教職員課、422ページ。退職手当に要する経費の関係で、所要見込み額の減ってということで減額補正なんですけど、従来は、いわゆる退職予定っていうのはわかるわけで、足りなかったっていうのがいわゆる駆け込み退職と

かそういうのがあったけど、今は、いわゆる若年退職とかがあって、普通だったら定年退職だけを計上すればいいわけなんだけれども、それ以外の人たちの退職手当も予想して計上されるわけですが、これ減ったっていうところをもう少し説明をいただくと助かります。

○西田教職員課長 今、言われた退職手当のことについてであります。平成26年度の当初予算は平成26年の1月に編成作業を行っております。そういうことで、勸奨退職者数の積算については、平成24年度の実績をもとに、予算に不足が生じることをないように119名を見込んでおりました。退職希望者調査の結果を踏まえて、今回、59名減の60名で減額補正をお願いしております。

もう一つは、定年退職者数なんですけれども、平成26年1月の在職者のうち26年末で定年を迎える職員を249名見込んでいましたが、定年退職予定者のうち15名が平成25年度に退職しまして見込みが15名減ったというようなことであります。

○高橋委員 定年退職者の15名っていうのは、ちょっと置いといて、当初119名を見込んでいた若年退職者が60名になったということで、むしろ、私は、これいいことだと思って今、聞いていました。いわゆる、何ていうんでしょうか、定年まで勤めていたことが一番、これよろしいわけで、個人によってそれぞれの都合もあるかもしれませんが、いろいろ仕事に対する、何ていうんですか、ちょっと低下したって、しかし、マイナス補正は余りよくないんですが、それが今回、いいマイナス補正だなというふうに思います。

次に、赴任旅費の関係ですけど、それぞれ小学校、中学校、高等学校、赴任旅費がマイナス

の補正なんですけど、これは赴任旅費ですから赴任する経費、旅費を見る経費だと思うんですが、いわゆる異動があって自宅から遠いところは赴任旅費っていう規定があると思うんですけど、それは規定どおりに予算を計上するという事で、まずはその説明をいただきたい。

○西田教職員課長 その都度の計算はなかなかその前にはできないので、大枠で計算をしているというようなことです。例年、不足が生じないように一応予算を取っておくということです。

○高橋委員 私がちょっと思ったのは、異動発令があって、そこに住むだろうということじゃないですよね。宮崎を中心に通勤者が多いっていうのが今の現状だと思いますが、その傾向がますます多いがためにマイナスで補正になったのかなと私なりにこの解釈をしたとこでしたが、そうじゃないんでしょうか。本来であれば赴任旅費を出すことになったんでしょうけれども、そこに住まないか、通勤だから通勤手当を増額すればいいことになったということに理解したらいいのかなという、そういう問いです。

○西田教職員課長 それまでの年度別で見ますと、赴任旅費について、そう大きく差をつけてないということにあります。そういうことで、やっぱり不足額が生じないようにという形でしか今のところ計算できておりませんので、だから、今おっしゃったように、異動のない、異動をしても——予算編成時に異動が明らかでないために、どうしても予算の不足が生じないようにしてるということにあります。

○高橋委員 ちょっと私、理解をするために問いの仕方を変えますけど、例えば宮崎の市内の勤務の先生が都城に発令があった。これは赴任旅費の該当になるんですか。

○西田教職員課長 なり得ます。

○高橋委員 であれば、私は、これも推察しませんが、宮崎、都城間は可能であれば通勤をしてらっしゃる方が多いんじゃないかなって。だから、そういったところの関係はあんまり深く考えなくてもいいってということですか。ちょっと……。

○西田教職員課長 今おっしゃったように、結局異動が成り立って初めてその計算を始めますので、その前の予算編成段階においてなかなかそこまで詳細に計算できないために、予算が不足しないように余裕を持っておくということになります。

○高橋委員 わかりました。ありがとうございました。

続けて、いいですか。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○高橋委員 委員会資料の3ページの、私はちょっと飲み込みが悪いのかもしれませんが、事業の内容の説明を聞きながら、塾の受講生とかで企画会議をつくるということで説明がございました。100名程度、受講生を募集するわけですが、もう少し塾の受講生を入れる、いわゆる意味とか狙い、もう少し説明いただくとうかがいたいです。

○村上生涯学習課長 この企画会議は、主たるメンバーは学識経験者とか企業の方とか、いろんな方に入っていていただいて、これから求められる人材の増とか、それにふさわしい講義の内容とか、検討をしていただくわけですが、この研修はどちらかというと少しハードルの高い研修になるかというふうに思ってますが、先ほど、やる気のある人を募集するというふうに申し上げましたけれども、ある程度地域で既に活動をしている人とか実績のある人とかいう方に

も受講をしていただきたいと。ですから、ある程度いろんなところにお声かけをして募集をするという側面もあるというふうに理解していただいて、そういった方にも入っていただいて、実地でいろんな活動をしてる方からもいろいろ意見を聞いて企画を立てたいということでございます。

○高橋委員 こういう類いのと言ったら失礼ですけれども、こういった塾は、市町村レベルでも結構やってる、例えば日南でいうと振徳塾とかあるわけですけど、こういう人財養成っていうのは、私は長いスパンがかかると思うんです。1年でどうのこうのはならんと思いますし、ましてやこの事業は一応単年度、じゃないんですか。

○村上生涯学習課長 予算の仕組みからいきますと、今の段階では単年度ということでお願いをしておりますが、端的にいきますと、地域創生に係る国の交付金を活用しての事業でございまして、この事業につきましては、今、委員がおっしゃられたような息の長い取り組みにさせていただければということで今のところ考えております。

○高橋委員 ぜひこの事業、地域創生が背景にあってお金が流れてきたわけでしょうけど、知事の柱となる人財ですから、ぜひこれはずっと続けていただきたいなということでお願いをします。

後でまた。以上です。

○徳重委員 学校政策課の412ページなんですけど、初任者研修事業2,094万円の減額ということなんですけど、これ、初任者研修はなぜこんなに減ったのか、ちょっと教えてください。

○川崎学校支援監 残が出ておりますけれども、初任者研修の場合には指導教員や教科指導員の

後補充、また、その研修で学校を離れて校外に初任者の先生が行かれる場合に、後補充ということで非常勤の先生が入られるんです。その先生方の、非常勤の方々の報酬等の予算も組んでたんです。ところが、実際には校外研修で15日ほどしか出ないものですから、なかなか15日ぐらいで非常勤の先生方を見つけられないという状況等がありまして、その分が余ってしまったということでございます。

○徳重委員 研修には行かれた、そして、非常勤の職員はいない。後、誰が見るんですか。

○川崎学校支援監 ほとんどの学校は後補充が入ってくるんですけども、特に小学校の場合でしたら後補充が入ってますけれども、中学、高校の場合、教科の関係もありまして、なかなか後補充が見つからないということで、その先生が、新任の先生が初任者研修で出られたときには、学校のほうで時間割等を調整しまして校内で助け合うといいますか、そういった形で、子供たちが自習にならないように自助努力をしていただいているということでございます。

○徳重委員 そしたら、残った先生方は負担が大きくなるんですね。あるいは、教頭先生とか校長先生とか代替するということはないわけですか。

○川崎学校支援監 ですから、その分をできるだけ見つけていただくようにということで、講師等の紹介もしておりますし、最大限の努力はしていただいておりますけれども、どうしても中学校、高校で見つからなかったときにはということで残が出てしまったんですけども、実際は非常勤講師が雇えるだけの報酬は確保しておかないといけないということで、予算化はしているところでございます。確かに、初任者がいらっしゃる学校の先生には、授業の振りかえ

とか自習にならないために入るとかっていうことで若干負担はあるかとは思いますが。

○徳重委員 そうなった場合、何というんですか、周りの先生方の負担が大きくなると思うんですよね。その分は何か、手当とか何とか出るもんですか。ないんですか。

○川崎学校支援監 手当というのは特に出ませんけれども、初任者を配置した時点で、入ってきたら学校全体、全職員で初任者を育てるということでお願いをしておりますので、そこあたりは、年間15日のことですので、申しわけないんですけれども、やっていただいているというのが現状でございます。

○徳重委員 やはりそういうはっきりした目的があるわけですね。初任者研修、どうしても出さなきゃいけないというのは、もう前もって決まってるわけですから、ある程度の確保しているんですか、そういったものは事前にやっぱりやっておくべきかなというのを感じたところでした。ぜひそういう努力をしていただきたいなと、こう思っています。

それと、教職員課の退職手当、さっき高橋委員が、言われたのかな。14億5,500万円という大きな金額ですが、予定より何人少なかったんですか。

○西田教職員課長 正規職員の退職者数の見込みが、当初394人で組んでおりましたけれども、補正で327人ということで、67名の減ということになっております。

○徳重委員 その67名っていうのは非常に大きな数字だと思うんだけど、例年、こういう数字が出てくるものでしょうか。

○西田教職員課長 その年々で変わるというのが実情でございます。定年退職については、ある程度見込めますけれども、勸奨退職の場合、

その年々で変わって非常に予測が難しいというような状況であります。

○徳重委員 ここ四、五年のデータでいいですが、一番多いときでどれぐらいの数字が出てくるもんですか。

○西田教職員課長 平成24年度が103人おりました。これが、ここ5年間では一番多い数字となっております。

○徳重委員 わかりました。いいです。

○山下委員 委員会資料の2ページ、新規のみやざきの産業を支える県内就職推進事業。ちょっとお伺いしていきたいと思うんですが、今、高校生の卒業生の中で、どれぐらいが今、就職していますか。何割ぐらい。

○川越学校政策課長 データでございますが、平成26年3月卒業生につきましては、2,263名の就職決定者のうち1,248名が県内の就職であります。今年度は、12月31日現在で、2,172名の就職決定者のうち1,118名、51.5%が県内の就職という形になります。

○山下委員 それ以外の人たちは、今、卒業生が大体1万人ぐらいおるんですか。今、どれぐらいですか。

○川越学校政策課長 概算で大体そのくらいというふうに思っていたきたい。

○山下委員 じゃ、約1万人おれば、県内、県外に就職する人たちが2,000名ちょっとだろうという、ことしが2,172名ですよ。それ以外は専門学校とか大学に行っているという認識でよろしいんですか。

○川越学校政策課長 先ほどの数は県立高校の数で、私立高校も含めていきますと、1万617名が26年3月の高校卒業というふうになりますが、就職が3,094人、そして大学等の進学が4,620人、専修学校等の専門学校等が1,782名ということに

なります。

○山下委員 ありがとうございます。であれば、ただいま御説明がありましたように、この事業というのは、私立をひっくるめてだろうと思うんですが、3,094名、こういう人たちを地元にとどめようと、そのことだろうと思うんですが。今、非常にやっぱり景気が上向いてるというか、逆に企業に人材が足りない。介護の現場、そして、この前、トラック業界の皆さん方とも懇談会をやったんですが、運転手になってくれる人もいない。建設現場も人手が足りない。農業もどんどん法人化して大規模化してきてるんですが、そこでも雇用したいけれども雇用がなかなか来てくれないという。これが、もう今、宮崎県内の大きな、やっぱり若手労働力の確保にしても非常に労働力が足りないというのが現状なんです。

実は、ゆうべも宮崎市内で事業をやってる社長さんと一緒にちょっと会があったら、もう、以前は、いわゆる就職の面談をやって面接した後、二、三日間、検討して、それから採用するよという、内部検討の時間もあったけど、もう今はそういうことをやってたら、すぐほかに逃げられちゃうと。もう面接に来たら、即そこで採用と、労働賃金対価ももうパート料金の最低労働賃金どころじゃないと。もう今は、男で1,100円、1,200円、それぐらいの提示をしなないととても人が来てくれないっていうのが今の現状なんです。皆さん方は、今の、この宮崎県内の企業の求職と求職状況の認識はどれぐらいされてますか。

○川越学校政策課長 人手不足という情報につきましては、よく耳にするんですが、今現在、我々のほうで非常に看過できない状況というものの一つに離職率というのがございます。3年

内に高校卒業生が離職する割合が全国の割合を超えているということで、なぜそんなに3年以内に——県内に来る生徒で、行く生徒たちがそれでも少ない、少ないっていいですか——県外に行く生徒は就職がよくなってきてる中で、県内に残る生徒たちが、離職をする生徒が約5割近いということ、この辺について非常に危惧してるところがございます。

厚生労働省のアンケートをとると、実際に働いてみると仕事が自分に合わなかったという意見が一番多うございました。その次に、職場の人間関係がうまくいかなかった。この2つがかなりの割合を占めております。マッチングってよく言うんですが、企業と生徒のマッチングをいかにきちっとさせられるか。そのために、そこにちょっと書いてございますが、今度の事業においては、就職戦略コーディネーターっていう名前、ちょっと重たい名前をつけておりますが、を9名ほど拠点校に配置しまして、就職支援、離職防止等に向けた取り組みをやる企画をこの事業でやってございます。

○山下委員 かなり早期離職があるという話ですよね。であれば、私は今の説明を聞いて、この就職推進事業の中に、もっとやっぱりどこの職場でもあるだろうし、私たちも今までの過程の中でいろんな相談も受けてきた。だけど、その中でやっぱり思いとどまることも教育していかないといけない。だから、聞いてみるとわがままとか、そして権利だけ主張して義務を果たさない、そういうことも多いだろうと思うんです。したら、やっぱりその辺の精神的な教育やら、そして、夢を持たせる、何でしょうか、企業の責任もあるだろうし、そういうことも非常に必要かなと思ってます。

それから、実は、県内にも何か所も看護学校

というのがあろうと思うんですが、私、都城にも一つの例として、例えを言いますから聞いていただきたいと思うんですが、高校が終わって、高看に3年行って高看の資格を取るのかな。もう今はその人たちを地元に残そうということで、奨学金制度を与えて、今、一生懸命3年間の教育を地元の教材でやってる。そして、もう今、東京あたりからもう堂々と学校現場に入ってきて、もう今までの奨学金は私たちがもう一括、立てかえますと。それと、こういう住居を提供しますとか、給与ももうどんどん説明しながら、非常に宮崎県の人材を東京から求められてる。

だが、私はもういろんなことで、宮崎県も今、フードビジネスと地方創生という中で経済対策をしっかりとやっていこう、これが大きな目標、設定になってるんですが、ただ、東京にもう一極集中で、もうどうしてもやっぱり地方の人材を引っ張られる。この動きがとまらないと思うんです。というのは、もう今、東京も中心に、もう第2のバブルの時代に入ったというぐらいビルがどんどん建って、そして、7,000万、8,000万円のマンションが、もう億ションもそうでしょうけれども、どんどん売れる時代と。売れ出した途端に売り切れるというような話も聞くんですけども、その中で、やっぱり宮崎県の人材を具体的にとめることをしっかりと企業とも、結果、学校現場にも、もう全ての産業の中でそういう緊急的なものを対応していかないと、もう手ぬるいことではとても食いとめることは難しいのかなと思うんですが、非常にやっぱりその辺の認識をちょっとお聞きしたいがなと思って。

○川越学校政策課長 県外、特に大都市にやはり行きたいという生徒たちの多くの理由の中に、

収入を上げる生徒たちが非常に多いです。1番目に上げるのは、やはり収入と言います。果たして、本当に収入が高いということが、逆に言うたら地方のほうが収入が低いということが、本当に収入の高い低いということがどういふことを物語っているのかっていうことを、我々も含めながらやはりしっかりと考えていかないといけないし、生徒たちにも、都会に行くことの収入の高さっていうのと、地方に行くことで収入が低いっていうことは本当に比べられるのかどうかっていうこと、やっぱりそういったことは考えていかなきゃいけないんだっていうような感じがしますが、県外に流れていく生徒たちの多くは、今のところ県内に企業がない、例えば製造業であるとかというような場合が多いです。逆に、県内に残りたいっていう生徒たちもいるのは事実、特に女子の生徒さんとかは県内に残りたいっていう生徒がございますので、県内に残る生徒たちがおるんですが、県外に行く生徒は、たまたま自分が勉強してきた専門的な知識が生かしていけるような職場がない、そういったところがやはり県外に行くっていう場合があります。ただ、そういう中においても、中小企業の中で、学校の先生方がいろんな企業をしっかりと、宮崎の中にどういふ企業があるのか、やっぱりそういったことをまだ学んでないというところが実際にあります。ですから、こういった事業化を図ることによってコーディネーター、9人ほど協力していただくことになりますけれども、もうできれば、かつて人事課の担当者であった方とか、総務課の担当者であったような方を採用できればいいかなと思いますけれども、企業と学校がやはりしっかりとタッグを組んで、宮崎の中にもいい企業がたくさんあるんだよということをしっかりと認識するっ

ということがやはり我々が求めなきゃいけないところで、それを一つ一つ地道にやっていくことが県外流出の方策の一つにはなるのかなというふうに思っております。

○山下委員 ぜひお願いしたいと思うんです。今、現状で、例えば、ことし高校を卒業して就職する。都会におった子も、地元の企業に就職した子も、やっぱり相談の窓口は卒業時の就職の担当の先生であったり、そういう人たちに、自分の悩みが出たり、仕事を変えようとか、よそから帰ってきて、どっかまたいい就職がないとか、そういうものはやっぱり高校の先生方が対応はされてるんですか。取り組みをちょっと教えてください。

○川越学校政策課長 まさしくそのとおりで、ただ、全ての生徒が就職して、もとの学校の先生たちに相談するというような形がとられてるかっていったら、そういうわけではございません。そういった意味でも、先ほど言ったコーディネーター的な方々の存在を通しながら、そして企業と連携をとりながら、今、県内に働いている生徒たちがどんな状況であるのかっていう情報を収集しながら学校につなげていくとか、そういう動きを、やはり垣根をとってやっていかないといけないというふうに思っておるところです。情報をちゃんと収集するということが我々のやはり最初の務めだろうと。

○山下委員 ぜひ相談窓口やら、コーディネーターができるのであれば、幅広い相談窓口になれるように、そして、子供たちもそういう相談窓口があるんだよと。学校もぜひ、また、そういう相談相手にもなってほしいし、そこを周知徹底をしていただくと大変ありがたいと。でないと、やっぱり県内は、企業が伸びようとしても人材不足のためになかなか設備投資がで

なかったり、企業拡大ができなかったり、本当にその現状だろうと思っておりますので、まず、企業間の今の状況やらちゃんと把握をしていただいて、コーディネーターに目的をしっかりと持たせていただくとありがたいと。

○押川委員 関連しますけれども、県内の就職支援や離職防止に向けた取り組みを通して、高校生の県内企業就職者数及び職場定着率を増加させるということで、今、言いましたとおり、コーディネーターを県内に9名配置ということでもありますけれども、どういう方々を9名、人選をされるのか。もし、よければちょっと教えてください。

○川越学校政策課長 希望的っていいますと語弊がありますけれども、やはり企業の中で人事を担当したことのある、または総務を担当した方を優先的にやはり考えたいなというふうに思っております。理由は、企業が学校から就職等で採用をする場合には、当然人事課、また総務課等の方が非常に多うございますので、学校とのつながりを経験したことがある方をできるだけ採用していきたいなというふうに思っています。

○押川委員 9名の配置場所、わかれば教えてください。

○川越学校政策課長 現段階で考えているところは、拠点校としまして、延岡商業、門川、高鍋農業、都農、宮崎商業、本庄、都城商業、小林秀峰、日南振徳の9校が拠点校になりまして、それぞれ周辺の学校が担当校という形で連携をとりながら、その9名のコーディネートの先生たちが企業との情報等を流して指導をしていくというような形をとる計画であります。

○押川委員 常時、今、9校の学校にコーディネーターの方はいらっしゃるということで理解

していいですね。ありがとうございます。

それと、実践的就業体験モデル校というの、これ2校を指定ということではありますが、これも教えてください。

○川越学校政策課長 現在、2校のモデル校を考えております。一つは本庄高校です。もう1校は高鍋農業高校でございます。

理由は、本庄高校は、ことしの就職率を見てもそうなんですけれども、県内の就職率が実は最も高い学校でございます。そういった意味では、県内に残っていく可能性の非常に高い学校であるということを考えながら、それをいかにモデルとしてやっていくか、ということです。

それと、高鍋農業については、先ほども話題になっておりますけれども、新設されたフードビジネス課に対する、6次産業化ということが非常にやはり大事なところがございますので、6次産業化を目指している企業等も含めた、県内の企業等に就職を目指すというようなことを含めた狙いがございます。

この本庄高校と高鍋農業の2校をモデルに一応考えております。

○押川委員 一応、これ単年度ということでの説明だというふうに理解をしておるんですが、地方創生の一環としての追加でありますから、これを今後、事業をされるのはいつぐらいを大体目途にされるわけですか。もう繰り越しですから27年度になると思うんですが、この事業というのを27年度のどのぐらいの時期から起こしていかれるのか、計画があればちょっと教えてください。

○川越学校政策課長 現段階では、予算の関係がこのようにやっとなりましたので、26年度、継続という形で27年度を考えておりますが、これが定着するためには単年度だけではなかなか

難しいというふうに考えております。ですので、可能な限り定着するような形がとれるまでは事業を継続していきたいという希望は持っております。今の、現段階で何年というところまで決まっております。

○押川委員 いやいや、この事業は、ことし、26年度来て、もう期間がないから27年度から始めるわけですから、27年のいつぐらいから稼働されるのかということです。早くやってもらえないと意味がないと思います。

○川越学校政策課長 高鍋農業高校が5月から開始になります。本庄高校が、夏休みを利用するということがございますので、7月の夏休みからという形で今計画をしているところです。

○押川委員 ありがとうございます。この中で、モデル2校を今、言いましたように、5月あるいは夏休みということで、これは県内の企業あたりに生徒さん方が出ていく、あるいはまた、企業から来て説明会とかそういったことをされるっていいんですか。

○川越学校政策課長 実は、インターンシップというのが非常に今、取り沙汰されてますが、大体どこの学校も二、三日でインターンシップは終わってしまうということがございます。今回のインターンシップは、長期のインターンシップを狙ってますので、基本は企業のほうにお世話になってインターンシップを行うというような形をとることにしております。

○押川委員 それは例えば本庄であれば、希望者が企業に出向いて行ってインターンシップ関係で実習なりをするということでもいいですね。ありがとうございます。

そういう中で、こういうことでしっかり県内の企業に就職をし、そして、定着をしているような方向の中で頑張ってくださいということ

ありますから、ぜひお願いをしておきたいと思
います。

それから、文化財課、埋蔵文化財の関係で、
経費が減ったの減額補正ということでありま
すが、国道等の発掘調査あるいは東九州自動
車道の発掘調査、どのくらいで、何件あつて、
この経費が余ってるということでありま
すから、計画はどのくらいであつて、それ
だけいかなかったから減額補正でしょう
から、ちょっと内容を教えてください。

○大西文化財課長 国道等発掘調査と東九州
自動車道関連があるんですけども、まず、
国道等発掘調査につきましては、当初、
国土交通省が実施します都城道路の平
田遺跡、これ3,000平米ございました。
これをする予定でありましたが、用地買
収ができなかったために、ここが全く
調査ができなかったということがござ
います。

それから、同じ国道等発掘調査におき
ましては、高千穂日之影道路の発掘調
査を予定しておりました。ここに
つきましては、一部が用地買収のお
くれでできなかった。2カ所あつた
んですけども、もう1カ所が、調査
はしたんですけども本調査が必要
なかったということで、ここも経費
がかからなかったということござ
います。

それから、東九州自動車道関連につ
きましては、これは、国富スマート
インターに関係する発掘調査ござ
います。国富スマートインターにつ
きましては、町道のつけかえ工
事について地元との調整が難航
しまして、結局、用地買収まで
至らなかったということで、ここ
につきましても、うちのほうの
調査が入れなかったという実
情がございます。

○押川委員 用地の買収ができ
なかったということになってく
ると、また、これ継続で調査を

かけていかないといけないわけ
でしょうから、こういうことで
用地買収ができないということ
は、事業化がおくれるという
ことですよ。何か対策って
いうのはあるんですか。

○大西文化財課長 都城道路につ
きましては、来年度、その分
を上乗せして調査をする予
定しております。今現在、
用地買収のほうは年度末
までに済むという予定を
聞いておりますので、その
分、来年度、多目にうちの
ほうで対応したいと思つ
てるところです。

それから、国富スマート
インターに関して、まだ
用地買収はできておりま
せんので、昨晩うちのほう
で地権者に確認調査でき
ないかって夜、電話とか
してたんですけども、了
解いただいたところから
は、少しでも確認調査等
入りまして、用地買収が
終了後、調査に入りたい
と思っております。

○押川委員 ありがとうございます。
大事なところでしょう
から難しいところもある
かもしれませんが、ぜひ
用地買収あたりを早く
やっていただいて、事
業化に向けて頑張っ
ていただきたいという
ふうに思います。

それから、委員会資料
の4ページ、ICTを
活用した西都原考古博
物館魅力発信事業、本
当にありがたいという
ふうに思っております。
ここに書いてあると
おり、外国語のホーム
ページあるいはQR
ということで、携帯
電話等を使用しなが
らいろんな情報を
投げながら、外国
人の方々が多く
来ていただける
ということだ
ろうという
ふうに理解
しております。

そういう中で、
こういう事業
を行いながら、
計画的にど
のくらいの方
々を目標にし
ながらこの
事業を立ち
上げられる
のか、ちょ
っとあれば
お聞かせ
ください。

○大西文化財課長 外国の方
につきま
しては、

これは、ただいま約500名程度の方が西都原考古博物館に来ていただいております。これ、26年の1月から12月の暦年での調査なんですけれども、これを来年度はできれば1割ふやしたいなというふうに目標を掲げているところでございます。

○押川委員 ありがとうございます。1割と言わず、もっと多く来ていただけるような形の中で、約2,000万円近くかけてやっていただける事業でありますのでお願いをしたいなと思います。

といいますのも、せっかくあれだけの施設があって、なかなか実質の観光客あるいは考古博物館を訪れる方々は10万名足らずだろうというふうに思ってるんです。できれば、やはりこれ西都原に100万名ぐらい来るといような観光調査は出てるんですから、できれば、少なくともそういう方々がそこに行かれる、それにプラス外国人の方が行かれれば、やはり西都原っていうのはもっともっと観光であったり、あるいは今、県が取り組んでおります古事記あたりについても、この西都原を中心に県内のいろんな観光に対する広がりっていうのが出てくると思います。また、きょうの新聞で、国府跡も西都でまた出てきたということでもありますから、こういった宝っていうものをどうやはり具現化していくかっていうことだろうと思うんです。せっかくの事業でありますから、もっと幅を大きく持って取り組んでいただきますようお願いをしておきたいと思います。

○高橋委員 今、いろんなやりとりを聞きながら、ちょっと考えさせられた点がありまして。2ページの県内就職推進事業なり人財養成事業で、人財養成して就職をしっかりと県内にとどめようという相関関係あるなと思いつながら聞いてたんですが、離職率がなぜ高いかというやつ

をやったり我々は真剣に、もう緻密に分析しないと。

正直申し上げて、こういう就職支援事業って今までやってきました。例えば、内容が合わないとか人間関係とかいろいろとおっしゃいました。もうその限界を越える分がある。ちょっと話を聞きながら考えたのは、例えば44市町村あったのに今、26市町村です。県庁は1,000人減らしました。教職員の数も減ってるのかな。だから、そういう公務員の受け皿のところだけでも相当少なくなってる。いわゆる優秀な方、県内の高校生なり大学を出て帰ってこようとしてる人たちの入るすき間がなくなった。もうその中で、何とか地元に残ろうっていう子がいると思うんですけども、やっぱりマッチングしないがためにやむなく都会にっていう子が結構いると思います。

だから、ここで議論するところじゃないかもしれませんが、教育界からも、いわゆる労働政策なりそういったところに何らかのやっぱり働きかけなりしないと、この議論は、この対策は、私は正直言って限界があるなというふうに、いろいろやりとり聞きながら思ったところでもあります。

この前、いわゆる建設労働者の話題が議会でもありました。率直に、県土整備部長も言ったじゃないですか。賃金が低い、休みがない、福利厚生が貧弱だっていうことで、まさにそこだと思うんです。やっぱりそこをしっかりと、宮崎県内の、いわゆる公務員以外のところの企業が改善されない限り、これはなかなか結果が出ないような気がします。日南の王子製紙、私が議員になるころには、まだ600人いました。今、300人です。今こういう環境ですから、非常に厳しいなっていう、あれを聞きながら思ったところ

であります。

御答弁はないと思いますが、3ページにちょっと、大事な人材なんでしょうけど、はっと思っただのは、これどこでやるのかなど。やる場所によっては、高千穂の人たちはどげんすつとかなとかそう思いながら、いま一度そこら辺を、カリキュラムとか回数とか会場とか時間帯とか、そういったところが今、明らかになってれば教えていただくとありがたいと思います。

○村上生涯学習課長 実施の場所につきましては県の施設を、図書館であるとか博物館であるとか、そういったところをフルに活用してやりたいというふうに思ってます、そうなりますと遠方からの参加の問題が出てきますが、実施につきましては、実施しやすい土曜日あたりで実施したい。

回数のお話になりますと、これは企画会議でどのようなカリキュラムにしていくかということをお話していただこうと思ってますが、今のところ考えてるのは、やっぱり地域創生について、まずは君たちの力が必要だというような、最初から始まって、宮崎の歴史をやって、宮崎の現代の課題を考えて、そしていろんなワークショップなんかをやるとなれば、やっぱり10回か10回以上程度やらないと、なかなかできないというふうに思っております。ですから、そういった、日数が余りかさめば、またこれが、そんなにたくさん日数行くのはつらいだろうということもありますので、1日に2コマなり3つのコマなりをやるというようなこと、漠然と今、そんなふうなことを考えておるところでございます。

先ほど高橋委員が言われた、いわゆる人数が非常に少ないわけですが、私どものページにも非常に企業との連携というのを出してありますけれども、地域創生をしていくためには、

まずは若者に残ってもらわないと、地域のコミュニティーが進むということもこれはあり得ないわけですので、ですから、対象は、18歳以上の子供たちが、青年ができるだけ参加していただいて、そして、いろんな、商工会議所とか商工会とか連携をとりたいと思いますが、教育委員会で非常にパイプの太いアシスト事業というのがありまして、企業に二百何十社が登録をいただいておりますので、そこら辺と連携を深めながら事業を展開する中で、早目早目のマッチングが図っていけるような場にしていければいいかなというふうに考えておるところでございます。

○高橋委員 いわゆる高校生、大学生、そして青年をターゲットとやるから、これ、社会人でも受け入れるということでもいいんですか。

○村上生涯学習課長 高校生以上のということでございますので上限はございません。

○高橋委員 100名程度っていうことでキャパは決まってるみたいですけど、先ほど言いましたように、やっぱり高千穂から来るかなっていう、ちょっとイメージを持ったんです。だから、いわゆる募集する側として、そういったバランスを考慮されるのか。どうしてもやっぱり宮崎中心に今、募集を行うのかなっていう気がするものですから、その辺の担当課としての考え方が。お願いいたします。

○村上生涯学習課長 人材育成の事項をやるに当たっては、幅広く参加していただきたいと、我々の思いもございまして、今、委員が言われたような参加のしやすいとか、参加したいけれども参加できないというのは非常に問題ですので、そのことも含めて、先ほどは県の施設を中心という話をさせていただきましたけれども、幅広く検討して、可能なことであれば

きるだけ地区も広げられないかどうかというような検討はしていきたいと思っております。

○高橋委員 銭、金のことは言いたくないですけど、やっぱり遠いところの人は不利です。100名っていうキャパを入れる会場ってというのは限られてくるから、どうしても宮崎中心でやらざるを得ないでしょう。だから、私は、実費の、いろんな交通手段のお金なんかも考えてあげればいいのになと思いつながら聞いてたんですけど、それはまた、いろいろ難しい面もあるでしょうから。

それともう一つ、県外の学生を対象にした特別講座も実施するという、県外の学生が、これもまた、宮崎でやるわけでしょう。旅費が要りますよ。そんなのどうするんですか。

○村上生涯学習課長 この分につきましては夏休みの実施を考えたいと思ってるわけですが、県外事務所が東京、大阪、福岡にございますので、就職に関しましては商工観光労働部あたりがそれぞれの県外事務所でもいろんな活動をやっていますけれども、そういったことを、人材育成をやりますよと、企業も絡んで一緒にやりますよという広報をさせていただいて、就職のことを考えてる学生さんもたくさんおるでしょうから、ひょっとしたら宮崎のことも、帰ることも考え合わせながら就職を検討してる学生さんもおられると思いますので、広く声をかけて、この塾に参加をしていただくとありがたいなというふうに思っております。

○高橋委員 私も、それ内容はいいと思うんです。だから、いわゆる対象者がいかに県内からバランスよく集まってくれるか。夏休みっていうことで、これはもうしょうがないんでしょう。そのときに、このことを知らないといかんわけだから、あと、もっとPR、こういったところ

をしっかりとって、この事業が成功して、2ページの就職支援で県内にとどまる。ぜひ頑張っていたきたいと思っております。

○右松副委員長 関連で。私も、みやざき人材養成塾、大変期待をしております、知事が重点施策の一つに上げておりますので、ここの宝に、財に、本当にふさわしい人材が本当に養成できるのかどうか、宮崎の今後を担う上でも非常に重要な事業だと思っております。

それで、先ほど生涯学習課のたたき台、土曜日で10回程度っていうことで、余り少ないと効果が出ないでしょうし、今、たたき台をちょっと聞かせていただきましたけど、私は、やっぱり講師の選考も極めて重要だと思っております、この年代のころっていうのは人との出会いで物すごく変わる年代だと思うんです。すごい人に触れて、そして刺激を受けて成長できると思っておりますので、そういった意味では、地域貢献を本物の信念として持っている人をやはり講師に選んでいただければいいかなと思っております。私は、政治を志した一つのきっかけの中に、20代半ばで政治経済に本当に知悉した歴史観とか世界動向とか、そういったことをいろいろ話を聞いて、政治がやっぱり大事だということを痛切に感じました。人との出会いっていうのは非常に大事だと思っておりますので、そういった意味では、本物のそういった講師をもうぜひ選任をしていただきたいと。今、例えばどういうふうな考えでおられるのか、ちょっと教えてもらえるとありがたいです。

○村上生涯学習課長 委員がおっしゃるように、この塾のグレードと申しますか、若い人が参加してみたいと思うきっかけは、やはり講師陣、講師がどんな人がそろってるんだろうということが非常に重要だというふうに認識しております。

す。そのことを含めて企画会議の中で、そういう思いの中で人選をさせていただきたいと思ってるわけですが、やはり先頭に立って、今ぐいぐいと引っ張って世の中を動かしてるとか、先頭に立って企業を成長させてと。そういったような第一線で活躍しておられるような方、実績のある方、名前も通っておられる方というような方にやっぱり講師になっていただければというふうに思ってるところでございます。

○右松副委員長 わかりました。

もう一点、塾生を生涯学習課の人材バンクに登録をするなどして、塾生が地域づくりに積極的に参画できるような体制を整えるということでもありますけれども、具体的に各地域、宮崎市で言えば、まちづくりとか地域協議会とかいろいろあるんですけど、そこにやっぱり人材バンクがあるんですが、そういったとこに情報を提供されるのか。そしてそれから、提供された後、その後、確かに地域に貢献してるというふうな追跡的なものを調べていかれるのか。そのあたりもちょっと教えてもらえるとありがたいです。

○村上生涯学習課長 追跡は、これはやっていきたいというふうに思っております。人材バンクっていうのは、うちが生涯学習のホームページがございましてけれども、その中に今でも人材のバンクがありますが、それとは別にやっぱり新しいものを立ち上げて、きちんとした人材バンクをつくりたい。

それと、市町村それぞれ地域づくり協議会等がございまして、そちらのほうで活躍ができると。これは座学が中心になって。人材っていうのはやっぱり現場に出て、実際地域づくりに参画して、そして本当の頭角をあらわしていくということでしょうから、その部分が最も大事なところだというふうに考えております。で

すから、市町村の社会教育課とか教育事務所であるとか、例えば、今、労政事務所って言わないですかね、そういった知事部局の機関等も利用しながら、いろんなとこでこういった人材の養成を県が力を入れてやってるので、こういう人たちが地域に戻って活動をしやすいような、いろんなことを考えてくれということで働きかけていきたいと思ってます。

○右松副委員長 ぜひ頑張ってください。

○飛田教育長 先ほど3名の方から離職の話とか県外就職の話がありましたので、時間が押してますが、総括的なことをちょっとお話をさせていただこうと思うんですが、宮崎労働局で新規学卒者の就職支援本部っていうようなことをずっとやってきたんです。それは、今まで就職ができないということに取り組んできたことなんですけど、今、逆に離職をどうするか。実際の生データは、失業保険に来たときの面接をするとかいって、なぜやめたかっていうのも聞き取りをしまして、そういうデータをちゃんと全部分析をして、学校の指導に役立ててくれて、それを学校にも全部返しております。そのときに集まってる団体がどこかという、行政、教育委員会、県、それから国の労働局、そして雇用者側としては企業団体、商工会議所だとか経営者協会とか、そして労働団体、いわゆる労働者側の団体も一緒に始まって、それで一緒にどうやってつくっていかうか。二十とか二十何歳の若者たちがそういうふうになるようなことができるだけなくせるようにというようなことを宮崎では今、取り組みを始めてまして、それを学校現場に返しております。

そのとき大事なことが幾つかあるんですが、さっき山下委員が言われたように、学校がちゃんと我慢せなというような部分とか、あるいは

ミスマッチをするために——事業化したのも生徒と企業のマッチングとか、生徒の企業見学というの十分よさを知ってもらおう、職員にも知ってもらおうということがあるんですが、もう一つは、これすごく言いづらいことなんですが、企業で、企業の従業員数が100人以下、二、三百人、1,000人以上というのの離職の統計を出すと、一番やめてるのは従業員が少ないところなんです。人間関係が崩れたら、なかなかその中で配置転換もできないし、そういう部分はやっぱり経営者サイドと我々がタッグを組んで、やっぱり一緒にやりましょうと、それを財産として大事に育てようというようなことも今、話し合いを始めてるんです。宮崎の産業界にとっても、子供にとっても、宮崎県全体にとっても、やっぱりそれは問題とすべきことであって、いい形にするようにどうするかって、今、知恵を出し始めたところに移ってるところであります。

それから、ひょっとすると家庭にも啓発していかないといけないだろうし、そんなことを今、取り組み始めてることで、それをできるだけタッグをきちんと組んでやっていくこと、宮崎がやっぱりそういうモデルをつくっていかないかなと思ってます。

それから、これも言いにくいことですが、今、そういうやり方で従業員を教育してたら、あなたの会社には誰も来なくなりますよというようなことも、ある意味ではどこかでうまくそこが、意思の疎通がしていける時代が来ないと、それは給料がいいとかいうことだけじゃないと思うんです。人間関係あるいは従業員をどう育てていられるかという姿勢が雇用者側にあるかっていうようなことも含めて、やっぱりテーブルに乗せていくべきだと。企業団体側も大分そういうことを意識をされておって、研修も随分、私

は少しずつ変わってきてるって実感を持っています。

それからもう一つ、看護師確保のことについては、この前、本会議の答弁でもありました、1年間に宮崎県内では1,000人に近く、九百何名っておっしゃった、それぐらいの方を養成してる。よくよく考えたら宮崎県の子供たちは今、1学年1万人しかいないんです。その中で、それぐらい養成して看護師が宮崎に足りないということ、物すごい、また別な意味での課題だと思うんです。山下委員がおっしゃったように、奨学金との関係あるいは県外との関係、しかし、ここあたりは県教育委員会とは直接的に、看護師養成課程は県立学校には持ってませんが、県全体でやっぱりそういう、それだけ養成しながら取れないということはどういうことかということの問題にしていくべきかなということをお聞きしながら思いました。

時間をとって済みません。以上です。

○山下委員 ありがとうございます。以前、ごくごく最近まで、特に労働者の使い捨てということが言われておりました、一部企業では、もう最低労働賃金の中でこき使って、もう過剰な労働負担を与えたりした、いろんな大手産業もあったりして、もう今、そういうところはブラック企業として完全に把握されておって、もうそういう企業はだめなんだよという認識と、それと、本当に今、売り手市場になってまいりまして、これはもう本当に景気、経済がちょっと上向いてる証拠もあるでしょうけれども、やはりしっかりとその辺のことを子供たちにも、学校現場にも認識させていただくこと。

それと、もう一点お願いしたいのは、今、国の方針で高齢者介護のこの見直しが大きく今、国会でも議論になってるんですが、国の示す方

針ってというのは在宅介護なんです。今までは介護で見てもらえる時代だったんですが、今からは家族の支えなくしてやはり介護事業というのは成り立っていかない。超高齢化時代を迎えるに当たって、ぜひ学校現場やら、いろんな協議の中で話をしてもらいたいのは、在宅介護時代になったときには、今からの時代、やっぱり家族が近くにおってくれる、ぬくもり、そういうものが必要なんだよと、そういうことを一つの定義づけでやっていていただくと。やっぱり認識がまだないんです。本当に今、子供が少子化の中で、一人一人の子供が結婚したら2人で4人の親を見ないといけないと、そういう時代になってくると思うんですが、そのことも地元にも、企業だけでなく、やっぱり豊かな自然もある、お互いに地域力っていうのがあるのも宮崎のよさだよっていうことをぜひぜひ、また啓蒙していただくと大変ありがたいと、そのように思ってます。ありがとうございました。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようでしたら、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○大西総務課長 総務課でございます。第二次宮崎県教育振興基本計画の改定について御説明を申し上げます。

常任委員会資料の5ページをお願いいたします。

このことにつきましては、さきの9月定例県議会の常任委員会におきまして、計画改定の方針等について御報告を申し上げたところでございますけれども、本日は改定計画の骨子案について御説明いたします。

1の改定の趣旨であります。現行計画に基づく施策の成果と課題、社会情勢の変化、国の

第2期教育振興基本計画の策定や県総合計画の見直しなど、現行計画策定後の状況変化を踏まえまして、改定を行うものであります。

2の改定の考え方ですが、今回の改定に当たっては、下の3の改定計画の骨子案にありますように、スローガンや目指す県民像につきましましては、これを継続いたしまして、施策の目標や、その施策の具体的な内容を中心に見直しを行うものでございます。

次に、資料の6ページですが、これは現行計画の全体像でございます。7ページに、現在、検討しております改定計画の骨子案をお示しをしております。下線部、アンダーラインの部分に変更箇所であります。

7ページの中ほど、5つの柱で構成しております施策の目標であります。まず、施策の目標Ⅱは、社会を生き抜く基盤を育む教育の推進といたしております。東日本大震災の教訓などから、想定外のさまざまな困難に直面しましても、子供たちが生涯にわたり変化に対応しながら、心豊かにたくましく生き抜く力を育成することが、より強く求められてきておりますことから、みずから学び、考え、行動していく人財を育成するために、生きる力を育む読書活動の推進や、あるいは学校種間の相互理解を深めるための一貫性のある教育の推進などについて検討いたしております。

隣の施策の目標Ⅲにつきましましては、宮崎や日本の将来を担う人財を育む教育の推進といたしております。少子高齢化、人口減少、グローバル化、こういったことが一層推進する中にありまして、本県及び日本の将来を考え、その発展に貢献する気概を持つ人財の育成というものがより一層求められておりますことから、自国とともに他国の文化を尊重する態度やコミュニケ

ーション能力、問題解決能力などを備えたグローバル人財を育む教育の推進などについて検討いたしております。

施策の目標Ⅴにつきましては、生涯を通じて学び、文化・スポーツに親しむ社会づくりの推進としております。文化・スポーツ面におきましては、神楽や西都原古墳群などの世界遺産登録を視野に入れた取り組み、また、東京オリンピック・パラリンピック、本県での2巡目の国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を視野に入れまして、世界の舞台で活躍できる選手の育成や生涯誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりなどについて検討いたしております。

恐れ入ります、5ページにお戻りいただきまして、下の4の計画改定の経緯及び今後のスケジュールであります。これまでさまざまな意見交換の場を通しまして、御意見をいただきながら改定作業を進めてまいりまして、現在、施策の具体的な内容についてさらなる検討を行っておるところでございます。

今後、改正地方教育行政法によりまして、来年度4月以降になりますが、知事が策定することとなる教育の振興に関する施策の大綱、これとの整合性を図る必要がありますことから、当初平成27年6月議会ということで予定をしておりました改定案の提案につきまして、来年の9月の定例県議会においてお願いをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○川越学校政策課長 宮崎県立高等学校教育整備計画 中期実施計画について御説明いたします。

お手元には、常任委員会資料の8ページから10ページにございます中期実施計画の概要を示し

た資料と、別冊資料として中期計画の素案の資料がございます。本日は概要を示した常任委員会資料にて説明をさせていただきたいと思いません。

それではまず、常任委員会資料の8ページをごらんください。

最初に、1の中期実施計画策定の趣旨について説明いたします。資料8ページの真ん中付近の四角囲みの部分をごらんください。

宮崎県立高等学校教育整備計画（基本計画）は、平成25年から平成34年までの10年間を計画期間としており、その10年間を、前記・中期・後期の3期に分けて、具体的な実施計画を策定しております。その中期実施計画の策定を現在、進めているところでございます。

次いで、四角囲みの下をごらんください。中期実施計画策定の経過及び今後のスケジュールについて説明いたします。

昨年12月に、宮崎県学校教育改革推進協議会から提言をいただきまして、それを踏まえて、教育委員会内での中期実施計画の素案を作成いたしました。

そして、本日の常任委員会での報告、続きまして、3月中旬から4月中旬にかけてのパブコメの実施、5月の定例教育委員会の付議を経まして、6月までには策定予定ということになっております。

それでは、次いで、続きまして、3の中期実施計画の概要についてでございます。

中期実施計画は、ローマ数字になっておりますが、3つの柱で構成されております。Iの魅力ある高等学校教育の推進、2番目は、魅力ある中高一貫教育の推進、そして、10ページが一番上に書いてあります3番目の活力ある高等学校づくりの推進、この3つの柱で構成されてお

ります。

まず、中期計画実施概要の1つ目の柱でございます、I、魅力ある高等学校教育の推進についてであります。

1の高等学校教育の質の向上については、常任委員会資料の8ページから9ページにかけてございますが、主に、活用する力を育む授業改革の推進、道德教育の充実、食育・安全教育の推進、キャリア教育のさらなる充実と推進、国際化・グローバル化に対応した人材の育成などに取り組んでまいります。

資料の9ページをごらんください。

2の高等学校教育の魅力づくりにつきましては、主に、学校・学科ごとの目指す方向性とさらなる魅力づくり、OJTを含めた教員の研修体制の充実、続きまして、特別な支援を必要とする生徒、例えば、発達障がいのある生徒への支援体制の充実などに取り組んでまいります。

次いで、3の高等学校入学者選抜制度の改善につきましては、帰国子女、外国人生徒など、特別な支援を必要とする生徒への入学者選抜制度の対応の検討について取り組んでまいります。

次に、資料9ページの一番下の部分をごらんください。

2つ目の柱です。II、魅力ある中高一貫教育の推進であります。ここでは、SGHの取り組みの成果の普及、それと、本県にはまだ存在をしてませんが、連携型中高一貫教育校開設の可能性の検討などに取り組んでまいりたいと思っております。

最後でございます。資料10ページをごらんください。

3つ目の柱のIII、活力ある高等学校づくりの推進であります。

ここでは、いかにして生徒にとって魅力と活

力ある教育環境を提供できるかという視点に立ちまして、課程、地区別の学級数の増減などの具体的な計画について記述しております。

現段階では、統廃合を決定してる高等学校はございませんが、資料の10ページの一番上の四角囲みの中の2つ目をごらんください。

1学年4学級以下の高等学校において、大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級削減をせざるを得ないことが予測される場合は、統廃合等を行う可能性がありますとして、1学年4学級以下の高等学校への対応を示しております。

なお、その際には、高等学校の所在地や設置学科、生徒・保護者・地区のニーズ等に適切に配慮するものとしております。

それでは、四角囲みの下の大きな表をごらんください。

まず、全日制高等学校について説明します。

その全日制高等学校の表の一番下の左の部分に、平成27年度の学級数の合計が記載されております。現在は193学級であります。これが、表の右側の中期実施計画終了時の平成30年度には、187学級程度と予測されております。この学級数の数値につきましては、あくまで予測の数値でありますので、最終的な募集定員等につきましては前年度に確定し、公表することになっております。

また、表の一番上の左端の欄に、地区名が記載されておりますが、上から宮崎地区、南那珂地区の順に、地区別の学級数等の増減予測を示しております。

例えば、宮崎地区では、平成27年度（現行）でございます。1学年70学級であったものが、中期実施計画終了時の平成30年度には67学級程度と予測しております。

次に、下から2つ目の表、それから、一番下の表につきましては、定時制高等学校、それと通信制高等学校でございますが、中期実施計画での変更の予定はございません。

以上で報告を終わります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

報告事項についての質疑はございませんか。

○中村委員 報告事項を聞かせていただいたんですが、きょうの昼のテレビで、高校の入学者は0.98だというようなことを言ってました。この前、1日、都城工業高校の卒業式があつて行ったんですが、あの都城工業高校でさえ若干少ない科があつたんです。校長といろいろ話をしたんですが、中学校を卒業して高校に入る人のことも考えないといけないが、やっぱり今からは、今まで、我々ももう年ですからあれですけど、我々の時代は、高校に行った中学生の人数は、3分の1程度しか行ってないんです。今、同窓会なんかやると、いや、高校受けて、また行きたいなと言う人たちがいるんです。我々のずっと下の人たちでも、やっぱりもう一遍行きたいなと言う人がいるんです。だから、合格数を減らすのであれば、そういった視線を変えて年齢の高い人たちも高校に受け入れるというようなことは、クラスを減らさないためにもなっていくんじゃないかなという話を校長にしたんですけど。そうしたら、いいですね、それはもう早速取り組んでみないといかんですねという話があつたんですが。今から行きたい人、高校に行っていない人たちが相当我々の時代はおつたんです。だから、そういう人たちも含めて採用すると、学生にもいいものを与えるが、学生にも、16歳ぐらいから入ってくる、中学生から入ってくる子供たちにもすばらしいことになると思うんです。そういったことも最後の整備計画の

中で考えられたらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○川越学校政策課長 年齢的に上がっていった生徒がそのまま高校に上がるというのが一般的でございますが、実際に今、議員がおっしゃったように、例えば不登校で学校に行けなくなった生徒が何年か後にもう一回、学校に行きたいとか、それから、高校時代を過ごしたことがない年齢の人たちがもう一度、学び直しをしたいという生徒たちが、今の現在、定時制課程とか通信制課程のチャレンジをしようとしている、または現にそういう学校に行っている生徒たちがいます。通信制と定時制が、大体そういった学校が今、5校ございますけれども、そういったところが一つの受け皿という形にはなっておりますが、再チャレンジしていく、また、再入学という言い方をしますけれども、また、編入学をこれまで以上に弾力化をしていくという形を今度の中期計画実施計画の中ではうたっておりますので、今の議員の意見を含めて再入学、そして再編入学という形を具体的に考えていきたいなというふうに思います。

○中村委員 ぜひやっていただきたいと思うんです。というのは、中学の時代の同窓会をやると、俺な、高校に行っていないのになという話で、今から行きたいと、どうなのかなという話もあつたんです。そういった人たちは今から、60代から、あるいは50代から、70代から行き出すと余り何割とか0.5割とかいうことはなくなるだろうし、非常に今、子供たちのためにも非常によくなると思いますので、ぜひそれは考えてみてください。

○川越学校政策課長 ありがとうございます。

ちなみに、先ほど別冊資料で触れませんでしたけれども、こちらの素案のほうの7ページ、

先ほどちょっと触れましたけれども、7ページのほうに多様な生徒への対応に関する取り組みに、私が先ほど説明した内容が若干書いてございますので、学びの再チャレンジの推進という4番目のほうとか、3番目に中途退学等の防止についてとか、いろいろ書いてございますが、そのあたりのことを今、具現化していくという形をとっていくということになるかと思いません。

○中村委員 わかりました。

○押川委員 中期実施計画でありますけれども、10年間の中の28年から30年ということで、中学生がもうだんだん少なくなってくる状況の中で、先ほどありますように、高等学校も、なかなか生徒を集める県立高校も厳しくなってきたかなという感じの中で、ローマ数字の魅力ある中高一貫教育の中で、市町村立中学校と県立高等学校との連携型中高一貫、教育の開設ということで、もう少し具体的に教えてください。

○川越学校政策課長 現在、連携型中高一貫の取り組みについて検討をやっているところは串間の福島高校でございます。御存じのように、串間市は、中学校が一つに統合されたという経緯があります。連携型っていうのは、複数の中学校と一つの高校が連携すると、若干カリキュラム上の差が出てきて非常に難しいっていうのがございます。そういった意味では、串間が一つの学校にまとまったということも構想しているという部分もありますので、今のところ串間の福島高校と福島中学校の検討を始めているところです。

○押川委員 今、県内、県立中高一貫が3校ですよね。それに準ずるような形の中での、そこまではないんですか。もう中学校から福島高校に自動的に上がれるような、例えば、あんまり

試験がなくて、簡単な作文とかいろいろなものがあると思うんですけども、そういうことでされるのか。そこあたり、ちょっともう少し。

○川越学校政策課長 御存じのように、中高一貫は3つ種類ございます。

一つは、五ヶ瀬の中等教育学校、6年間、同じ数の生徒たちがそのまま上がっていくと。それから、都城泉ヶ丘中学と高校の附設型の、併設型の中高一貫、これは、同じように6年間行く子と途中から高校で入ってくる子がおります。

今回の連携型っていうのは、基本全ての生徒がそのまま行くのではなくて、日々の授業等が乗り入れ授業をしたり、行事を共同して行ったりしていきながら連携を密にしていくという形がとられます。入試につきましては、その学校で判断をしていくことになるかと思いますが、基本、簡便な入試でも構わない。簡便な入試ということで、先ほどおっしゃった、面接と小論文とか作文というような形で、その学校からそのまま高校に上がる生徒もおれば、ほかの学校に行くというような形になると。ただ、中学校と高校が連携をとりますので生徒たちのハードルはやはり低くなっていくだろうという形で、連携型の中高一貫ということを進めてまいる地区を今度、検討しているところです。

○押川委員 わかりました。串間市はそうですけども、今後、県内で、これに類する事例というのはある程度、出てくるのではないかなということが予想されます。多分、新年度のほうで出てくるんでしょうから、もうこれ以上、言いませんけれども、子供たちが地元の県立高等学校にやはり行けるような形の中での、学校が魅力あるものにしていかないと、今後はなかなか大変な状況が予想されるなということがありましたので、ちょっと質問しました。

あと、10ページで、28年から30年ということで、30年には県内で6学級がなくなるというような予想をされていらっしゃるわけでありまして、それぞれに宮崎から3、1、1と、こういってなってますけれども、特に西都で、妻高、西都商業、ありがたいことに1つの市に2つ、県立高校はあるんですけれども、なかなか定員割れが発生をしてるような状況の中でありまして、今も呼びかけをしていただいているんですが、できれば早目に市町村あたりに、しっかり数字に沿った形の中で、魅力のあるクラス、学科というものができる状況を早く伝えてもらって、それをやはり地域住民の方々にどう広報していくかということが大事じゃないかなというふうに思います。おくれると、なかなかもう魅力がない中で地元に残れっていても残らないでしょうから、魅力をつくりながら地元でも残る、地域外からも学科があるところに来てもらうようなものにしていかないと、なかなか大変かなという気がしておりましたから。そういうことで、私は、児湯においても1学級が減るということは西都のことかなということと考えながら、西都の統廃合あたりも視野に入れておられるのかなということもちょっと思っているんですけれども、現状の段階の中で、できれば西都の県立高校2校についての考え方がもしあるのであれば、お聞きをしておきたいと思いません。

○川越学校政策課長 御存じのように、西都地区は活性化委員会を中心に、妻高校、西都商業の今後のあり方というものを御協議していただいているというようなことになっております。

教育委員会としましては、統廃合という形で考えた場合には、どうしても学級数が減った形での統廃合という、どちらかという、そういつ

た部分での統廃合になりますけれども。それとは違う形での統廃合または新しい形である場合には、当然やはり地区、保護者、地域、それなりのニーズがどの程度あるか。そういった声などの程度あるのかっていうことをやはり第一義に考えないといけないということもございませう。そういった意味では、今後の活性化委員会のあり方等も含めて、我々はそちらの意見を聞きながら判断をしていきたいなというふうに考えているところです。

○押川委員 この3月に素案とパブリックコメントというのがあるんですが、これはどういう形でやろうとされてるのか、ちょっと。

○川越学校政策課長 3月というふうになってますが、パブリックコメントは、期間は3月から4月という形で実施することになります。一般的にホームページ等で流しながら、広く県民の方々から意見をとられるというような形になっております。

○押川委員 できれば、パソコンあたりはわかるんですけれども、そういうものを使えない方々がまだまだ相当いらっしゃると思うんです。だから、市町村のそういう学校担当課あるいは教育事務所あたりからもっと詳しい内容の広報あたりを考えていただいて、実質今、こういう状況ですよというのがわかるような形の中でのPRをしてもらおうと、共通した話題の中で、広く皆さん方が学校はどうすべきかという議論が始まってくると思うんです。一部の人が幾ら議論をしてもなかなか広がりがいいというようなこともありますから、できれば皆さんに共有できるPRの仕方、広く地元の皆さん方が関心を持てるようなことをしていただくとありがたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○徳重委員 一つだけお尋ねしておきたいと思
います。

今の学校の統廃合をひっくるめてそうですが、
各地域の学校、学級を守るということは当然の
ことだと思っておりますし、努力をしていただい
てることありがたいんですが、県立ばかりじゃ
なくて、私立の学校が非常に困ってるというよ
うな話を聞くわけで、人口減っていか、入学
者が減ということで大変困ってるという話を聞
くんですが、県立が学級数を守ることで一
生懸命になっていただくと、私立の高校が非常
に厳しい状況になっていくんじゃないかなと、
こう思うんです。そこ辺の考え方、私立高校と
の関連はどういう考え方を持っていらっしゃる
んですか。

○川越学校政策課長 一般的になかなか知られ
てないことなんですけれども、公立と私立とは
協議会を毎年開催をしております。現段階の定
数の比率というのが一応決まっておりますけれ
ども、そのあり方等も含めて、毎年、監事会、
理事会等で私立と公立との定数のあり方につ
いては話をしています。今、ここでは当然公立
の話になっておりますが、この公立の話は私立
のほうにもつながりながら、そして、私立のほう
も我々のほうに要望を出しながら、お互い協議
をしながら定数を考えていきますので、我々
だけで決めていけないような形をとりたいとい
うふうにいつも思っております。

○徳重委員 と申しますのは、26年からの30
年までの計画の考え方については、もう私立
の協議会なり何なりに一遍は提示されとると
いう理解でいいんですか。

○川越学校政策課長 最終的には策定という
形にまだなっておりませんので、それを踏ま
えながら、私立の協議会等のほうで、今後こ
ういう

形で進んでいくという形を出していきたいとい
うふうに考えてます。

○徳重委員 結構です。

○高橋委員 今回の私立の話なんですけど、今
度も本会議で議論になりましたけれども、普通
科の全県一区になりました。その計画というの
は、普通科全県一区を打ち出す前に恐らく地
ならしがあつたと思うんです。だから、これ
私の私見です、また、いろいろと違つたところ
があつたら指摘をいただきたいんですが、私立
は危機感を持つたと思うんです。だから、失
礼かもしれませんが、私たちのところは進学
校のライバルっていったら日向学院だけだつ
たような気がするんです。ところが、私立は、
もう人口減少で子供たちがどんどん減るから
スポーツ特待では生き延びれない。県立が普
通科を全県一区にするよと。もう、そういう
情報は協議会を持つてるぐらいだから多分
流れてたはずで、だから、ある意味では危機
感を持つて今の私立高の現在があると思
うんです。

進学校が定着しましたよね。それと、何で
すか、県立もいわゆる全県一区にしたけれど
も、魅力ある学校づくりはもう飛田教育長
の中で補佐時代から頑張つていらつしや
いまして、そういう努力された経緯は私
もよく存じ上げてますが、ただ、その
対策が追いついてない。そして、むしろ
定員割れはとどまるどころか進んで
る実態があると思うんです。今回の募
集状況を見て、私も本当にびっくりし
て、がっかりしたわけなんですけど、
ただ、冷静に見ると、県立は宮崎
集中に、そうならないんです。であ
れば、私立にかなり行つてるんじ
ゃないかと。本会議の宮原議員が
質問した後に、彼にちょっと聞いた
ら、実を言うと西諸で六十何人、
私立に出ちよつちやわつて、宮崎
に出ちよつちやわつて。もう、

こういう話をして、やっぱりそうかと。ある意味、私立のいわゆる学級数がここ、減ってるのかどうか。そこを明確に教えてください。

○川越学校政策課長 先ほどの定員の比率につきまして規定がございますが、これについては、高校進学のおおむね7割を公立が定員をとという形で一応思っております。

じゃ、私立はどうなってるかと申しますと、3割を基本にはしてるんですけども、やはり生き残りの部分もございますので、前年度の定員数を割らないという形での規定をつくっております。ですから、私立の場合は、基本は定員が減らないという形、前年度の定員を超えないという形をとっております。

○飛田教育長 平成12年か13年までは、およそ高校進学者数の7割を公立高校が定員をします。そして、私立高校が3割をすることだったんですが、少子化の中で、簡単に言えば、平成元年には中学校卒業生が2万人おったと。今、1万1,000人ぐらいです。ですから、55%ぐらいになった。先ほど徳重委員が言ったように、その中でどうするかというのはずっと私立と協議会を持ってきてるんですが、公立はおおよそ7割を維持しましょうということで、生徒数が減るだけで学級数をずっと減らしてきたと。私立はなかなかその調整が難しいとこがあって、前年より多くはしませんよと、下げますよということできてるんです。だから、平成26年度の定員と27年度の定員を比べたら同じか下げるか、少なくするか、どっちかなんです。ただ、必ずしも3割ということではないと。したがって、現在ちょっと定員を、もし資料があれば発表させようと思うんですが、例えば1万1,000人の進学予定者に対して、私立と県立を両方あわせた定員は何百人も超えてると。したがって、どこ

も倍率が埋まらないというような現状でございます。

○高橋委員 私、実際の人数が聞きたいんです。

○川越学校政策課長 先ほどの定員のことにつきましてちょっと言いましたが、確実に言いますと、県立高校の募集定員は、高校進学予定のおおむね7割という定員がございます。私立高校の募集定員は、前年度の募集定員の範囲内ということになります。

それを含めて、ことし、26年度の比率につきましては、公立高校が7,760人で67.2%です。私立高校が3,795人の32.8%でございます。

○高橋委員 それ、定員ですよ。問題は、実際の公立と私立の生徒の在籍率なんです。だから、推計ですけど、私は、私立はいわゆる定員に限りなく近い子供たちを集めてるって予測するんです。公立は定員からだんだんと開いている、ここずっとそういう実態が続いてるんじゃないかと。だから、私は、県教委は遠慮されたんじゃないかなぐらい。いわゆる私立ありきで、私立の実人員を守るがためにいろいろと苦労されてるんじゃないかなという気がしてならないんです。例えば、私立ですからいろんなサービスができます。スクールバス、無料だよって聞きました。振徳高校っていうのは、きょう、今回も私は質問しましたが、串間から来る子は月に1万払うんです。県教育委員会もそういう実態があるということ、協議会っていう場があるのであれば、それなりのものを発言していただいて、私じゃない市町村もあるわけだから、例えば福島高校が一番言えばわかりやすいんですけど、もう串間には福島高校しかないんです。福島からも私立に行く子は結構いるわけであって、そういったところ、言うべきことは言っていていただいております。

後でまた何かありましたら。

あと1点。確認ですけど、10ページのⅢです。上のほうの四角囲みの、先ほど説明がありました。これ、1学年4学級以下というところで3学級の学校が現在6校あるわけでしょう。ただし、ここには書いてないけど、学校政策課長が地域性ということをおっしゃいましたけど、ここを今、重視されているから3学級を実際割ってるようなところもあるわけですけども、今の学校でそのまま存続されているわけで、今の私が申し上げたところは中期計画実施計画の中で尊重していくということで理解をしていいわけですね。

○川越学校政策課長 3学級を、4学級も含めましてですが、その地区に1つの学校しかないというところ、それと、その学校がなくなった場合に学びの場が完全に消失してしまうというところであったり、いろんな総合的に考えていかなければ、子供たちにとって一番何が大事であるかという視点を残しながら、統廃合等については考えていかなきゃならないということの趣旨でございます。

○高橋委員 わかりました。

○中村委員 私も今議会でやめるもんですから言っておこうと思うんですが、今の駅伝の件ですけども、最初、強化チームをつくる、強化学校をつくるっていうときには、何回もここでも言いましたが、実際は、例えば柔道なら柔道に行こう、あるいはバレーならバレーに行こうというようなのが決まったんです。ところが、どうということなのか、駅伝に対しては小林高校だけ、小林市しかないじゃないですか。もう何回も言ってるんだけど、スポーツ振興課長も、また言い出したと思ってるかもしれませんから。何で駅伝だけ小林高校に男女ともしてるのか。

そのせいで、今、女子が強くなったのは、宮崎日大高校が今、取ってかわりました。当然だと思うんです。2校つくると言っていたのに、もう教育委員会ほう言ってるわけだ。1校でしか、ずっとしかやってない。僕はやっぱり2校つくらないと切磋琢磨して強くならんと。なぜかといったら、特別委員会で旭化成に行きました。旭化成の陸上部の監督との懇談会があったんですが、そのときに、県立高校は駅伝については小林高校しかないんだけど、どう思っていますかって。あれは絶対いけませんで、2校ないと全然だめですよということを言われたんです。だから、そうであるならば、やっぱり2校つくるべきなんです。宮崎が今ずっと、優勝に係るようないい成績がないじゃないですか。最初ちょっと出たとしても、テレビに最後まで出れることはないですよ。そういう状況の中で、やっぱり、小林の出身の人がいないからいいんですが、幾ら寮があろうといえども、小林まで宮崎から行くというのは大変です。例えば、都城あたりに1校学校をつくれれば非常にいいと思うんですが、そういったことをやらないと伸びていかない。せっかく県立高校の整備計画ということでしょうから、もう一回取り戻してください。最初は2校と言ったんだから。柔道も2校、あるいはバレーも2校、全ての部活動に2校ずつ優勝できるようなチームをつくりましょうという話だったんですが、スポーツ振興課長はその後、どう考えてますか。

○日高スポーツ振興課長 委員がおっしゃるとおりに、当初は、理想として各競技、2校が望ましいだろうというふうな検討もされております。ただ、中学校の競技人口の少ない競技においては、1校のレギュラー部員を満たすのもできないような競技もありますので、一概にそう

いう状況ではなかったんですが。ただ、今後20年の国体を見据えて全国優勝をしようという場合には、やっぱり理想とすれば、全ての競技に2校推進校ができるのがやっぱり理想だと思います。そういった意味においては、今の現制度では、2校をつくるのはかえって1校の推進校が衰退してしまう危険性もありますので、中学校あるいはジュニアのそういったスポーツを、その競技をやる競技人口をまずふやすことも一緒にやりながら。それと同時に、今ある競技力強化推進校の制度自体も見直して、準推進校といったような状況で推進校になれそうな、そういった状況がある程度整った種目については、順次早い時期に、できればここ5年ぐらいの間に新たに全競技2校ずつ推進校をつくっていかないと、国体での総合優勝は厳しいだろうというふうに考えていますので。今、新たな事業として推進校にライバル校となり得るようなそういった学校を意図的、計画的に県の施策としてつくっていかうということで、そのためにはジュニアのタレント発掘あるいは中学校の部活動の育成、それと、準推進校制度という、この3点セットで考えていかないと成り立たない状況がありますので、ここ5年間の間に、できれば委員がおっしゃるような理想的な形に持っていきたいということで、今、スポーツ振興課の教育委員会のほうでもしっかりと議論をして、今、着々と準備を進めておりますので、よろしく御支援をお願いします。

○中村委員 ここに5年先はいないんです。だから、きょうは5年後にはとおっしゃったから、よく進歩した方だと思うんですけども、このことはもう3年ぐらい前から、いや、4年ぐらい前から言ってるんです。宮崎日大高校は、この前、女子の1年生大会でも優勝しました。実

は、僕は陸上競技をやってたんです。今、うそってみんなおっしゃるんですけど、すらっとしてまして昔は細かったんです。だから、余計駅伝には興味を持ってるんですが、ぜひともやっぱり、決して宮崎日大高校の女子が強くなったから、私立高校じゃないかと言ってるんじゃないんです。だが、2つなければ優勝できないと。以前は小林高校が飛び抜けて強かったから、優勝に絡んでくるようなレースをやってました。もう今、全然だめです。だから、さっき言ったように、旭化成に行ったとき旭化成の監督が、今の県のやり方は間違いですと、はっきり言われたんです。1校だけにそういうことをしよったら強くならないと。兵庫県あたりにありますがね。2校出たら、どっちが絡んできてでも優勝ができると。そういう、うちもつくってほしいです。5年後と言わずに早目をお願いしたいと思います。

○高橋委員 資料で、先ほど議論になりました私立の定員に対する実人員です。ここの推移をもしできるのであれば資料をお願いしたいと思います。以上、お諮りいただきたいと思いません。

○西村委員長 よろしいでしょうか。

また、あと数日ありますから、その間にお願いします。

それでは、次に移ります。

次に、請願の審査に移ります。継続請願、請願第64号につきまして、委員からの質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、次に移ります。

その他で何かないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもちまして教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れ様でした。

暫時休憩をいたします。

午後 2 時59分休憩

午後 3 時 1 分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

あすの委員会は、午前10時、再開を予定しております。警察本部の当初予算から審査を行う予定となっておりますので、よろしく願いをいたします。

何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 何もないようです。

以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後 3 時 2 分散会

平成27年 3 月 5 日 (木曜日)

午前 9 時59分再開

出席委員 (7 人)

委 員 長	西 村 賢
副 委 員 長	右 松 隆 央
委 員	中 村 幸 一
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	山 下 博 三
委 員	高 橋 透
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	坂 口 拓 也
警 務 部 長	水 野 良 彦
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	鬼 塚 博 美
生 活 安 全 部 長	片 岡 秀 司
刑 事 部 長	黒 木 典 明
交 通 部 長	鳥 井 宏 一
警 備 部 長	金 井 嘉 郁
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	永 野 博 明
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長 兼 少 年 課 長	神 坂 正 信
生 活 環 境 課 長	児 島 孝 思
総 務 課 長	小 野 博
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	廣 澤 康 介
交 通 規 制 課 長	大 野 正 人
運 転 免 許 課 長	鍋 倉 幸 次

企業局

企 業 局 長	四 本 孝
副 局 長	城 野 豊 隆
技 監 (土 木 担 当)	関 師 雄 一
技 監 (電 気・機 械 担 当)	本 田 博
総 務 課 長	沼 口 晴 彦
経 営 企 画 監	喜 田 勝 彦
工 務 課 長	新 穂 伸 一
開 発 企 画 監	平 松 信 一
電 気 課 長	白 ヶ 澤 宗 一
施 設 管 理 課 長	山 下 雄 一
総 合 制 御 課 長	田 村 秀 秋

事務局職員出席者

政 策 調 査 課 主 幹	牧 浩 一
議 事 課 主 任 主 事	沼 口 恭 一 郎

○西村委員長 委員会を再開をいたします。

当委員会に付託されました当初予算の関連議案につきまして本部長の説明を求めます。

○坂口警察本部長 おはようございます。昨日は、補正予算関係議案を御審査いただきまして、ありがとうございました。

本日、御審査をお願いする案件は、平成27年度宮崎県一般会計予算であります。

当初予算案は、平成27年の宮崎県警察運営方針及び運営重点に沿った各種施策を具体的に実現する予算案として編成したところであり、平成27年度歳出予算額として、恩給及び退職年金を除きまして、265億3,658万6,000円をお願いするものであります。

また、地方警察職員の定員に関する条例の一

部を改正する条例、警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の2件につきましても御審査をお願いいたします。

詳細につきましては、警務部長から説明させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

私からは以上であります。

○西村委員長 本部長の概要説明が終わりました。

それでは、引き続き議案の審査を行いますが、歳出予算の説明につきましては、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

それでは、議案に関する説明を求めます。

○水野警務部長 おはようございます。それでは、平成27年2月定例県議会提出の議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計予算」の公安委員会関係について御説明いたします。大変長くなると思いますので、説明は座らせてやらせていただきます。失礼します。

それでは、まず、資料でございますが、お手元に文教警察企業常任委員会資料という印刷版の資料があるかと思いますが、これを御用意いただければと思います。あわせまして、議会に提出させていただいてます資料、平成27年度歳出予算説明資料、473ページからの記載でございます。

今、委員長からも御指摘ございました重点的な、主なものを中心としての説明ということでございますので、基本的にはこの印刷した資料のほうから御説明をさせていただければというふうに思っております。こちらの資料の2枚目をごらんください。資料1、これに基づきまして歳出予算についての説明をさせていただきます。資料2ページです。

それでは、資料2枚目の、資料1と右肩にあります。その資料に基づきまして説明をさせていただきます。

まず、1の平成27年度歳出予算の概要をごらんください。

警察本部の歳出予算要求の基本的な考え方は、県民の期待と信頼に応える力強い警察という平成27年の宮崎県警察の運営方針のもと、事態対処事案への迅速・的確な対応など、7項目の運営重点を中心とする治安維持に必要な経費を措置し、警察力を確保しようとするものでございます。

この基本的な考え方をもとに、公安委員会関係の平成27年度歳出予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして、265億3,638万6,000円、当初案のところでございますが、その金額をお願いするものでございます。

この予算額は、昨年度と比べますと、人件費につきましては、そこに記載のとおり、6,257万2,000円の増額となっております。この背景といたしましては、勤勉手当の支給率が0.15カ月分ふえたこと等によるものであります。

また、人件費以外の物件費につきましては、その下の欄ですけれども、平成27年度予算において、国の経済対策である元気交付金がなくなったことによりまして、その財源を利用して増額して予算を編成しておりました交通安全施設整備事業費等が通常の前年度予算額に戻りましたことなどによりまして、12億9,471万円の減額となります。

総額では、12億3,213万8,000円の減額となります。率にいたしますと、そこに記載のとおり、マイナスの4.4%となっております。

それでは、予算の内容を科目、事項別に説明をいたしますので、2の事項別歳出予算額と主

な事業につきましてごらんください。

まず、上段左側、会計、科目、事項の欄をごらんください。

その欄の下に会計、一般会計とありますが、その下、(款)警察費(項)警察管理費(目)公安委員会費(事項)委員報酬でございます。委員報酬につきましては、右肩に行きまして681万6,000円の予算を計上しております。これは、公安委員3名の報酬でございます。

続きまして、その下、(事項)委員会運営費687万5,000円でございます。これは、公安委員会運営に要する経費でございます。

主なものにつきましては、その下に記載をしてございますけれども、中でも警察署協議会運営費ですけれども、333万1,000円でございます。これは、県下13警察署に置かれております警察署協議会、地域住民の意向を警察業務に反映させるための会議でございますが、その運営に要する経費であります。委員の報酬や旅費などに要する経費でございます。

続きまして、その下、(目)警察本部費(事項)職員費であります。185億854万円でございます。これは、職員の人件費でございます。

その下であります(事項)運営費30億9,114万1,000円でございますが、これは、警察業務を行う上で、その基盤となります通信指令システムやOA機器、その他職員が警察業務を処理するために必要な事務費等の、いわゆる職員を設置することにより必要となる経費でございます。

この中で主なものは、その下に3つほど掲げております。退職手当16億5,899万4,000円、警察業務電算化推進費3億7,022万9,000円、新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業1億3,150万1,000円でございます。

退職手当につきましては、本年1月1日現在

での平成27年度末の定年退職予定者、それから、その後、予想される希望退職者等の退職手当でございます。

警察業務電算化推進事業とは、現在の高度情報化社会の広域・複雑・高度化する犯罪から県民の安全な生活を守るために、情報技術、いわゆるITを活用した警察業務の電算化を推進するための経費でございます。

その下の通信指令のシステム整備事業でございますが、これは、110番の受理に当たりまして、多様化・スピード化する犯罪等に的確に対応するためのシステムのリース料等でございます。これは、平成28年3月にシステム更新が行われますことから、より機能性が高く、また、公平性の高い仕様とすることで、システムを構築する業者の間での競争性が促進されて、高機能なシステムを導入できるという計画を立てております。そのための経費でございます。

続きまして、その下であります。(目)装備費(事項)装備費です。3億8,887万6,000円でございますが、これは、警察機動力及び警察装備の計画的整備充実強化と装備活動に要する経費でございます。

主なものは、その下に2つほど掲げております。警察活動用車両維持費2億7,869万7,000円、警察ヘリコプター警察活動事業費8,021万5,000円であります。

警察活動用車両維持費につきましては、警察が保有しております全車両に係る修繕費、燃料費、自賠責保険料、重量税及びその他維持に係る消耗品等に要する経費でございます。

警察ヘリコプター警察活動事業費につきましては、ヘリコプターの運用に要する燃料費、航空機の消耗部品、定期点検料、ヘリコプターテレビ伝送システムのリース料でございます。

次に、その下であります。(目)警察施設費(事項)警察施設費8億6,277万円でございます。これは、警察施設の計画的整備と適正な維持管理に要する経費でございます。

この中で主なものは、警察施設費の説明欄にございますが、3つほど掲げております。交番、駐在所庁舎新築費で3,390万3,000円、職員住宅借家料1億3,047万6,000円、宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業1億9,759万9,000円でございます。

一番上の交番、駐在所庁舎新築費につきましては、交番、駐在所の建設に係る設計費、それから建設費等でございます。この建設費につきましては、警察共済組合の不動産投資事業を活用して建設することとしております。

平成27年度は、えびの署の五日市駐在所、延岡署の延岡駅交番、この2カ所を新築する予定でございます。

交番・駐在所は、地域住民の安全と安心の拠点である生活安全センターとして、地域住民の日常生活に密着した警察活動を行っておりますが、ただいまの交番・駐在所につきましては、老朽化に加えまして、来訪者と対応するためのコミュニティスペースや駐車スペースが狭いということもあり、県民が利用しやすい場所への移転新築や利用しやすい配置とする計画としているところでございます。

職員住宅借家料及び、その下の宮崎県総合自動車運転免許センター建設整備事業、この2つにつきましては、それぞれ既設の職員住宅宿舎や宮崎県総合自動車運転免許センターの建設の際に、それぞれ警察共済組合の不動産投資事業を活用しており、その償還金を支払うものがございます。

続いて、その下の(事項)警察署庁舎建設費

1億3,682万4,000円でございます。これにつきましては、新規事業でございますので、おめぐりいただいて、資料1-1という資料がございますが、そちらをあわせてごらんください。

事業の目的につきましては、そこに記載しているとおりでございますけれども、えびの署は、建築後52年が経過しておりまして、老朽化及び狹隘化が進んでおりまして、平成9年度に実施しました耐震診断結果によりまして、耐震補強工事が困難で、耐震補強より改築が望ましいと結論づけられております。そこで、治安基盤及び防災活動の拠点施設としての役割を果たすために新庁舎を建設するものでございます。

その下の事業の概要でございますが、平成27年度予算額としましては、警察署を移転建てかえとするため、土地の購入費、造成費及び設計費で1億3,682万4,000円を計上させていただいております。そして、その後でございますけれども、事業期間に書いてありますが、平成28年度から29年度にかけて庁舎の建設等を行いまして、30年度に現庁舎の解体を行う予定としております。

なお、警察署庁舎につきましては、鉄筋コンクリート造3階建てを計画しております。

建てかえに当たりましては、来客用の駐車場の確保、それから災害発生時の応援部隊の受け入れも可能になるスペースの確保、これらを考えております。

その下の事業効果であります。新しい庁舎では、警察安全相談や犯罪被害者支援のための部屋を設置いたしまして、県民の利用しやすい庁舎を目指し、また、耐震性を確保した災害に強い警察署庁舎となるのを計画しております。

また、えびの署の新庁舎建設によりまして、県内全警察署の耐震化が図られることとなりま

す。

続きまして、資料、戻っていただきまして、えびの署の欄のその下にありますが、(目) 運転免許費(事項) 運転免許費であります。6億9,137万7,000円でございます。これは、運転免許試験及び各種講習その他運転免許事務処理に要する経費でございます。

主なものにつきましては、その下の3つほど掲げてございますが、運転免許更新時、安全運転管理者講習委託料1億1,591万7,000円、道路交通法に伴う講習体制整備事業費2億703万円、その下にありますが、運転免許証ICカード化導入事業1億7,990万2,000円でございます。

このうち、運転免許更新時、安全運転管理者講習委託料は、運転免許証更新時に行う講習と、それから安全運転管理者に対して行う講習を外部委託して行うための講習業務委託料でございます。

また、道路交通法に伴う講習体制整備事業費は、70歳以上の高齢者に対する免許証更新時の高齢者講習や認知機能検査及び行政処分を受けた停止処分者や軽微違反者に対して行う違反者・処分者講習の委託料でございます。

また、運転免許証ICカード化導入事業は、ICカード免許証を作成する装置のリース料やICカードの台紙の購入等に要する経費でございます。

続きまして、その下であります。(項) 警察活動費(目) 警察活動費(事項) の一般活動費16億577万1,000円でございます。これは、生活安全、刑事及び交通等警察活動全般に要する経費でございます。

この中で、新規事業と改善事業のうちの主なものについての御説明を申し上げたいと思いま

す。そこには5つほど掲げております。

まず、1つ目であります改善事業でございますが、高齢者のための交通安全対策事業4,224万3,000円、それから、これも改善事業でございますが、未来を担う少年育成のためのスクールサポーター事業2,227万6,000円、あともう一つ、改善事業でございますが、OSS、ワンストップサービスと書いてございますが、そのシステムの構築事業2,839万8,000円、新規事業であります。特殊詐欺被害防止コールセンター事業1,244万3,000円、最後になりますが、改善事業として、デジタル写真集中印刷処理事業3,554万6,000円でございます。

これら改善、新規の事業につきましては、先ほどのえびの署の庁舎建設事業と同じように、別に資料を設けておりますので、おめくりいただいて、資料の1-2から御説明をさせていただきます。

高齢者のための交通安全対策事業でございます。

まず、事業目的でございますが、そこに記載のとおりであります。本県の高齢者の交通事故死者数は、昨年は31人と、全死者数の63.3%を高齢者が占めておりました。全国平均を上回っているとともに、近年は高齢者が加害者となるケースも増加しております。今後、高齢化社会が進展する中で、高齢の歩行者及び運転者双方に対しての交通安全運転意識の高揚を図るために、参加・体験・実践型の交通安全教育を強化するものでございます。

2の事業概要でございます。これまでの高齢歩行者を対象とした交通安全教育事業368万7,000円に、今回の事業費を加えまして、総額で4,224万3,000円を計上しております。

改善する事業につきましては、整備後19年が

経過をして老朽化しております交通安全教育車、フェニックス号と称しておりますが、この教育車を更新し、その車両を活用した交通安全教育を民間の業者に委託し、県下全域でのドライビングシミュレーター等を用いた出前型の交通安全教育を推進するものでございます。

また、あわせまして、昨年、都城地区で行われました、年代に応じた技能コースで競い合います地区公民館対抗シニアドライバーズコンテストの評判が高かったことから、同様の地区公民館対抗の高齢運転者技能審査会を県内10カ所の自動車学校等の教習コースを使用して開催するというものでございます。

続いて、事業効果であります。参加・体験・実践型の交通安全教育により、高齢者の方々に加齢による身体機能の変化を自覚していただくことによりまして、運転中及び歩行中における交通事故防止に関する意識の向上が図られるとともに、運転技能の向上が図られるものと考えております。

続きまして、めくっていただいて、資料の1-3をごらんくださいませ。スクールサポーターの事業であります。

事業の目的でございます。そこに記載のとおりであります。県内の少年非行の現状は、刑法犯少年は減少傾向にあるものの、低年齢化、集団化の傾向にございまして、また、全国では、いじめに起因する自殺が相次いで発生して社会問題となっております。

スクールサポーターは、警察と学校とのかけ橋として重要な役割を果たしておりまして、これまで、問題を抱える少年への面接・指導、保護者に対する助言、学校との情報交換等を実施するとともに、教育委員会等の関係機関との連絡など、重要な役割を果たしていることから、

その体制の強化を図るものでございます。

2の事業の概要であります。これまでのスクールサポーター6名に要する経費が1,291万円に加えまして、総額で2,227万6,000円を計上しております。

改善の内容といたしましては、現在、スクールサポーター6名と申しましたが、警察本部、宮崎北署、南署、都城署、日向署、延岡署の大規模警察署を中心に活動しております。これに加えまして、日南署、小林署、高鍋署の中規模警察署に新たに3名増員するものでございます。

3の事業効果であります。いじめや少年非行の問題において、スクールサポーターの配置がなく、これまで行き届かなかった事案に対しまして、きめ細やかな指導・助言等を行うことが可能になり、学校、地域における少年の健全育成が一層図られるものと考えております。

続きまして、その右側であります。資料1-4、OSSシステムの構築事業につきまして御説明をいたします。

1番の事業目的であります。これも記載のとおりでございますが、ワンストップサービスとは、自動車を保有する際には、各種届け出がさまざま必要でございます。警察署に申請する、例えば自動車保管場所証明書及び標章の交付、運輸支局におけるナンバープレートの登録及び県税事務所における自動車税の申告納付等の各種手続につきまして、各行政機関に出頭しなくても自宅や職場等のパソコンからインターネットを利用して、一括して申請できるシステムのことでございます。このシステムを構築するための費用を今回、予算計上しております。

事業概要としましては、ワンストップサービスのうち、警察対応のシステムにつきましては、47都道府県警察からなるOSS（ワンストッ

プサービス) 推進警察協議会が主体となり、平成29年度から全国運用を目指すものでございまして、共同利用できるシステムを平成27、28年度で構築するために、その構築費用を全国警察で案分し、負担するものでございます。

事業効果でございますが、システムの構築が完了し、平成29年度から運用されますと、行政機関の閉庁日であってもインターネットを利用することにより、いつでも申請等が可能になります。また、複数の行政機関に行くという手間が省けて、手続の利便性が向上をいたします。

続いて、おめくりいただいて、資料1—5、特殊詐欺被害防止コールセンター事業であります。

事業目的でございます。記載のとおりであります。現在、特殊詐欺による被害が全国的に増加しておりまして、本県においても、昨年は1人で1億円を超える高額な詐欺事件なども発生し、被害総額が3億円を超え、県民、特に高齢者の方々にとって大きな脅威となっております。

宮崎県警では、これまでにも被害を防止するために各種施策を実施しているものの、依然として被害が発生している状況にあることから、県民に対しまして、被害情勢に応じた即効性の高い注意喚起を内容とするコールセンター事業を実施するものでございまして、特殊詐欺に対する県民の抵抗力の強化、定着化を図るものでございます。

事業概要であります。委託事業費として1,244万3,000円を計上し、その財源として国の地方消費者行政活性化基金を利用することとしております。

事業内容は、県民に対するコールセンター業務を民間業者に委託し、警察からの発生した事

案の分析結果から得られた情報の提供等により、被害を受けるおそれのあるの方々に対し、オペレーター3名により、発生した事案の具体的内容に基づいた注意喚起を緊急的かつ集中的に電話により行うものであり、オペレーター1人当たり、1日80件程度を行う計画でございます。

事業効果に関しましては、電話を受けた高齢者の方々が、特殊詐欺の被害防止に関する知識を得ることにより意識の高揚が図られるとともに、類似事案に巻き込まれないなど、犯罪抑止の効果もあるものと考えております。

続いて、資料1—6、デジタル写真集中印刷処理事業でございます。

事業目的は、記載のとおりであります。現在、犯罪現場で撮影する写真はデジタル化が進んでおります。本県警察では、今年度末までに写真データの改ざんができないデジタルカメラの配分が終了し、今後、撮影する写真は全てデジタル化することになります。

現在、デジタル写真を印刷するために、各警察署に小型プリンターが整備されておりますが、写真1枚当たりの作成コストが約24円と高価な上に、印刷スピードが遅いということから、コストを低く抑え、さらに印刷スピードが速い大型の写真プリント機を警察本部鑑識課に整備し、各署とオンラインで結びまして、プリント業務を本部で一括集中処理するものでございます。

事業概要としましては、これまでデジタルカメラの整備費等として1,500万2,000円を計上してはございましたが、今回、事業を組みかえまして、大型写真プリント機の購入費等で3,554万6,000円を計上しております。

事業内容は、警察本部鑑識課に大型の写真プリント機1台、県内13警察署にデジタル写真のデータを送信するための受付機各1台を整備し、

警察専用のLAN回線を利用してオンラインで接続し、約9割の写真について、この仕組みで処理することとしております。

事業の効果といたしましては、写真1枚当たりの単価が、先ほど24円と申しましたが、9円程度に下がります。これによりまして、写真印刷費を削減できるということもございます。また、印刷スピードの向上が図られるという効果も考えております。

以上、新規・改善事業に関しましての説明を終わりました。戻りまして、資料1の、資料2枚目の1のほうに目を投じてください。

下から4行目になりますけれども、(事項)交通安全施設維持費でございます。4億7,805万6,000円でございますが、これは、交通安全施設の維持管理及び電気・通信料等に要する経費でございます。

最後に、(事項)交通安全施設整備事業7億5,934万円でございますが、これは、交通管制センターの機器の更新、信号機の新設や改良、道路標識等の整備等に要する経費でございます。

主なものにつきましては、その下に2つほど掲げております。交通管制及び信号機改良等整備費4億6,924万6,000円、円滑化対策事業費2億2,855万4,000円でございます。

交通管制及び信号機改良等整備費は、交通管制、信号機改良、信号機新設、道路標識の整備に係る経費でございます。国庫補助対象事業でございます。

円滑化対策事業費は、交通渋滞を解消し、地域における交通の円滑化を図る必要がある場所を円滑化対象地区として指定し、指定された場所について信号機新設や道路標識等の設置を行うための経費でございます。国庫補助対象事業でございます。

なお、平成27年度当初予算にありましては、骨格予算となっておりますので、県費による交通安全施設整備事業費につきましては、予算計上をいたしておりません。

そこで、国庫補助事業の交通安全施設整備事業による平成27年度の信号機の新設数は、円滑化対策事業費で交差点1つ、災害に強く環境に優しい信号機等整備事業で交差点2つ分、合計3交差点でございます。

また、来年度の交通安全施設整備事業につきましては、信号機の鋼管柱化、信号灯器のLED化、制御機の更新といった施設整備を実施し、安全で円滑な交通環境の構築に役立ててまいります。

交通安全施設につきましては、交通事故防止に大きく影響するものでございまして、交通事故の発生や交通量等の実態に即し、さらに、地域住民や道路利用者などからの要望や意見に配慮しつつ、計画的な整備を図ることとしております。

以上であります。

続きまして、平成25年度決算に係る決算特別委員会の指摘要望事項が2つございましたので、それぞれの対応について説明させていただきます。

まず、1つは、高齢者の安全安心対策について、交通事故対策、特殊詐欺対策などさまざまな対策が必要なことから、今後も必要な予算を確保するとともに、関係機関との連携を図り、効率的な取り組みを推進することといたしました。

その具体的な対応につきまして御説明申し上げます。

平成26年中の交通事故死者数は49人で、前年比マイナス10人と大幅に減少いたしました。

そのうち65歳以上の高齢者は31人でございまして、全死者に占める割合は63.3%と、依然として高い割合を占めております。

また、高齢運転者が第1原因者となった事故は2,110件でございまして、全体の21.6%を占めております。こちらも高い割合となっており、高齢者の交通事故防止対策は、まさしく最重要課題となっております。

警察では、高齢者が悲惨な交通事故に遭わないようにするための対策として、高齢者宅訪問による安全指導や高齢者交通安全情報ネットワークを通じた交通安全情報の提供などに取り組むとともに、高齢運転者が事故を起こさないようにするための対策として、自治体等との連携による高齢運転者免許証返納メリット制度の拡充、交通安全教育車に搭載したドライブシミュレーターを活用した出前型、参加・体験型の講習の推進などにも取り組んでおります。

平成27年度当初予算では、老朽化した交通安全教育車にかわる新たな教育車を整備するとともに、同車両の運用を、交通安全教育に専門的な知識や経験を有する民間業者に委託し、交通安全教育隊として高齢者を重点とした交通安全教育を推進するための予算を計上しているところでございまして、さらに充実した取り組みを進めてまいります。

また、特殊詐欺につきましては、平成26年中は59件、約3億4,700万円の被害を認知しておりまして、被害額は過去最高となりました。そのうち、65歳以上の高齢者の被害は33件でございまして、全体の56%となり、被害総額は約2億7,000万円で、全体の77%となりました。このように多くの高齢者が高額な被害に遭っている状況から、高齢者に重点を指向した各種対策を推進しております。

特殊詐欺対策としましては、県民が具体的に犯行の手口を理解することができるよう、あらゆる広報媒体を活用した情報発信や犯行グループから押収した各種名簿に登載された方への個別指導を行っております。

そのほか、金融機関や宅配物取扱事業者と連携して高額な現金を払い戻したり、宅配便で現金を送付しようとする高齢者への声かけや、NTTと連携してハローページ電話帳に掲載された高齢者宅の電話番号削除を奨励する取り組みを行っております。

さらに、県民に直接、特殊詐欺に関する注意を喚起するための電話架電業務を行う特殊詐欺被害防止コールセンターを新たに設置することとしており、より一層充実した取り組みを進めてまいります。

そのほかにも、警察では、悪質商法の被害防止や徘徊高齢者への対応など、さまざまな高齢者の安全安心対策に取り組んでいるところでございます。

高齢化が進む社会にあって、こうした高齢者の安全安心対策は、ますます重要になってくると認識しております。今後とも警察各部門の横の連携をしっかりと保ちながら、関係機関との連携を図り、効率的な取り組みを推進してまいります。

以上が、1つ目の指摘要望事項に対するものでございます。

もう一つの指摘要望事項は、警察職員宿舎については、老朽化等を踏まえ、職員が安心して職務に専念できるよう、計画的な維持補修等に努めることとございました。

警察は、犯罪や災害等の発生時における初動活動に万全を期するため、大量の警察力を迅速に導入しなければならないことから、職員は警

察署に近接した場所に居住する必要があるため、原則として配置所属の管内居住を義務づけております。そこで、職員の生活の基盤である居住環境を確保するために職員宿舎を整備しているところでございます。

職員宿舎の浴槽や給湯器の取りかえなどの居住環境の改善はもとより、老朽化等に伴う維持補修等につきましては、職員宿舎の実態や職員の要望を踏まえ、緊急性や必要性等を勘案して、計画的な維持補修や早急な修繕等を実施しております。

平成27年度当初予算案におきましても、職員宿舎の老朽化に伴う外壁改修工事を初め、維持補修等に必要な経費を計上し、居住環境の維持改善を図ることとしております。

今後とも、職員が安心して職務に専念できるよう、引き続き、職員宿舎の計画的な維持補修等に努めてまいります。

それでは、引き続きまして、議案第23号「地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明をいたします。

条例本体は議案として提出をさせていただいておりますけれども、配布資料をごらんいただいておりますので、こちらの資料の右肩、資料2と書いてあるページをおめくりください。

本県警察官につきましては、平成27年度予算政府案におきまして、9人の増員が認められたところでございます。

地方警察官の定員及び階級別定員につきましては、警察法施行令に定める基準に基づきまして条例で定めることとなっております。したがって、今回の増員に伴う必要な改正を行うということでございます。

具体的には、警察官定員が9名ふえまし

て2,017名となり、階級別定員につきましては、各階級ごとにそれぞれ警部の階級にある者が1人ふえまして184名、警部補の階級にある者が3名ふえて562名、巡査部長の階級にある者が2名ふえて581名、巡査の階級にある者が3名ふえ、600名でございます。条例につきましては、それに伴う改正を行うものであります。

なお、今回の警察官の増員につきましては、厳しい治安情勢に対応するため、緊急に対応が必要で、かつ増員によらなければ有効に対処しがたい治安情勢について、地方警察官の増員が認められたものでございまして、その内容は、人身安全関連事案対策の強化のために配分された経緯がございますので、これらの業務に配置し、運用してまいりたいと考えております。

なお、条例の施行期日につきましては、平成27年4月1日を予定しております。

続きまして、議案第28号、配付をさせていただきました印刷資料の資料3でございますが、「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきまして御説明をいたします。

今回の条例の一部改正は、道路交通法施行令の一部を改正する政令及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令が、平成27年1月23日に、道路交通法施行令の一部を改正する政令が平成27年1月30日に交付されたことに伴う条例の一部改正についてでございます。

改正の理由は2点ございます。そこに記載のとおりでございますが、まず、手数料の標準額につきましては、地方分権推進計画におきまして、その時々々の経済情勢等を考慮して、原則として3年ごとに見直すこととされておきまして、これに伴い、運転免許等の関係手数料が見直されたものでございます。

また、2点目であります、自転車の運転に関し、交通に危険を及ぼす違反行為を反復しておこなうなど、将来的に交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる者に対し、公安委員会が、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講を命じる規定等が新たに施行されることに伴い、講習の手数料が新設されるものでございます。

以上のことから、警察関係使用料及び手数料徴収条例の見直しを行った結果、資料に添付しております別表の1から4、に記載のとおり、運転免許等に関する手数料全般につきましての改正を行いまして、また、自転車講習の手数料を新設するという必要が生じたものでございます。

最後に、今回の条例の一部改正は、運転免許等に関する政令が平成27年4月1日から施行、自転車運転講習手数料関係につきましては、平成27年6月1日から施行されることから、本条例も、これとあわせて県議会の承認をいただいた後に施行される予定でございます。

以上、大変長くなりましたけれども、資料の説明を終わらせていただきます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

○高橋委員 27年度の当初予算、骨格予算なんですよね。警察、県警のほうも骨格ということでおっしゃいましたが、私は、警察行政は骨格はなじまないと思うんです。いわゆる県民の安心安全だから先送りしちゃいかんと思うんです。必要な経費ばかりだと思ったもんだから、骨格といえども警察の予算は、必要なものは当初からつけるというのが基本姿勢にあっていいのかなと思いついてたところでした。

それで、資料の1番目の、いわゆる物件費で12

億のマイナスですよ。通常に戻ったっていうところでしたんですが、ちょっといま一度、このシステムを教えてください。

○水野警務部長 少し説明が急ぎ足だったものですから説明が足りなかった部分があったかと思いますが、この物件の12億余りの減でございますけれども、先ほど少し触れさせていただきましたが、昨年度は、国から配賦されました元氣交付金を執行するというので、急遽、26年度中に事業を行うということで予算が増額されました。そのため、我々のほうでは、交通安全施設関係の整備に充てることとさせていただきます、瞬間最大風速的なものでございますけれども、今年度に限り、交付金を使った事業というのが物件費で大幅にあったということでございます。したがって、その分が、詳細の額が今、手元になくてあれなんです、かなりの額に上っております。

また、先ほど申し上げました、これ骨格予算でございますので、交通安全施設関係の物件費のうちの幾つかは、肉づけ後にまた県費での交通安全施設の整備が行われますので、そういったところでの額が今ここには計上されていない、この大きな2点が12億余りの減額の原因かなというふうに思っております。

○高橋委員 肉づけがあるということで安心はするんですが、財政課に行くと、全体で何か見込みっていうか、ざっくり500億ぐらい、あるらしいんです。今、警察で肉づけを予想されるっていいですか、期待できる肉づけってのはどのくらいなもんですか。おわかりになれば。

○水野警務部長 肉づけは財政当局のほうで御検討いただく話なものですから、現段階では我々のほうで定かな額が今、手元にはないものですから、いずれにせよ、これにつきましては、

毎年、県費での安全施設の整備を行っておりますので幾ばくかは入るかと思えます。6月の補正で約4億円程度を見込んでいるということでございます。

○高橋委員 一番下の施設整備事業が一番減額ですよ、8億。26年度がそういう元気交付金で今までできなかった分をかなり施設整備したってということでしょうか、しかし、いろんな信号機の設置とか、要望っていうのはいっぱいありますよね。委員会でもいろいろと意見が出てるわけで、4億円という数字が今、出ましたけれども、これ非常に大きくなっていうふうに思いながら、それ以上の予算要求をそれこそ頑張っていたきたいなと思えます。

それと、説明の中でちょっとわからなかった点がありまして、真ん中の警察施設費の交番とか駐在所新築費で不動産投資事業という説明をされましたが、これはどういったシステムなのでしょう。教えてください。

○水野警務部長 不動産投資事業というふうに申し上げました。これは、警察共済組合の中に不動産投資事業というものがございまして、これ、地方公務員共済法で認められてるものなんですけれども、こういった施設の建設に当たって共済組合の投資事業を使いまして、要は繰り延べして10年返済の格好で、一時的に予算が立たないようにするための措置としてこういった財源を認めていただいております。要は、いわゆる簡単に申し上げれば、警察共済組合から県が財源を手当てしまして、一時的には共済組合のほうからの資金で交番等を建設する。毎年、県のほうから償還っていうんですか、一旦建ちました、建設にかかった費用を10年繰り延べ返済するという格好でやってる事業です。借りるということでございます。

○高橋委員 警察共済って私たちも掛金をかけていますわ。だから、その予算から県が借りて、後で返済するということなんですね。わかりました。

次に、えびの署の庁舎です。これ、総事業費は幾らになります。まだ初年度の設計費とかそういうことでしょうかから、総事業費を教えてください。

○水野警務部長 まず予算をお認めいただかないとその先が進まないもんですから、あんまり勝手に我々のほうで、当てにしているわけじゃないんですけれども、ほかの警察署の規模等も勘案して考えますと、総事業費的には大体11億、12億円ぐらいではないかと。11億円ぐらいかなというふうに考えてます。これも予算を認めていただけるかどうか、また別ですので、一応想定ではございますけれども。

○高橋委員 ひとつ、最近の話でしたから記憶に新しいんですけど、警察署の再編の提案が一時俎上にのりましたよね。えびの署を建てかえるということであれば、もう再編はないのかなと思ったりするんですが、ただ、ちょっと規模が違うんですけど、過去、交番とか駐在所を新築して、期間もたないうちに閉鎖したりとか、刑事部長も日南にいらっしゃったから御存じだと思うんですけど、昔は酒谷に2つ、駐在所がありまして、そこを新築したら、たしか5年もたないうちにそこを閉鎖しちゃったんです。あと、富士駐在所もあれは道路の拡張でしたっけ、あんなので建てたかと思ったら、また別のところに建てるわけです。こういうことがあると何てことしてるんだらうと思って。ちょっと規模が違うから、11億、12億円をかけて建てるわけですから、これしっかりえびの署の存在っていうのは未来永劫に続くということで理解を

したいと思います。

次のページの交通安全対策事業で、高齢者の公民館対抗の運転技能審査会ですか、これスピードじゃなくてテクニックを競う、そういう審査だと思うんですが、県内10カ所の自動車学校でやるということの説明でしたが、いろんな副賞とかそういうようなものを準備されている予算なんですか。10カ所になるからその経費もあるんでしょうが、予算が4,200万円ということで、そういった副賞なんかもあるわけですね。

○水野警務部長 この4,000万円でございますけれども、大宗は安全教育車、非常に装備をいろいろ詰め込んだりとかいうことで、艤装がかなりかかるものですから、その車両の整備、購入関係の費用で相当が賄われるということでございます。したがって、一般的な安全教育事業と言われる車両を使った広報啓発のような活動につきましては、数百万円程度という形でございます。交通安全教育事業としては368万円ほどでございますし、運転技能審査会、この委託につきましては150万円弱ということでございます。

○高橋委員 わかりました。

引き続き、資料1—5、コールセンター事業です。特殊詐欺対策で、この効果を非常に期待してる事業だと思うんですが、本会議で質問もありましたよね。ぜひ県全体へ広げてほしいという。これ、ぜひ広げていくべきだと思うんですけども、全体的に広げたときに予算規模はどれぐらいになるもんか、今、計算されてれば教えていただくといいかと思っております。ざっくりでいいです。

○水野警務部長 これ、県全体を対象とした格好でやっておりますので、オペレーターが多くなればなるほど何回も多数の電話はかけられる

ということになりますので、ちょっと県全体で何件、電話をかけなければならないかというのは、今、手元に数字がないものですから、ちょっと規模がはっきりわからないんですけども。一応1日80件ほどございますけど。

○黒木刑事部長 今、計画してるのが、1日1人で約80件ということで計算をして予定をしております。ですから、1カ月は約1,600件でございます。年間に3名のオペレーターを雇用した場合に、5万8,000件へ電話できるということで予定をしております。

○高橋委員 ちょっと記憶が曖昧かもしれませんが、たしか宮崎県は40万世帯、そのうちの高齢世帯が何軒かちょっと検討がつかないんですが、5万8,000件であると全体に行き届かないのかなっていう感じもしますんで、今どうのこのじゃなくて、これからこういう事業っていうのは広げていってほしいというお気持ちで申し上げてますから、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次のデジタル写真の関係ですけど、前年度から2,000万円増額して予算を計上することによってコストを下げますよということなんですけど、この2,000万円をいわゆる増額予算をしても、いわゆるペイできるっていいですか、いわゆるコストは下がるんだよということで理解してよろしいでしょうか。

○黒木刑事部長 部長の説明の中にもありましたように、今、1枚が24円、コストがかかっております。警察の写真、印画する年間の数量が刑事部、交通部含めまして50万枚でございます。ですから、今、1年間で1,200万円の予算がかかっております。これが9円になりますので、450万円に減額、削減されます。単純計算ですけども、750万円は年間、削減できるという試算で

ございます。

○高橋委員 わかりました。単年度で取り返さんけど、2年、3年いくと。了解です。ありがとうございました。

○中村委員 今さっきおっしゃったことと、ちょっと絡むかもわかりませんが、えびの警察署の件でちょっとお聞きしたいんですが、昭和37年に建築され、52年経過したという話でしたが、えびの署にも何回も行ったことありますけれども、えびの署以外に、例えば昭和37年以前に建てられた警察署がありますか。

○水野警務部長 えびの署よりも古い警察署はございます。えびの署以外に古い警察署は、県下2署ございます。都城署と日南署であります。それぞれ都城署が昭和32年、日南署が昭和34年の築でございます。

○中村委員 私は、都城警察署はえびの署よりも早く建築されたことは知ってました。この前、交通違反をして呼ばれたんですが、久々に行ってみました。ここに書いてあるように老朽化、狭隘化、都城はやっぱりひどいです。段階的に古いところから建築していくんでしょうけれども、都城警察署を見て、これだけの大きな都市で、県下2番目の都市でありながらこのままの状態でもいいのかというのがあるんですが、そのことについてはどうお考えなんですか。

○水野警務部長 まず、今回、えびの警察署が再建というか、建てかえに至った経緯のほうで御説明申し上げますと、先ほどの説明の中にもございましたけれども、大きな要因は、平成9年度に行いました耐震診断によりまして耐震補強工事ではもう足りないという指摘がございました。ほかの警察署はそういう指摘はございませんでして、耐震補強工事を行うことで可能であるという指摘がございました。したがって

て、ほかの警察署につきましては、まず、耐震補強を行うということで全て耐震補強工事を行いました。一つ残っておった耐震補強ができないという、地震が起きたときに被災してしまうという警察署がえびの署だけでございまして、これは災害時にも復旧拠点となりますので、警察署をしっかりと機能させるために、まずはここを建設したいということで、今回、えびの署の建てかえをお願いするという次第でございます。

○中村委員 次の、未来を担う少年育成のスクールサポーター事業についてお聞きしたいんですが、これは、実は前、一回、中学校だったと思うが、事件がありまして。そのとき私は10年ぐらい前に、警察の中で学校教員の免許を持つてる人について、学校に1人ぐらいずつ派遣したらどうかという提案をしたことがありましたが、それから以降、スクールサポーターというのができたような気がするんですが、今、話の中で6名というようなことでありましたが、この前、御存じでしょうが、中学校1年生の、新聞等で、あるいはテレビ等でいろいろ報道されましたが、そういう事件が今、頻繁に起こっております。そういう中においては、やっぱりもうスクールサポーターというのは6名ではちょっと少な過ぎるんじゃないかと。今回9名にふえたとおっしゃいましたが、その9名の行く先々も決まっておるんでしょうけれども、まず、大事なことは、そういう子供たちを救うということがやっぱり一番大事な事かなと思うんですが、スクールサポーターについて6名とおっしゃいましたが、もっと人数をふやす必要があるんじゃないかと思うんですが、それはどのようにお考えでしょうか。

○片岡生活安全部長 スクールサポーター、平成27年度3名増員となりまして、これで、現在

9名になりますので中規模署以上の警察署には全て配置となります。

また、今後の予定でありますけれども、これにつきましては、当然スクールサポーターについては非常に活躍しております、学校側あるいは地元の住民の方々も非常に希望が高いようでありますけれども、今後の少年非行の情勢とか、あるいは学校、教育委員会等からの要望等の状況を見ながら、必要性があれば増員要求する可能性もあるということでございます。

○中村委員 わかりました。やっぱりこういう中学生あたりの事件が頻発するのであれば、今おっしゃったように、将来を見込んでスクールサポーターは人員をふやしておく必要があると思いますので、今後の課題としていろいろ検討してみていただきたいというふうに思います。

余り長くなってもいけませんので、まだ、コールセンター等のこともお話したいんですが、まだ、ほかに質問者がおるでしょうから、これでいいです。

○徳重委員 二、三お尋ねしますが、先ほど高橋委員からもお話があったんです。資料1の予算のことですが、警察活動費の中の交通安全施設の今年度の予算が77億5,234万円ということ、前年度の半分以下という非常に少ない予算なんです。これでいいのかどうか、ちょっと。4億円つくというお話もあったと記憶してはるんですけど、それでも足りない。なぜこんなに少ないのか、ちょっと。

○水野警務部長 まず、警務のほうから予算的な話を御説明を申し上げますと、先ほど、議員からも御指摘ございましたとおり、元気交付金と申しまして、昨年度、瞬間風速的なものがあつたというふうに申しあげました。これが4億6,000万円ございました。4億6,000万円分の

減少というのは、昨年は特殊な要因でございましたので、また今年度引き続きふえた分を維持するのはなかなか難しいんですけれども、もうそれ以外、肉づけ予算で約4億円ほど見込んでおりますので、トータルで考えますと、瞬間的な要因を除けば、昨年度、定常的な予算、交通安全施設関係の整備事業費よりは同じ額あるいは少しですけれども、ふえてる程度の感じかなという、ざっくり申し上げるとそういう感じになります。

この量が適切かどうか、これが不十分ではないかという御指摘につきましては、我々としても、いただいた予算を効率的に使いながら、効果的に無駄遣いしないように、皆さんの御意向を確認しながら使ってまいりたいというふうに思いますので、何とぞ御理解賜ればと思います。

○鳥井交通部長 先ほどの、昨年、平成26年度は元気交付金の交付ということで4億6,000万円という非常に増額予算がとれたもんですから、県内の信号機の鋼管柱化、いわゆる信号機。2,370の交差点があるわけですから、信号中4本立ってるわけですが、単純計算して県内に1万本近く立ってるわけですが、これのコンクリート柱で倒壊する事案が多いということで、現在、4億6,000万円等を使いまして鋼管柱化を強力に進めましたし、既成の表示、標識等も有効に活用させていただいたところです。前年に比べまして、27年度、減ってはおりますけれども、交通の円滑と安全という点には、質が落ちることのないように、有効に予算は活用していきたいと思います。信号機も、昨年度予算4億6,000万円ふえましたけれども、新しい信号機12基をつけさせていただきました。ことしも同等数の信号機の整備を図ることとしておりま

す。

○徳重委員 今の新規が12基というお話でしたが、要望としてどのぐらい上がってきてるものですか。

○鳥井交通部長 信号機の要望、これ非常に多いんですけれども、年間からすれば400カ所ぐらいの要望は来ております。交通量、交通事故の発生状況等、今、道路整備が進んでおりますので、現場の状況等を勘案しながら必要な箇所には信号機をつけていくという方針で臨んでおります。

○徳重委員 何と言っても事故というのは人の命にかかわること、特に交差点事故が多いわけですから、そう考えますときに、被害者も加害者も非常に苦しむわけです。そういうことを考えますときに、どうしてもつけてほしいという要望はあると思うんですが、これ、新規でつける場合は優先順位とか点数制とかあってやられるのか。それとも警察で皆さん方と相談して、その場その場で判断されるのか。新設の設置の条件です。

○鳥井交通部長 先ほど申しましたように、信号機の要望は非常に多いわけですが、新設の要望につきましては、警察本部と担当する警察署が当然現場の確認は行います。そこで、これまでの交通事故の発生状況、交通量調査、もろもろ等の現場の状況を見まして、その中から真に必要なといいますか、要望があるからこそなんですけれども、状況等を勘案して、昨年、26年度12基つけたわけですが、優先順位等はつけてやっております。ただ、工事が進むことによって交通量の流れが急激に変わるといった場合は、その優先順位も当然変更することがあります。

○徳重委員 私も信号機の設置についていろいろ

ろ相談を受けたことがあるんですけど、交通量は少ない、しかし、事故がよく起こるといところがあるんです。ぜひ、そういう要望があったときに地元の声っていうんですか、近隣の皆さん方の——もうしょっちゅうあるんですよと、非常に困ってらっしゃるケースがありますので、ひとつそういった地元の声っていうのも参考にしていただきたいなど、このように思ってます。

それから、コールセンターのことについてちょっとお伺いしておきたいと思います。コールセンター、先ほど質問もあったところですが、私も本会議で質問させていただきました。もう、ぜひこれは、相当効果があると期待をしております。

そこで、今、電話番号、冊子はないですね。これ、40万件。今は携帯電話が非常に多くなったということもあって、電話帳に載ってる電話はどれぐらいあるもんか、それはわかりますか。

○黒木刑事部長 ハローページで載ってる電話帳でしょうか。こちらの試算、計算ですけど、今、約17万件ほど掲載されております。これはざっくりした数字ですけども。

○徳重委員 約40万世帯で、17万といたら半分にも満たないということですが、これしかやらないという考え方でいいんですか。

○黒木刑事部長 あくまでも第2次的なことをございまして、本会議でも答弁いたしましたように、1次的には、まず、押収名簿ですけども、被害の受けるおそれのある方たちを先に、第1次的にコールセンターから電話をかけることになるんですけども、警察が今までいろんな犯人、主犯格を逮捕して、現場でそういういろんな名簿を押収しております。それが、ここ3年間で宮崎県の分が約1万件ほどありますので、まずそこを第1次的に電話をして、そして、

それでもなおかつ、まだ余力があるようであれば、ハローページ等で高齢者であろう、片仮名で書かれた方たち等から先に、まずは電話をしていくということで今、考えております。

○徳重委員 今おっしゃることについてはなかなか理解しにくいところですが、何かいい方法はないものかなど。されることは非常にいいことだと思っておりますから、もう高齢者に電話がつながると、当然地域でいろんな会合で、あるいはグラウンドゴルフで、ゲートボールでお話ができるわけですから私は非常に効果があると思ってるんです。これが17万件、まずは1万件を対象にというような話でしたが、選ぶという方法、どういう形でこれが選ばれるのか、私は非常にわからないところですけど。選ばれる条件っていうか、電話される場所の。

○黒木刑事部長 優先順位ということでお尋ねかと思うんですけれども、1次的には、今言った、まずは1万件のそういう押収名簿がございますので、そこから電話をして、そして今、いろんな犯行グループの電話は、ある特定の地域を特化して電話をしてきておる状況です。ですから、そういう地域でそういう不審な電話があったということで情報が入れば、すぐ、まずは県南地域、県北地域ということで、ハローページからピックアップして電話をかけるということも考えております。それでもまだ余力があれば、なおかつ今、全てのそういう、ハローページに固定電話が載ってる番号については電話をしていきたいと思っておりますけれども、今のところ3年間の事業としてはそのように考えております。

○徳重委員 最後にしたいと思っております。今、東京、神奈川、福岡でしたか、全国3カ所でやっているとというような話だったと記憶しておりますが、その電話の効果っていうのは出ているのか

どうか、どういう状況なんでしょうか。

○黒木刑事部長 コールセンター事業ですけれども、現在まで27都県で実施されております。その効果ですけれども、24年に一応実施した県がございますので、西日本を中心にちょっと御紹介をしたいと思います。

まず、島根県が24年に実施をしておりますけれども、25年は43件から32件に減っております。マイナス11件。岡山県ですけれども、135件から149件ということで、プラス14件ですけれども、増加率は非常に下がったということがございます。山口県、93件から64件、マイナス29件ということがございます。徳島県、これが49件から39件、マイナス10件、高知県にありましては、57件から59件でございます。プラス2件でございますけれども、これも非常に増加率が減少しておるといって、西日本地域では効果があらわれております。

なお、九州につきましては、福岡、長崎、それと大分が本年度から実施をする予定と、昨年からは福岡は実施をしておりますけれども同様の効果が出てくるものと期待をしておるところでございます。

○徳重委員 頑張ってください。よろしくお願いしておきます。

○高橋委員 先ほど聞き漏らしました。えびの署の庁舎建設事業ですけど、一般財源ですけど交付税措置があるんですか。

○水野警務部長 建設に関しまして申し上げますと、建設の際には国費のほうでの補助金が入るといって予定になっております。また、来年度の事業につきましては、県費での実施ということになるようでございます。

○高橋委員 国庫補助。交付税措置じゃないということですね。交付税措置じゃなくて国庫補

助で、そのときに、もう建てるときに、お金が、補助金が事業費についてくるということですね。

○水野警務部長 警察庁のほうから、建設の際の補助金として、実質額でいうと3割ほど入るというふうに聞いております。建設する庁舎によって、補助率が少し違うもんですから定かではないですけども、大体おおむねそれぐらいの補助が入るということでございます。

○高橋委員 じゃ、10分の7は県費の持ち出しということになるわけですね。

○水野警務部長 御指摘のとおりだと思います。その財源がどこにあるのかというのはちょっとあれですけども。

○西村委員長 じゃ、議案についてはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 その他に移ります。それでは、その他について。

○中村委員 さっき、都城警察署の話をしていただきましたが、その他で、ここの、今、えびの署の件でしたから言わなかったんですが、都城警察署、大分古いですよ。都城は北諸県郡と合併して都城市になりました。だから、都城の中心部といったら高城あたりになるのかなと、沖水地区が高城あたりになるのかなと思いますが、えびのの警察署より古いわけですから、老朽化が進んでるのはもう間違いないです。今度、計画はあるでしょうけれども、都城の中心部になるようなところに、土地も安いところがあるの辺はあるわけですから、その辺に建設されるように計画をお願いしたいというふうに思っております。計画はあるんですか。

○水野警務部長 具体的に何署というものは、特には今のところは。えびの署のとにかく建設をということでございます。他の署につきまし

ては、具体的にというか、警察活動をしっかり行っていく上で必要があれば、当然建てかえを要望していく必要はございますし、そこは都城署なのか、どこの署なのかというのは定かではございませんが、いずれにいたしましても、皆さんとともに御理解をいただきながら警察署の整備等を行っていきたいというふうに思っております。

○押川委員 信号機のことで1カ所、新名爪の矢印による信号機を設置していただいて物すごい渋滞してるんです、あれ。西都方面あるいは直進の住吉、それで渋滞と。余り長いもんですから、民間の庭といいますか、左折のときにそこを通る人たちも結構おるということで、何かあそこをもとの信号機に戻していただくとありがたいというような声を私は大分聞いてます。何かそこらあたりで、もし、あれば教えてください。

○鳥井交通部長 新名爪の交差点につきましては、非常に交通量も多いし、これまで人身事故も多かったんです。去年か、おとしでしたか、歩車分離の信号表示に切りかえました。御案内のとおり歩行者と車を完全に分離する、歩行者が横断中は車を通さないということで、その結果、事故そのものは減少してきておるところでございます。ただし、この歩車分離の一番のネックというのは、歩行者が横断する際は全て赤とめるもんですから、信号表示のサイクルが一つふえるということでは渋滞が出るというのがネックとなっております。これにつきましては、うちのほうも常時交通管制、現場の状況等を勘案しながら状況は見ておるところです。ことし、江平5差路も歩車分離を取り入れてやったところ、当日、しばらくの間、大きな渋滞が発生したところなんですけれども、信号のサイクルを

変えながら、試行錯誤をやっておるところでございます。安全性については、事故が減少しているということは事実でございますので、その点は御理解をいただければというふうに思っております。

○押川委員 ありがとうございます。

○西村委員長 ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもちまして警察本部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れ様でした。

暫時休憩をいたします。

午前11時18分休憩

午後0時58分再開

○西村委員長 委員会を再開をいたします。

当委員会に付託をされました当初予算関連議案等について局長の説明を求めます。

○四本企業局長 企業局でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、企業局の提出議案等につきまして説明をさせていただきます。

お手元に配付をしております文教警察企業常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

今回、提出しております議案は、まず、予算議案といたしまして、左ページの中ほどにあります丸印がついておりますが、議案第17号「平成27年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算」、それから、議案第18号「平成27年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算」、議案第19号「平成27年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算」の3件を提出しております。

このほか、目次の右側にあります、その他報告事項といたしまして、宮崎県企業局経営ビジョ

ンほか1件について報告をさせていただきます。

それでは、私から予算議案の概要について御説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

平成27年度宮崎県公営企業会計当初予算（案）のポイントであります。今回は3点掲げております。

1点目は、電力システム改革に備える取り組みの推進であります。これは、国において進められております電力システム改革の進展に備え、水車発電機等の発電設備や変電設備等の改良による電力の安定供給に資する取り組みを推進するものであります。

2点目は、再生可能エネルギーの開発・導入といたしまして、治水ダムの活用による小水力発電の開発や新たな開発地点の調査など、再生可能エネルギーの開発・導入に向けた取り組みを推進するものであります。

3点目は、地域貢献に資する取り組みの推進として、本県産業経済の振興と住民福祉の増進という企業局設置の理念に基づく地域貢献に資する取り組みを推進するものであります。

なお、それぞれの主な事業については、枠囲みのおりでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

平成27年度宮崎県公営企業会計当初予算（案）の概要であります。

（1）の電気事業であります。

来年度の業務の予定量といたしましては、5億297万2,000キロワットアワーの供給電力量を予定しておりまして、その結果、収支残は、黒い太枠で囲んでいるところではありますが、3億2,585万8,000円としております。

（2）の工業用水道事業であります。

来年度の業務の予定量としましては、4,123

万2,828立方メートルの総給水量を予定しております。その結果、収支残は390万1,000円としております。

(3)の地域振興事業であります。

来年度の業務の予定量といたしましては、3万3,500人の施設利用者数を予定しております。その結果、収支残は317万1,000円としております。

私からは以上であります。詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○沼口総務課長 それでは、私のほうからは、今回提出しております予算議案の詳細を御説明をいたします。

委員会資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第17号「平成27年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算」であります。

(1)の業務の予定量であります。年間供給電力量は過去30年間の平均をもとに、5億297万2,000キロワットアワーとしております。

(2)の収益的収入及び支出であります。事業収益は、47億7,811万円としております。

1つ下の営業収益は、44億757万9,000円で、主なものは電力料であります。この電力料は、九州電力と昨年3月に妥結いたしました卸供給電力料を計上しております。26年度に比べ2億7,200万円余の増としております。

附帯事業収益は1,064万8,000円で、主なものは固定価格買い取り制度を活用いたしました小水力発電と太陽光発電の電力料であります。

財務収益は1億7,356万9,000円で、主なものは受取利息であります。

営業外収益につきましては、7,094万8,000円で、長期前受金戻入等であります。

特別利益は1億1,536万6,000円で、大規模修繕のために引き当てている引当金の超過分を取り崩すことによるものであります。

事業費は44億5,225万2,000円といたしております。

1つ下の営業費用は、41億5,768万6,000円で、主なものは職員給与費や減価償却費であります。

附帯事業費用は2,160万7,000円で、小水力発電や太陽光発電に係る費用であります。

財務費用は1億1,415万6,000円で、企業債の支払い利息でございます。

営業外費用は1億880万3,000円で、消費税及び地方消費税納付額等であります。

それから、2つ下の予備費は5,000万円で、この結果、収支残は3億2,585万8,000円となり、26年に比べ3億740万円余の減となっております。

これにつきましては、特別利益が5億4,000万円余の減となったことが大きく影響するものでございまして、これは民間企業の会計制度との整合性を図るため、国におきまして改正されました新公営企業会計制度への移行に伴いまして、超過となった引当金を平成26年度には特別利益に計上したことによるものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

(3)の資本的収入及び支出であります。これは、施設の建設改良工事のように支出の効果が長期間にわたるものなどについての収支をあらわしております。

資本的収入は、27億3,030万8,000円としております。2つ下の貸付金返還金27億1,049万4,000円は、一般会計等からの返還金で、これ、口蹄疫復興中小企業応援ファンド貸付金、部局のほう20億円貸し付けをしておったわけなんです。これが戻ってくるということでございます。

その下の工事負担金1,981万3,000円は、共有

施設の負担金であります。

資本的支出は、41億6,157万4,000円といたしております。

1つ下の建設改良費は、28億3,123万1,000円でございます。これは、水車発電機更新工事等であります。

1つ下の企業債償還金は5億7,732万8,000円、その下の貸付金は6億5,300万円、その2つ下の予備費は1億円で、この結果、収支残は14億3,126万6,000円の収支不足となりますが、米印のところをごらんいただきますと、建設改良積立金10億9,728万4,000円などを財源として補填することといたしております。

5ページをお願い申し上げます。

議案第18号「平成27年度宮崎県公営企業会計(工業用水道事業)予算」であります。

(1)の業務の予定量であります。年間総給水量は、14社との契約水量を踏まえまして、4,123万2,828立方メートルといたしております。

(2)の収益的収入及び支出であります。事業収益は、3億9,112万1,000円といたしております。

1つ下の営業収益は、3億3,606万4,000円で、主なものは給水収益であります。経営見直しについての検討を行った結果、契約水量を見直しましたことによりまして、前年度に比べまして1,400万円余の減となっております。

営業外収益につきましては、5,505万7,000円で、主なものは受取利息ということでございます。

事業費は、3億8,722万円といたしております。

1つ下の営業費用は、3億6,467万8,000円で、主なものは職員給与費や減価償却費でございます。

営業外費用は、1,254万2,000円で、主なものは消費税等であります。

2つ下の予備費につきましては、1,000万円で、この結果、収支残は390万1,000円となり、26年度に比べ4億1,300万円余の減となっております。これは、特別利益が3億7,800万円余の減となったことによるもので、電気事業会計と同様に、新公営企業会計制度移行に伴うものであります。

6ページをお願い申し上げます。

(3)の資本的収入及び支出であります。

資本的収入は、他会計借入金6億5,300万円で、一般会計借入金を早期返済するために、電気事業会計から借り入れるものでございます。

資本的支出は、8億3,574万5,000円といたしております。

1つ下の建設改良費は、1,561万7,000円、その2つ下の借入金償還金は、7億9,752万7,000円で、一般会計及び電気事業会計への元金償還であります。

1つ下の予備費は、1,000万円で、この結果、収支残は1億8,274万5,000円の収支不足となっております。米印のところをごらんいただきますと、2つ目なんですけれども、借入金償還積立金1億52万7,000円などを財源として補填することとしているところでございます。

7ページをお願いいたします。

議案第19号「平成27年度宮崎県公営企業会計(地域振興事業)予算」であります。

(1)の業務の予定量であります。年間施設利用者数は、第3期指定管理期間の設定目標である3万3,500人といたしております。

(2)の収益的収入及び支出であります。事業収益は、2,484万7,000円といたしております。

1つ下の営業収益は、2,172万6,000円で、主なものは施設利用料であります。

営業外収益は、312万1,000円で、主なものは

受取利息であります。

事業費は、2,167万6,000円としております。

1つ下の営業費用は、1,930万6,000円で、主なものは減価償却費であります。営業外費用は、137万円で、主なものは消費税等であります。

2つ下の予備費は100万円でございまして、この結果、収支残は317万1,000円となり、26年度に比べ3,300万円余の減となっております。これにつきましても、特別利益が3,300万円余の減となったことによるものでございまして、先ほど来の電気事業、それから工業用水道事業会計と同様に、新公営企業会計制度移行に伴うものでございます。

8ページをお願いいたします。

(3)の資本的収入及び支出であります。

資本的収入は、出資金返還金70万円で、一ツ瀬川民スポーツセンターの一般財団法人移行による返還金であります。

資本的支出は、1,839万4,000円としております。

1つ下の建設改良費は、542万6,000円、その下の借入金償還金は、996万8,000円で、電気事業会計への元金償還ということになっております。

1つ下の予備費は300万円で、この結果、収支残は1,769万4,000円の収支不足となりますが、米印のところをごらんいただきますと、借入金償還積立金の891万円などを財源として、こちらを補填していることとさせていただきます。

9ページに移りたいと思います。

主な新規・重点事業であります。

まず、新規事業「電気ダム諸量演算装置整備事業」であります。

諸量演算装置といいますのは、ダムへの流入

量やダムからの放流量を計算する装置であります。これが設置後20年以上が経過しておりますことから、最新の機器を導入するものであります。

予算額は、1億9,528万6,000円で、エの事業箇所は、古賀根橋ダムと寒川ダムの2カ所を予定しております。事業効果といたしましては、ダム放流業務の信頼性の向上が図られるものであります。

10ページをお願いいたします。

新規事業「渡川発電所大規模改良事業」であります。

渡川発電所は、昭和30年の運転開始から60年を経過してございまして、図の発電機や水車等の主要機器などに老朽化が見られることから、最新の機器を導入するものであります。

予算額は、1億4,664万6,000円で、ウの事業期間は、27年度から32年度までを予定してございまして、27年度は取りつけ道路工事と発電設備一括更新工事の基本設計を行うものであります。

事業効果として、発電所の総合的な運転信頼性の向上と発生電力量の増加が見込まれるものであります。

11ページでございますが、「企業局再生可能エネルギー導入事業」であります。

昨年度に引き続き、再生可能エネルギーの有効活用を図るため、小水力発電等の導入に取り組むものであります。

まず、日南ダム発電所建設工事につきましては、予算額6億6,877万8,000円で、エの事業内容は、県内の治水ダムでは初の取り組みとして、日南ダムに小水力発電所を建設するものであります。

次に、小水力発電導入可能性調査につきましては、予算額1,922万8,000円で、エの工事内容

は、治水ダムなど小水力発電の導入の可能性のある地点について調査をいたしますとともに、市町村等の導入に向けた調査等の支援を行うものであります。

事業効果として、これまで未利用だった再生可能エネルギーの有効活用や導入促進が図られるものでございます。

12ページに移りますが、新規事業「企業局施設活用促進・PR事業」であります。

局施設の一般開放による県民の利用を促進いたしますとともに、広く企業局の事業をアピールするもので、予算額は500万円であります。

エの事業内容でございますが、①の県電ホール・ギャラリーに、新たに舞台やピアノ等を整備することにより、会議だけでなく、コンサートなどの利用拡大を図るとともに、②の元気チャージ！若者世代ゴルフ交流推進事業として、20代の若い人たちの、主にゴルフ初心者の方たちになるわけなんです、そういった方々の交流事業を通じて若者世代のゴルフ人口の増加とゴルフ場の利用拡大等を図るものであります。

下のほうの新規事業「一ツ瀬川県民ゴルフ場開業25周年記念事業」であります。

一ツ瀬川県民ゴルフ場が平成2年11月の開業から25周年を迎えるため、日ごろの利用に感謝するための記念事業を行うものでございまして、予算額は101万7,000円あります。

エの事業内容は、親子ゴルフコンペなどの記念コンペを予定してるところでございます。

13ページをお願いいたします。

その他、主要事業といたしまして、(1)の祝子発電所水車発電機更新工事・精密点検工事といたしまして、12億5,988万8,000円、(2)の水力発電所等施設の整備として、9億5,739万6,000円、(3)の緑のダム造成事業として、1億755

万9,000円、(4)の試験研究機関連携推進事業として、900万円を計上いたしております。

最後に、参考といたしまして、知事部局等への経費支出予定額を記載しておりますが、合計で15億6,184万3,000円となっておりますが、前年度とほぼ同額の支出をすることといたしております。

平成27年度当初予算につきましては、以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

議案についての質疑はございませんか。

○高橋委員 地域振興事業予算の関係で、職員給与費です。これ、どういうふうに捉えたいんでしょうか。そこ、指定管理者になってますよね。7ページの事業費の営業費用、職員給与費が96万になってます。

○喜田経営企画監 地域振興事業の職員給与費のところでございますか。こちらにつきましては、ゴルフ場の現地におります職員は、全て指定管理者ですので、こちらは企業局の本局のほうで契約とか、いろんな手続関係をする分の人件費を計上してございまして、0.1人分ということで計上させていただいております。

○高橋委員 22条職員っていうことですか。

○沼口総務課長 こちらにつきましては、恐らく指定管理者の方の給与関係の御質問であろうかと思うんですけども、昨年も現地調査のときにそういう御指摘をいただきまして、直接指定管理者の支配人も聞いておりますし、我がほうからもそういったお話があったと。これはまとめておりますので、認識は非常に持っているかなというふうに思っております。

○四本企業局長 ちょっと補足といいますか、ここの職員給与費といいますのは、あくまで企業局の職員の給与費でございます。そして、企

業局の総務課の職員が地域振興事業の関係の事務をやっております。ただ、その職員は、こればかりやってるわけではございませんので、その業務量に比例をして10分の1といいますか、それをこの企業会計から給与費として出しているということでございます。

さっき、委員がおっしゃいましたような22条職員のということではございません。

○高橋委員 わかりました。

9ページの新規事業ですけど、財源に負担金がありますが、これ、どこから負担金を取るんですか。

○新穂工務課長 工事箇所が古賀根橋ダムと寒川ダムということになっておりますけれども、このうち古賀根橋ダムにつきましては、国営綾川総合土地改良区との共同施設という位置づけになっております。したがって、割合が大体2割程度なんですけれども、古賀根橋ダムの工事費の約2割程度を国営綾川総合土地改良区からいただくということで計上をしております。

○高橋委員 寒川ダム、そういったことなんでしょう。それで、いわゆる最新機器の導入ということなんでしょうけど、ほかのダムはいっぱいあるわけで、他の状況はどうなってるんでしょうか。

○新穂工務課長 この工事は、企業局が管理してるダムの諸量演算装置の更新ということでございまして、ほかの多目的ダムは、県土整備部のほうで管理をされてますので、そちらは、時期が来たら県土整備部のほうで適正に更新されてるというふうに考えております。

○高橋委員 いや、企業局が管理する電気ダムっていうのはほかにございますよね。そういったところを聞きたい。

○新穂工務課長 古賀根橋ダム、寒川ダム、そ

れから延岡の浜砂ダム、3つが企業局の管理してる電気ダムということです。

○高橋委員 じゃ、その延岡のやつは整備がもう終わったのか、将来的にあるのか、そこを教えてください。

○新穂工務課長 浜砂ダムにつきましては、ゲートがないダムでして、上から水が来たらそのままこぼれるタイプですので必要ないということでございます。

○高橋委員 了解しました。

11ページです。小水力発電導入可能性調査ということで予算計上があるわけですけど、状況の変化でコスト高になることが想定されますから、日南ダムはたまたま状況が変わる前の事業ですからコストはそんなにかからんのでしょうか。けれども、いわゆる、これ調査をされるということは、可能性のある地点っていうことで説明書きがあるんですけど、もっと可能性として期待をしていいものかどうか。無駄な調査、こんな言い方したら失礼ですけど、本気で調査をされるのか。そこを確認します。

○四本企業局長 今、考えております地点は、日南ダムのところに発電所を建設中ですが、ここなんかと比べますと、かなり地形が急峻でございます。発電所をつくるとなると、何といいますか、ダムの真下の川底みたいなところに発電所ができるわけですけども、そこにどうやっていくか、取り付け道路をどうするかという問題とか、かなりございます。これは、正直なところ、ちょっとやってみないと、調査をしてみないと、事業化して採算が取れるかどうかというのはわからないところがございます。だから、調査をしたから必ずそれが発電所として建設するのと言われると、そこまでは言えないのではないかなと考えております。

○高橋委員 私が申し上げてる意味は、いわゆる送電網の関係で、容量の云々問題が起きたじゃないですか。日南ダムは手続が早かったから400万円ぐらいの程度の額でできたんだけど、今から手がける小水力発電になると、その辺のコストが物すごい上がるから、多分日南ダムが最初で最後じゃなかろうかと、そういうやりとりもしたような記憶があったもんだからちょっと聞いてみました。

○新穂工務課長 今おっしゃられたとおり、日南ダムは間に合いましたけれども、これからつくる発電所については、御存じのとおり九州電力の送電線網の工事負担金が相当高額になる可能性もあるということをごさいますて、発電所の建設そのものの可能性については、土木関係とか、そういうふうに着々と進められる部分もあるんですけども、ただ、九州電力につながるための費用、ここら辺がどうなるかというところで、建設できるかできないかも大きく左右される可能性も残っておると考えております。

○高橋委員 何かどうも悩ましい予算計上だなと思いつながら。何て言えばいいんでしょうか。調査はやられるということですから、状況はしっかり把握した上でやられたほうが。

○四本企業局長 確かに、そういう意味では実現されるのかもちょっとわからない状態での予算ではありますが、ただ、企業局全体といたしまして、今、新しいものをつくるというのがなかなかないわけです。昔は新しいダムができて、新しい発電所をつくってというところがどんどんあったわけですが、今はもう、過去につくった発電所なりを維持修繕するということが、もうほとんど業務の中心になっております。ただ、職員の覇気とか、いわゆるやる気とかそういうことを考えますと、なるだけ小さい

ものではあっても新しいものをつくっていくという考え方を取り入れていかなきゃいかんと思っております、そういう意味で、日南ダムというのは久々の新しい発電所っていいですか、そういうことで今、できつつあるわけですが、それ以外ももし可能性があるのであれば、やっぱり検討をして、いろいろ検討の結果、事業化して採算が取れるのであれば、それはやはりつくっていくほうがいいのではないかと、そういうふうな考えであります。

○高橋委員 了解しました。将来のことも想定をしておけば、それは調査に無駄はないと思いますので、よろしくお願ひします。

最後にします。企業局のPR事業ですけど、なかなかいいことをされるなと思って聞いておりましたが、これ、ホールを使うときに利用料とか使用料というのは取られるもんなんじゃないか。

○沼口総務課長 使用料等については取っておりません。民間の方が使用される場合も取っておりません。

○高橋委員 いや、今回、ピアノなんか新しく置かれるじゃないですか。今までは取ってないが、ピアノを使ってもらっても、今後も取らないってことでよろしいんですね。

○沼口総務課長 最近、民間のそういった音楽関係の方とかがいろいろ使用されるようになりまして、やはりほかの楽器は持ち運びができるけれども、例えば、合唱を練習するときにはピアノがあったほうがいいのか、いろんな要望がございまして、余り高いものは買えませんが、そういうものを購入していきたいと考えております。以後につきましても、使用料を徴収するというような考えはございません。

○高橋委員 わかりました。

13ページの緑のダム造成事業なんですけど、これ、もしわかってれば、27年度、何カ所、どこをっていうところまで教えていただくとありがたいですが。未植栽地、水源涵養機能を高める整備ですか。

○沼口総務課長 結論から言いますと、毎年毎年、これは地元の森林組合の方が非常に詳しいということで、その方たちに買収の適地を御相談を申し上げたり、どのあたりに植栽をしたりというようなことを相談しながら進めていってまいっております。

ちなみに、20年間で、ダム上流の土地の1,000ヘクタールを考慮しておるわけなんですけど、現在、9年たちまして、約半分まではちょっと行かないんですけど、422ヘクタール、20年間で1,000ヘクタールで、9年間で422ヘクタール、それから植栽につきましては、166ヘクタールぐらいは今、植栽が済んだところでございます。

*27年度の目標といたしましては、大体3カ所ぐらいで66ヘクタールぐらいが購入できればいいのかなというふうに考えております。

○高橋委員 わかりました。

○山下委員 11ページの小水力発電導入可能調査の件でちょっとお聞きしたいんですけど、農政サイドで、幾つか県内にかんがい施設のダムができてますよね。何カ所あるのかな、五、六カ所ぐらいできてるんじゃないかなと思うんですけど、いわゆるこういうところも調査対象になってるんですか。

○新穂工務課長 発電所がつくれそうなダムには農政のほうで既に発電所をつくってるという状況があったりして、企業局のほうで調査してる対象の中には、国の農政のダムとか、そういうものは入っておりません。

○山下委員 農政サイドは、もちろん費用対効

果で可能なところの調査をしてると思うんですが、企業局として、もうこれだけ財政豊かな企業局ですから、太陽光でも何でももうちょっと精力的な、せっかくあれだけの貯水量を持って、農政がやってる事業と企業局がやられる事業っていうのはちょっと温度差があるのかなと思うんですが、全く対象にはされてないんでしょうか。今後も検討の余地もないんですか。

○新穂工務課長 今、申したのは国営のダムとかの話でしたけれども、小さい土地改良区あたりが水路とかそういうのを持ってますので、そこを利用した発電とかはできないかということでは市町村等を通していろいろ調査しております。ただ、現実問題として、どこも水量が少なかったり、冬場に水が流れないとか条件がちょっと厳しくて、現実として、発電所がつくれるというところまでいくような場所がなかなか見つからないということがございます。

○山下委員 地方創生という、国が新たな事業も起こしてますから、市町村ともちょっと積極的に、どんどん地方から人がいなくなる中で、調査をもうちょっと積極的にやって、何かつなげていただくとありがたいと思っております。

それから、3ページの議案第17号の中の説明を受けた中で、事業収益の電力料、附帯事業収益なんですけど、ここの収入が小水力と太陽光で1,000万円の利益があって、収入があって、事業費の中で、これ予算でしょうけど、逆に2,100万円の、費用が倍ぐらい違うんですけど、このことの説明をちょっとお願いしたいと思います。まだ、事業年度途中なのかな。そこをちょっと説明して。

○沼口総務課長 ちょっと時間をいただいて、調べて御回答を申し上げたいと思いますので。

※80ページに発言訂正あり

○押川委員 3ページ、今、収益的収入及び支出ということで見させていただいておりますが、先ほどありましたとおり、特別利益、昨年度が6億5,600円で、本年度は、この引当金の超過分を取り崩してることで1億1,500万余でありますけれども、この特別利益の中身をちょっと教えてください。

○沼口総務課長 こちら、会計基準が変わりまして、こういった引当金が引当金として積みなくなったというようなのが前提にございまして、6億5,629万2,000円の内訳を言いますと、退職給与引当金が5億8,571万7,000円、渇水準備引当金が7,004万円、修繕準備引当金が53万5,000円と、中身につきましては、そういうような内容になっております。

○押川委員 これ、引当金が積みなかったのはわかってるんですけど、本年度の1億1,536万6,000円はどういう内容ですか。

○沼口総務課長 今年度の1億1,536万6,000円につきましては、これ、祝子発電所のオーバーホール、発電機を全部分解してから再点検するわけなんですけど、全体を分解してやるものですかからかなりな金額がかかると。そちらの額でございます。

○押川委員 利益っていうところで質問してるんですけど。分解をして、特別利益はどういうものなんですか。特別利益、1億1,536万6,000円、これ、特別な何か利益が出てるわけでしょう。引当金はもう積まないということでマイナスはわかるんですけど。

○沼口総務課長 建設改良とか別に引当金がございまして、そちらのほうから、こちらの収益的収入のほうに利益として計上させていただいておるといようなこととございます。

○押川委員 先ほど言われた退職とか、いろん

なもの部分はもうだめだけど、この引当金の1億1,500万円っていうのは、これは毎年、特別利益として上げてもいいんですか。

○沼口総務課長 例えば、幾らかの引当金は、これは通常の会計基準とは合わないというようなことで、そちらに合わせなさいというようなことになったわけなんですけれども、こういった建設改良の積立金とか大規模工事につきます引当金については、以前同様、引当金のほうに積み立てができますので、そちらのほうから持ってきたといようなこととございます。

○押川委員 ちなみに、そちらの積立金っていうの、今、大体どれぐらいあるんでしょうか。

○沼口総務課長 建設改良積立金、これ、電気事業ということになりますけど、平成26年末で45億5,751万2,000円ございます。

○押川委員 じゃ、それは、この事業収支の中での、もし赤字が発生すれば、そちらからまた補填ができるということでの積み立ては十分あるということとでいいわけですね。

○沼口総務課長 こういった建設改良積立金もございますし、減価償却費、現金支出を伴わないやつがかなり積み立てとして残っておりますので、大工事が入っても企業局のほうは十分対応できるのかなというふうに考えております。

○押川委員 電力料の営業収益の中で、昨年とすると2億7,200万円ぐらいプラスなんですけど、電気料金の差額とか、そういうのはどうなんですか。あわせて、今1キロワットはどのくらいで買ってもらっているのか。

○沼口総務課長 電力料金につきましては、電力量自体は去年とことしは変わらないと。ただ、電力料金が上がってるのはなぜかという御質問だろうと思いますが、実は、電力料金につきましては、2年に1回、交渉をしております、

去年の予算の時期、ちょうど3月ぐらいに九電と電力料金が決まりました、今の御時世でございますので、かなり電力会社も厳しいだろうと。厳し目に電力単価といいますか、それを予想しております、予算にはそれを出したと。ところが、3月末に決まった段階では、こちらの予想よりか高い料金で買ってもらえるということで、今年度につきましては、その料金で計上させていただいております。

○押川委員 わかりました。

資本的収入及び支出の関係ですけれども、ここにありまして、貸付金返還金あたりと中小企業応援ファンドの分がもう返ってくるということで、27億円であります。収入と支出を引いて14億3,100万円ぐらいの支出残ということで、こちらのほうからの補填をされるわけですが、先ほどあった、建設改良積立金、そういったものをここに持ってきて、資本的収支の中ではプラスを出されるというか、帳尻が合うということですね。それでできるわけですね。

○沼口総務課長 おっしゃられるとおりでございます。これ、長年にわたりまして、先ほど言いました建設改良積立だけじゃなくて、減価償却費なんかは例年、これ、マイナスが支出のほうに出るんですけれども、現金支出が伴いませんので、それをずっと内部留保いたしまして、そういったので将来の大工事に備えるというような手法をとっております。

○押川委員 5ページの工業用水道事業でありますけれども、これも、給水収益、逆に今度はマイナスの1,451万5,000円ということで、14社で、これは1立方当たり何円ぐらいで、どうなってるか、ちょっとわかれば。主なもので結構です。

○喜田経営企画監 まず、工業用水道の給水収

益が1,400万円ほど減少してる理由でございますが、こちらにつきましては、現在、私どもの工業用水は、ほぼ設備の能力の全量を契約していただいておりますが、実際企業が使ってる水が、その4割程度に低迷しておりますので、その差の契約について削減してほしいという要望がございまして、その分を応えるために契約水量の見直しを今、やっております。それに伴う給水量の減少でございまして、丸々使った分につきましては10円40銭、契約の分、使わない分につきましては、4円50銭いただいているんですが、このあたりを今、見直しをしている関係で、私どもの工業用水も経営が順調なものですから約2,000万程度収入を減少させるということで、今、調整をしているものを反映しての給水収益でございます。今、2,000万円減少させると言いました中で、実際1,400万円しか減っていないというのは、実は、給水量は若干伸びておりまして、その分の増収が600万円程度入ってる関係で、ここでは1,400万円のマイナスというのが立っているところでございます。

○押川委員 現在、14社ですけれども、まだ、これ供給してほしいというような会社あたりはどういう状況なんでしょうか。あるんですか。

○喜田経営企画監 現在のところ、新しい受水企業は特にはまだございません。

○押川委員 この事業費の中で、職員給与費7,000万円ということで351万2,000円増なんですけど、職員数等がわかればちょっと教えてください。それと、この増額の内訳。

○喜田経営企画監 こちらの人数のほうは6.9名でございまして、先ほど話が出ました地域振興事業と、1人が1割と9割で案分されてる関係で、6.9名ということでございます。

この金額が増加しておりますのは、何分人数

が少ないものですから、人が入れかわる関係でちょっと前後いたしまして、これが去年の10月の原因でやった関係で、こういうふうに出ているものがございます。

○押川委員 もう一度、人数は何名ですか。

○喜田経営企画監 6.9名でございます。

○押川委員 ここで、先ほども出たように、特別利益、そして特別損失はもうなくなるということで、こちらのほうは、もう先ほどの整理ということで了解をしておきたいと思います。

それから、19号においてであります。先ほど、一ツ瀬川民ゴルフ場の25周年の記念行事をされるということで100万円ぐらいあるわけですが、この親子ゴルフコンペ、大体どのぐらいの組数の予定をされていらっしゃるのか。

○喜田経営企画監 募集してみないとわからないんですが、大体50ペア、100名程度を想定しております。

○押川委員 これは、1日で終わりということでしょうか。

○喜田経営企画監 はい。1日を予定しております。

○押川委員 例えば、この25周年の記念事業、収益収支及び支出の中でのこの表には出てこないということでしょうか。本来であれば計画ですから、何かどこかにそういうものが出てくるのかなと思って、これ見てるんですが、なかなかないなと思ひまして。

○喜田経営企画監 収益的収支の中には入っております。場所は、事業費の営業費用のその他の部分に入っております。

○押川委員 わかりました。いいです。

○沼口総務課長 先ほど高橋議員の御質問の中で、緑のダム造成事業に係る部分だったんですけども、私、26年度以降の数値をお答えした

というようなことございまして、議員の御質問は27年度というようなことであったというようなことでございます。予算上は大体1,000ヘクタールを20年間で買うということで、1,000ヘクタールでございますので、大体年間50ヘクタール、20で割ると50ヘクタールを予定しております。

それと、緑のダムにつきましては、かなり、もう1億円以上の予算が組んでございますが、これにつきましては、植林、下刈り、そういった、地元の森林組合を通して地元の方をお願いするといった事業がかなり入ってございますので、これぐらいの予算計上になるというようなことでございます。

○高橋委員 さっきは、3カ所、66ヘクタール、これは26年度のデータ。

○沼口総務課長 26年度の買収面積でございますが、現在、予定しております26年度以降の数値を私のほうが答えてしまったというようなことございまして、その66につきましては訂正をさせていただきたいと思ひます。失礼いたしました。

○高橋委員 要するに、まだ森林組合との協議とかをするわけだから、まだ、今のところは決まってないということでしょう。

○沼口総務課長 これ、御指摘のとおり、将来のことは、まだ森林組合のほうと協議をさせていただきながら候補地を探していくというようなことでございます。

○喜田経営企画監 失礼します。先ほどお答えできなかった電気事業会計の附帯事業収益と附帯事業費用の差のことでございますが、収入のほうは、固定価格買い取り制度ですので20年間同じような収入が入ってまいります。一応、費用につきましては、減価償却とかの関係で、当

初が高くってだんだん安く低減してまいります。また、この対象となっている水力発電所、太陽光等がまだ新しいものですから、現状ではマイナスが立っておりますが、だんだん後半になるとプラスになってまいります。また、来年度には日南ダム発電所も完成いたします。こちらは非常に採算性がいい発電所でございますので、それ以降は全体としても黒字になってくるものと考えております。

○山下委員 附帯事業費用で、26年と、ことしの計画と、400万円ふえてるんですよね。これは、どれぐらいまでふえてる。今、これ、実施になってから何年になるんですか。

○喜田経営企画監 一番大きな祝子第二発電所ができて、今3年でございます。この400万円が増加してあるのは、単年度的な点検費用でふえたものでございまして継続的にふえたわけではございませんので、再来年度以降はこの分は減少になるかと思えます。

○山下委員 これだけ400万円もふえたっていうの、1カ年で何の問題があったんですか。まだ、新期スタートしたばかりやけど。

○喜田経営企画監 この祝子第二発電所は大変小さな水車を使っております、営業開始後、わかったんですが、時々ごみが詰まったりして不都合が出ておりますので、その関係を調べる費用を来年度、計上しているものでございます。

○山下委員 費用はふえる見通しなの。小水力をやって、ふぐあいが高いということですか。

○喜田経営企画監 残念でございますが、ここにつきましては、ちょっと費用がかかってしまったということでございます。

○山下委員 収入は1,000万円ぐらいでずっと維持していくわけでしょう。また、日南ダムのこともつけ加えられましたけれども、それは別と

して、現況を見る限り、先ほど400万円ぐらい、ふぐあいの修理費が出た、見込みより要したということですが。費用は、昨年、決算で1,600万円ということは、収入がふえないことには1,600万円の固定費用がかかっていく中では、私は、ちょっとその見通しはどうかかなという思いで聞いてるんですけど、もうちょっと明快な説明できんのかな。

○喜田経営企画監 来年度、日南ダム発電所が稼働した後は約8,000万円近い、年間の収入が増加いたしまして、費用が……。

○山下委員 そのことは関係ないですよ。減価償却費がっていうことだったんですが、だったらマックスどれぐらいふえていくのか。小水力っていう大きな事業を、まだ今から進行しようというときに、また、まだ調査もされていくわけですから、今、スタートしてきてこの収入と費用のこともちょっと、減価償却があるんだったら、もうどれぐらいマックスかかっていくのか。だって、1,600万円の経費がまたずっと続いていくんだったら、日南ダムが仮に稼働したって、新たな問題が発生してくるような気がするもんですから。そこ、積算をちょっとまた説明して。

○四本企業局長 祝子発電所のことでございますが、詳細はまた後ほど。

一般論で申し上げますと、例えば大きい発電所ですと、もうそれだけ金もかけて、ごみも当然ありますけれども、そういうものをぴしゃっともう排除するような、そういうシステムというか、そういう装置をつけて最初からつくっておりますけれども、小さいやつはどうしてもその辺が、甘いついていったらあれですけども。ちょっとした枯れ葉みたいなものでも詰まってしまうということがあって、なかなか予想外の

ことがやはりどうしても出てきてしまうんで。ちょっとたまたま祝子についてそういうことがあったということだと思いますが、長い目で見れば、当然ペイはするといいますか、プラスにはなるということでございます。

○山下委員 私たちも農政サイドのマイクロ発電を、用水を使った発電とか、谷川の中につける発電とか、どこそこ見てきたんです。言われるように、ごみの処理っていうのが一番大きな問題だということで、クリーニングして入れないといけないとか、それもわかるんですが、だけど、せっかくこの事業をやってそのことだけの問題かなと思うんですけど。今、局長が説明をされたんですが、それだけのことも、事前に発電メーカーの人たちも最大限の配慮してる事業だろうと思うんです、小水力の中でごみの問題を、除去していくっていうのは。だから、その辺をもうちょっと、我々も現地もまだ見てないから、ちょっと詳しく知りたいがなと、思いなんです。

○四本企業局長 詳細につきましては、後ほど。

○山下委員 はい、お願いします。

これは、売電単価は何ぼで契約してるの。太陽光と小水力の20年の買い取りは、F I Tは何ぼやったですか。

○新穂工務課長 祝子第二発電所につきましては、23円94銭でございます。太陽光は24円とかですけれども、祝子第二発電所の場合は、1回、F I Tが始まる前につくった発電所で、国の補助金を受けてつくったものですから、その補助金分をF I Tの単価から控除されて単価が決まったものですから、ちょっと中途半端な値段なんですけれども、23円94銭でございます。

○山下委員 以前は、小水力は九電の買い取りが8円ぐらいじゃなかったですか。これからし

たらかなりの高額なF I T価格ですよ。私は、この収支の差が、これがあること自体がちょっとおかしいと思うんですけど、そのことでちょっとお聞きしたいんですけど。

○新穂工務課長 確かに、F I Tが始まる前とかは8円で買うとか、そういうのが相場でございました。F I Tが始まって発電所とかもつくれるようになったわけですけども、祝子第二発電所につきましては、建設費用からすると減価償却は300万円ぐらい。それに対して年収480万円ぐらいということで、180万円ぐらいのプラスになるという考えで建設しておりますけれども、先ほどお話が出たように、想定してなかったごみ詰まりの問題とかで思ったほど発電量がふえない。一方で、ごみとりの作業を委託でやろうとすると、そこ辺の費用がかかるというようなことがございまして、つくるときに予想できなかったものが小水、特にマイクロ水力みたいな小さい発電所は、一番の問題がごみ問題だということろ辺がちょっと気づかされたというか、そういうところでございます。

○喜田経営企画監 もう少し、御説明させていただきますと、新しい会計制度になりまして、発電所の減価償却費は補助金をもらった分まで全額計上することになりまして、祝子第二発電所ですと約50%も補助がありますので、減価償却費を2倍計上しております。一方で、売電は固定額で売った分だけでございまして、補助金をもらった分は営業外収益で補填をされてる部分もございまして。ですから、差し引くと大変見た目は赤字が多くございますが、実際はもう少し少ないんですけど、ちょっとその辺の数字を御説明しないとなかなか難しいものですから、ちょっとお時間をいただいて資料を精査していただきたいと思いますが。

○山下委員 その減価償却は何年ぐらいかかるんですか。

○喜田経営企画監 水車発電機は22年でございます。その他土木設備はもっと長いものもございまして、通信関係はもっと短いものもございまして、一番大きなものは22年でございます。

○山下委員 ちょっとわからないんですが、減価償却の落とし方の、これは、27年度から開始したんですか。契約の時点で始めたんじゃない。

○喜田経営企画監 制度が変わったのは26年度、今年度からでございます。

○山下委員 26年度で変わったから27年度に減価償却の引き落とし分を増加したってということ。

○喜田経営企画監 26年度から収入も計上しております。減価償却の分は26年度からございまして、27年度に増加しますものは、27年度、臨時的に、目詰まりとかの原因を解消するための調査を400万円ほどやるからでございます。

○高橋委員 いい、関連で。今の説明を聞きながら、ちょっとわかったような、わからなかったりしたんですが、減価償却ってというのはだんだん減っていきます。それ、理屈がわかるから将来的にはもうペイするんですよって、それはわかるんです。ただ、当初考えていた機能が働かない。いわゆるごみとり作業が、最初ごみが入るもんだから、そういう維持的な改良工事で1年限りだと思ってたら、ごみとり作業を委託するというふうにおっしゃるから、だったら、これずっと続くわけじゃないですか。だから、四、五百万円の、当初考えてなかった経費っていうのが上乘せ的に続くということで理解しないといかんと、山下委員は言ってると思うんです。

○新穂工務課長 私、委託というふうに言いましたけれども、運転開始して初年度、ごみとか

の詰まりがあって、自分たちでごみとりにしょっちゅう行ったのを委託化しようということでしたわけですがけれども、それをずっと続けると毎年委託費用というのが出てくるわけですがけれども、今回、やろうとしてるのは、ごみとりの委託ではなくて、ごみとりをしないで済むような改善方法がないかを委託に出して調査をしようということ、単年度で400万円出てくるということになってます。

○山下委員 そういうことやってら、もうちょっと説明がぼつと出てこないといけない内容かなと思ったところでした。もういいです。

○右松副委員長 ちょっと参考に教えてください。9ページの電気ダム諸量演算装置の整備事業ですけど、20年以上経過して経年劣化で、最新の機器を導入ということで、これは結構だというふうに思っておりますけれども、1億9,528万6,000円ということで、これは、ちなみに入札なのか、どういうふうな形で契約されたのか、ちょっと教えてください。

○新穂工務課長 これは来年度の契約になるわけですがけれども、一般競争入札にかけるという予定にしております。

○右松副委員長 わかりました。特殊な装置だと思うんですけど、ちなみに扱ってる業者っていうのは、何社ぐらいあるのか、ちょっと参考に教えてもらおうと。

○新穂工務課長 正確に把握しておりませんが、10社程度はあるというふうに考えております。ただ、それが全て応札してくるかどうかっていうのはちょっとわかりませんが。

○右松副委員長 わかりました。適正な価格でお願いします。

○西村委員長 ほか、議案についての質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、その他、報告事項に関する説明を求めます。

○喜田経営企画監 私からは、宮崎県企業局経営ビジョン案について説明させていただきます。

11月の本委員会におきまして、概要とスケジュールなどにつきましては御説明させていただきましたが、本日、お手元にお届けしております経営ビジョン案のとおり、今回、取りまとめたところでございます。この冊子はページ数も多いことから、後ほどごらんいただくことにいたしまして、資料のほうで説明させていただきます。

委員会資料の15ページをお開きください。

まず、概要でございます。この経営ビジョンは、企業局における経営の基本方針と各事業の課題解決に向けた基本的な戦略、将来の投資計画や財政計画を示すものであります。

次は、計画期間です。今回の経営ビジョンの計画期間、平成27年度から36年度までの10年間としておりまして、これまでの5年間から延ばしておりますが、従来どおり5年目には見直すこととしております。

次は、経営ビジョンの構成になります。第1章は、各事業の現状や経営を取り巻く環境、課題などであります。第2章は、企業局の基本姿勢とめざす姿であります。第3章は、第2章のめざす姿を実現するための具体的な取り組みとなる経営の基本戦略と改良工事や修繕工事などの投資計画でございます。最後の第4章は、今後10年間の資本的収支や損益計算書など、計数的な経営の見通しでありまして、3事業とも今後も順調な経営を継続し、設備投資に必要な財源も十分確保できる見通しでございます。

次は、宮崎県企業局経営ビジョン策定第三者

委員会についてでございます。

今回、経営ビジョンの改定に当たりまして、局外の専門家の視点も取り入れるために、県内の弁護士、公認会計士、中小企業診断士など有識者からなる委員会を設置し、意見をいただいたところでございます。本日の経営ビジョン案には、その委員会から出された意見も踏まえて取りまとめております。

続きまして、16ページをごらんください。ここでは、経営ビジョンの、主に第1章から第3章の内容を説明させていただきます。

まず、左上の基本姿勢をごらんください。3事業共通の基本姿勢として、「健全経営のもとで県民福祉の増進を図る」ことを掲げております。

各事業の基本姿勢といたしましては、電気事業が、本県の豊かな水資源を生かした水力発電で地域に貢献すること、工業用水道事業は、細島工業団地に工業用水を安定的に低廉な料金で供給し、産業振興の一翼を担うこと、地域振興事業は、河川敷を利用したゴルフ場として県民の健康づくり・生きがいがづくりと地域の振興に寄与することを掲げてまいります。

続きまして、その下の現状のところをごらんください。

電気事業は、現在13の発電所で、その最大出力の合計15万8,035キロワットは、全国に26あります公営電気事業者の中で第3位となるなど、全国有数の規模を誇っております。

工業用水道事業は、1立方メートル当たり10.4円と、全国的に見ても低廉な料金で供給をしております。

その下の地域振興事業は、平成18年度から指定管理者による運営を行っているところでございます。

これら3つの事業を取り巻く経営環境は、そ

の下の経営を取り巻く環境にまとめてございますが、まず、1点目は、東日本大震災後に策定された我が国のエネルギー基本計画では、再生可能エネルギーを重要な国産エネルギーと位置づけ、積極的に推進することとされております。

また、公営企業の損益や資産を正確に把握できるよう、民間により近い形の新しい会計制度が本年度から導入されたところです。

このほか、電気事業における電力システム改革など、各事業の経営環境の変化を踏まえまして、各事業の課題を整理したところでございます。

ページ中央の課題の欄をごらんください。

まず、電気事業でございます。

1つ目は、電力システム改革に伴いまして総括電化制度が廃止されることなどに、対応してまいらなければならないところでございます。

2点目は、本県の発電所が昭和30年代に建設されたものが多いことから、今後、大規模な設備の改修が必要な時期を迎えてくることでございます。

3つ目は、再生可能エネルギーの開発により低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められていること。

4つ目は、これまで地域貢献の一環として、知事部局に低利貸し付けなどを行ってきたところではありますが、新たな地域貢献のあり方について検討する必要があると考えております。

次は、工業用水道事業でございます。

まず、1つ目は、こちらにも建設後50年を経過しており、老朽化が進行している設備もあることから、設備の健全性を維持していく必要がございます。

2つ目は、契約水量と実際の使用量に差が大きい受水企業から料金制度の見直しなどの要望

があるということでございます。

3つ目は、知事部局や電気事業会計からの借入金を早期に返済する必要があるということでございます。

4つ目は、新しい会計制度導入に伴い、減少した資本を充実させていくことでございます。

最後の、地域振興事業であります。

1つ目は、ゴルフ場の利用者のうち、65歳以上の方は増加しているものの、若年層の利用が減少傾向にありますことから、引き続き利用者の拡大でございます。

2つ目は、累積欠損金は平成23年に解消しておりますが、今後も限られた収入の中で健全経営を維持していくことでございます。

3つ目は、工業用水道と同じく、資本を充実させることでございます。

これら3事業の持つ課題への具体的な取り組みを、その右側のめざす姿と経営の基本戦略と投資計画に示しております。

3事業に共通するものとしましては、健全経営の維持、地域への貢献、人材の養成・確保などの6つのめざす姿として掲げております。

電気事業では、電力の安定供給、小水力や太陽光発電など新エネルギーの導入、県の施策との連携、地域貢献を推進するなどの4つでございます。

工業用水道事業では、工業用水の安定供給、適正な料金設定、受水企業への情報公開の、経営情報の公開を促進していくことでございます。

地域振興事業では、県民に幅広く親しまれるゴルフ場、良好な河川環境の保全と地域経済の貢献をめざす姿としております。

具体的な取り組みといたしましては、その右側の基本戦略のところに書いてございます。

共通項目の計画的経営と効率的経営の推進や

財務基盤の充実が健全経営を維持するための基本戦略でございます。さらに、地域貢献の推進や時代の変化に対応できる人材の育成など、それぞれめざす姿に対応する基本戦略も示しております。

電気事業では、総括原価制度の廃止に備え、発電コストを削減して競争力を強化するなど電力システム改革への的確な対応を行うこと、また、アセットマネジメントの手法や設備の状況を把握することにより適切な維持管理を行うこと、未利用エネルギーの活用による小水力発電の開発など、再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みを進めること、地域貢献を充実させるため新たな方策を検討するとともに、その財源を確保するため地方振興積立金をさらに積み立てることなどを掲げております。

次の工業用水道事業では、電気事業と同じく、設備の計画的な改修を行い、適正な維持管理を行うこと、借入金の早期返済により財務基盤を強化すること、受水企業と十分対話し、料金制度のあり方を引き続き検討していくことなどの3つを掲げております。

最後の地域振興事業では、指定管理者と連携し、高齢者・ジュニア割引など多彩な料金メニューを提供し、県民が利用しやすいゴルフ場づくりを進めること、設備の適正な維持管理により良好なコースコンディションを維持し、サービス向上に努めること、借入金の返済により財務基盤を強化していくこと、低農薬による管理を続け、河川敷ゴルフ場として周辺環境に配慮した運営を続けていくことなどの4つを掲げております。

これら基本戦略に沿った投資計画も同時に定めておりまして、これらの経営ビジョン案につきましては、今月中に決定してまいることとし

ております。

私からの説明は以上でございます。

○新穂工務課長 私のほうから工業用水道施設の見学ツアーについて御報告いたします。

資料の17ページをごらんください。

企業局では、発電所と同様、工業用水道施設につきましても、地元の小学生を対象とした見学会を毎年実施しております。

本年度は、去る12月9日火曜日に、日向市立日知屋小学校の4年生36名を対象に、社会科授業の一環として実施したところです。今回は、東郷町にある浄水場施設を見学したほか、受水企業の一つである株式会社黒田工業の協力を得まして、ひゅうがりサイクルセンターの見学をさせていただきました。

工業用水の役割を勉強するとともに、ごみのリサイクルについても学習する機会となり、自分たちの住んでいる日向市のこと、また、環境のことについて一層の理解が深まったと考えております。

下の写真は、見学の様子であります。企業局では、発電所とあわせて工業用水道施設につきましても一般県民の見学を受け入れておりまして、これからも一層のPRに努めてまいりたいと考えております。

その他報告事項の説明につきましては、以上であります。

○西村委員長 その他報告事項についての説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○高橋委員 経営ビジョンの説明を聞いていろいろと考えたんですけど、地方創生を期待すれば地方に企業が立地をする、それに伴って工業用水も伸びるってということで、その会計は期待されるのかなと思うんですが、問題は電気事業

ですよ。いわゆる電力システム改革いかによって、電力自由化、それで価格がどうなるか。低いところでの競争になってしまうと収入が期待できませんよね。そこら辺、先ほどコスト削減を一層のということでしたが、その覚悟を多分持ってらっしゃるんだなと思って聞いてました。そうであると、今までのような電力料金の、収入が期待できなくなるのか。大まかでいいですけど、その辺の見通しをお答えいただくとありがたい。

○四本企業局長 委員御指摘のとおり、電力システム改革の行方が今後の企業局の、特に電気事業の経営を左右するということになると思います。今現在は、御案内のとおりでございますが、九州電力に随意契約でもってある程度安価などいいますか、低廉な料金で売っている。安価、低廉ではあるけれども、ある程度確実にその分は入ってくる。それで企業局としては十分やっつけられるレベルであります。

今後、自由化ということになりますと、九電だけでなくいろんな会社が電気を売ることになりますから、売するためには、会社がどっから電気を買わなきゃいけない。ということで、もう九電に、随意契約じゃなくて入札で買う企業を決めなさいというふうにだんだんなっています。そうすると、もう既に一部やっつける都道府県もあるんですが、料金はそれまでよりか上がります。これは、今現在は、例えば原発が稼働停止をしているとかいうこともあって、また、新しい会社にとってみれば、やっぱりとにかく仕入れをしないと商売になりませんから少々高くても買うというようなこともあって、今の入札はレベルがかなり、単価の高いところになります。

ただ、これが、例えば原発が再稼働してくる

とか、またいろんな、特に火力発電所、今、盛んにそういうことで新たにつくってますので、こういうものがどんどん稼働してきて、もう電力がちょっと全体として余ってくるというようなことになると、さっき委員が言われたように、企業局としても、もう水力発電の電気を高くでは売れない、安くでは売れないという状況も考えられないわけではないと思っております。これは、ちょっとことし、来年、再来年、どうなるということではなくて、何年かその様子を見ながら、いろんなことを考えていかなきゃいけないと思っております。10年先どうなるかというのは正直ちょっとよくわからない面もございますが、概略そういうことでございます。

○高橋委員 いわゆる世の中に出回る電気の量いかによって電気代っていうのは、売る電気代っていうのが決まるのかなど、原発次第のかなという思いも今、したとこです。企業局には物すごい期待してるわけなんです。先ほど説明ありましたけれども、知事部局にそれなりの経費を支出していただいていますから、いろいろ努力して、今以上に稼いでいただいて、知事部局にお金をどんどん流していただきたい。そのことをよろしくお願ひしたいと思います。

○山下委員 今、売電単価何ぼで売ってるんだった。9円ぐらい。

○喜田経営企画監 現在、九州電力に売っておりますのは、キロワットアワー当たり8円2銭でございます。

○山下委員 8円ね。ありがとうございました。

○押川委員 この電気事業の中で、地域貢献のあり方ということで何ぼか出てくるんですが、先ほどの3個の中で15億6,100万円ぐらい、知事部局のほうに支出がありますけれども、地域貢

献でこれ以上に今後やっていきたいということの計画があるんですか。どうなんですか。

○**四本企業局長** 今現在は、九電との単価の交渉の中でもうあんまり、例えば、もっと一般会計に出したいので単価をもっと上げてくれと言っても、それはもうだめだということになってますので、15億ぐらいが今出せるものになるわけですけれども。今後、例えば何年か先に、さっき申し上げたような入札というようなことになって、大もうけすれば、それはもうちょっと貢献できるということにもなります。ただ、ちょっと今、そうなるのか、それとも、申し上げたように左前になってしまうのかの見きわめがつかないのと、何ととってもこれだけ大きな発電所なりダムを抱えてるということは、もう常にとにかく改良、修繕ということが出てきますので、そういう分のお金もしっかりためとかなきゃいけないということで、ここ何年か見て、順調にもっと収益が上がってくれば、もっとこの15億円より貢献するということも考えられると思っております。

○**押川委員** じゃ、この3個ぐらいで当分はいくということまで理解をしておきたいと思えます。高橋委員から出たように、いろいろ売電関係の中で所得が多くなれば、収入が多くなればそれなりのまた膨らみがあるということで期待しますので、頑張ってください。

○**西村委員長** ほかにないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**西村委員長** ないようですので、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**西村委員長** ないようですので、ここで一旦ちょっと休憩をいたします。

午後2時36分休憩

午後2時37分再開

○**西村委員長** 再開をいたします。

それでは、以上をもちまして企業局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れ様でした。

暫時休憩をいたします。

午後2時37分休憩

午後2時39分再開

○**西村委員長** 委員会を再開いたします。

あすの委員会は、午前10時に再開し、教育委員会の当初予算関連議案の審査を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**西村委員長** それでは、そのようにいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**西村委員長** それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後2時39分散会

平成27年 3 月 6 日 (金曜日)

政策調査課主幹 牧 浩 一
議事課主任主事 沼 口 恭一郎

午前 9 時58分再開

出席委員 (7人)

委 員 長	西 村 賢
副 委 員 長	右 松 隆 央
委 員	中 村 幸 一
委 員	押 川 修一郎
委 員	山 下 博 三
委 員	高 橋 透
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員 (なし)

委員外委員 (なし)

説明のため出席した者

教育委員会

教 育 長	飛 田 洋
教 育 次 長 (総 括)	原 田 幸 二
教 育 次 長 (教育政策担当)	谷 口 英 彦
教 育 次 長 (教育振興担当)	今 村 卓 也
総 務 課 長	大 西 祐 二
参事兼財務福利課長	田 方 浩 二
学 校 政 策 課 長	川 越 良 一
学 校 支 援 監	川 崎 辰 巳
特別支援教育室長	坂 元 巖
教 職 員 課 長	西 田 幸一郎
生 涯 学 習 課 長	村 上 昭 夫
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	日 高 和 典
文 化 財 課 長	大 西 敏 夫
人 権 同 和 教 育 室 長	黒 木 政 信

事務局職員出席者

○西村委員長 おはようございます。委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました当初予算関連議案について、教育長の説明を求めます。

○飛田教育長 おはようございます。教育委員会でございます。よろしくお願ひします。

それでは、平成27年度当初予算案等につきまして御説明させていただきます。

お手元の薄い冊子ですが、文教警察企業常任委員会資料をお願いいたします。表紙を開いていただきますと、左側に目次がございます。目次をごらんください。

今回、御審議いただく議案は、議案第1号「平成27年度宮崎県一般会計予算」など4件と、目次では示しておりませんが、議案第21号「宮崎県教育委員会の組織に関する条例」などを3件を加えました計7件でございます。

それでは、右側にあります1ページをごらんください。

教育委員会に係る「平成27年度宮崎県一般会計予算」、「平成27年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算」、並びに「平成27年度宮崎県育英資金特別会計予算」について、各課室別に一覧にしております。

平成27年度の当初予算額についてであります。表の下から5段目の太線で囲んであります合計の欄をごらんください。一般会計の合計は1,064億3,124万7,000円であります。

また、下から2段目の太線で囲んであります合計の欄をごらんください。特別会計の合計は15億3,878万9,000円であり、よって、総計は一番下の欄に記載しておりますように、1,079億7,003

万6,000円であります。

2つ右の欄にあります。これは、平成26年度当初予算額に對しまして16億4,008万円の減、率に對しまして対前年度比98.5%となっております。

今回は、骨格予算のため前年度を下回っておりますが、早急な対応を要する経費等は、政策的経費であっても所要額を計上するなど、教育活動に影響が生じないよう措置できたものと考えております。

私のほうからの説明は以上であります。詳細につきましては、引き続き担当課室長から説明させていただきます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○西村委員長 教育長の概要説明が終わりました。

引き続き説明をお願いいたしますが、3班に分けての議案の説明と質疑を行い、最後に総括質疑の時間を設けることといたしますので、御協力をお願いいたします。

また、歳出予算の説明につきましては、重点事業・新規事業を中心に簡潔明瞭に行い、あわせて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明をお願いいたします。

それでは、総務課、財務福利課、学校政策課の審査を行います。

○大西総務課長 総務課関係の当初予算につきまして御説明を申し上げます。

恐れ入ります。お手元の歳出予算説明資料をお願いいたします。総務課のインデックスのところ、419ページであります。

総務課の当初予算額は、一般会計39億9,311万6,000円を計上いたしております。

以下、主なものにつきまして御説明いたします。

421ページをお願いいたします。

上から6段目、(事項)委員報酬の1,078万8,000円であります。これは教育委員の報酬に要する経費であります。

次に、下から4段目、(事項)職員費の15億8,984万3,000円であります。これは教育委員会事務局職員の人件費であります。

次に、下から2段目、(事項)一般運営費の7,389万9,000円あります。これは本庁及び教育事務所の運営に要する経費であります。

次に、422ページをお願いいたします。

上から5段目、(事項)教育広報費の2,507万1,000円あります。これはテレビ教育広報などに要する経費であります。

次に、下から4段目、(事項)教育研修センター費の9億6,741万6,000円あります。このうち説明欄の4、教育研修センター施設改修事業の8億7,441万6,000円ありますが、これは本館の新設工事及び既存施設の解体工事などに要する経費であります。

次に、423ページをお願いいたします。

上から1段目、社会教育費の(事項)職員費10億6,124万5,000円あります。これは、生涯学習課等の社会教育関係職員の人件費であります。

次に、下から2段目、保健体育費の(事項)職員費2億5,872万8,000円あります。これはスポーツ振興課等の保健体育関係職員の人件費であります。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

続きまして、平成27年2月定例県議会提出議案(平成27年度当初分)のほうをお願いいたします。57ページをお願いいたします。

議案第21号「宮崎県教育委員会の組織に関する条例」についてであります。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地方教育行政法の改正により、都道府県の教育委員会は、条例で、教育長及び5人以上の委員をもって組織することができることとされたため、宮崎県教育委員会の委員の定数を定める条例を全部改正し、組織に関する条例として定めるものであります。

現行の委員の定数は、教育長である教育委員を含む6人でありますので、構成人数は変わりません。

施行期日は、平成27年4月1日でありますが、現在の教育長が在職する間は、なお従前の例によることとする経過措置を設けております。

次に、59ページをお願いいたします。

議案第22号「宮崎県教育関係職員定数条例の一部を改正する条例」についてであります。

この条例は、地方教育行政法の改正に伴いまして、引用規定のいわゆる条ずれについて改正を行うものであります。

施行期日等については、先ほどの宮崎県教育委員会の組織に関する条例と同様でございます。

次に、185ページをお願いいたします。

議案第32号「教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

この条例は、同じく地方教育行政法の改正に伴いまして、新教育長は特別職であるとされることから、趣旨規定の整理や期末手当の支給制限の規定の改正を行うものであります。

支給制限につきましては、具体的には、1つには、職務上の義務違反その他教育長たるに適しない非行により罷免された者。または住民の解職請求、禁固以上の刑、公民権停止により失職した者には、期末手当を支給しないこととするものであります。

施行期日等については、先ほどの2つの条例

と同様でございます。

総務課からは以上でございます。

○田方財務福利課長 財務福利課関係について御説明を申し上げます。

歳出予算説明資料、財務福利課のインデックスのところ、425ページをお願いいたします。

平成27年度当初予算としまして、総額76億8,994万1,000円をお願いしております。

その内訳につきましては、1段下にあります一般会計が61億5,115万2,000円、ページの中ほどにあります特別会計が15億3,878万9,000円です。

以下、その主なものにつきまして御説明をいたします。

427ページをお願いいたします。

ページの中ほどの(事項)維持管理費につきまして、9億7,773万4,000円を計上しております。これは、県立学校の営繕、環境整備、防災対策等に要する経費でございます。

維持管理費のうち、説明欄の2の(2)の環境整備費、エレベーター設置に3,426万9,000円を計上しております。これは、日南くろしお特別支援学校にエレベーターを設置するものでありまして、これにより、県内の肢体不自由の児童生徒が在籍する全ての支援学校に、エレベーターが設置できることとなります。

次に、428ページをお願いいたします。

上から3段目の(事項)育英事業費につきまして、1億1,090万6,000円を計上しております。これは、育英資金特別会計の事業に係る経費の繰出金等でございます。

次に、その4段下にあります、(事項)教職員住宅費につきまして、1億3,990万7,000円を計上しております。これは、教職員住宅の維持修繕に要する経費及び建設費用の償還等に要する

経費でございます。

次に、429ページをお願いいたします。

ページの一番上、(事項) 高等学校就学支援事業費につきまして、18億7,949万7,000円を計上しております。これは、公立高校授業料無償制度等の変更に伴う高校生の教育費負担軽減の経費であります。

平成26年度は高校1年生が対象でありましたが、平成27年度は高校1年生と2年生が対象となることから、予算が倍増しております。

説明欄の1の就学支援金につきましては、保護者等の市町村民税所得割額が30万4,200円、年収910万円程度未満の生徒に対し、授業料相当額を支給するものであります。

説明欄3の奨学のための給付金につきましては、授業料以外の教育費負担を軽減するために、低所得世帯の生徒に対し支給するものであります。

説明欄4の学び直しへの支援につきましては、高等学校等を中途退学した者が再び学び直す場合に、授業料相当額を支援するものであります。

今、説明しましたいづれも、平成26年4月1日以降の入学者から適用されるものであります。

次の(事項) 教職員福利厚生費につきまして、6,228万8,000円を計上しております。これは、教職員の健康診断や各種研修、相談事業などを実施するものであります。

次の(事項) 学力向上推進費につきまして、2億3,426万6,000円を計上しております。これは、県立学校の生徒用コンピューター5,025台のリース費用等でありまして、平成27年度は1,101台の更新を予定しております。

次に、430ページをお願いいたします。

上から4段目の(事項) 一般運営費、高等学校につきまして、14億8,092万3,000円を計上し

ております。これは、高等学校における光熱水費、警備等各種業務委託、及び教材教具の整備などの運営等の経費であります。

次の(事項) 海洋高校実習船費につきまして、1億7,409万5,000円を計上しております。これは、宮崎海洋高校の実習船「進洋丸」の実習航海等に要する経費であります。

次に、431ページをお願いいたします。

上から5段目の(事項) 一般運営費、特別支援学校につきまして、3億3,196万6,000円を計上しております。これは、特別支援学校における光熱水費、警備等各種業務委託、及び教材教具の整備などの運営等の経費であります。

次に、(事項) 就学奨励費、特別支援学校につきまして、1億6,469万4,000円を計上しております。これは、特別支援学校に在学する児童生徒の学用品や給食費などの経費を支給するものであります。

次に、ページの一番下にあります、(事項) 学校給食運営管理費につきまして、1億4,493万円を計上しております。これは、特別支援学校等14校分の給食調理業務委託に要する経費や給食調理施設の整備に要する経費であります。

次に、432ページをお願いいたします。

下から2段目の(事項) 文教施設災害復旧費につきまして、7,416万円を計上しております。これは、県立学校施設等の災害復旧に備えるための経費であります。

一般会計の主な事項につきましては、以上であります。

続きまして、特別会計についてでございます。

433ページをお願いいたします。

県立学校実習事業特別会計であります。(事項) 高等学校実習費につきまして、1億9,655万4,000円を計上しております。これは、農業系の学科

を有する高校7校における農業実習に要する経費でありまして、生産実習に必要な備品や材料の購入等に要する経費であります。

次に、434ページをお願いいたします。

育英資金特別会計であります。(事項)育英事業費につきまして、13億4,223万5,000円を計上しております。これは、高校生及び大学生等への奨学金の貸し付けや、返還金の収納等の業務を行うものであります。

育英事業費のうち説明欄の5の新規事業「宮崎県育英資金返還率向上事業」につきましては、後ほど常任委員会資料において御説明申し上げます。

特別会計予算につきましては、以上でございます。

続きまして、新規事業の事業内容等につきまして、お手元の常任委員会資料において説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお願いいたします。

新規事業「宮崎県育英資金返還率向上事業」であります。

1の事業目的・背景であります。宮崎県育英資金の返還者数につきましては、国からの事業移管後に急増しており、平成30年代前半には2万人を超える見込みであります。

返還者数の増加に伴い、滞納者数、滞納額も増加傾向にありまして、平成25年度末現在で、滞納者数は約2,700人、滞納額は約4億円となっております。

増加する返還者への対応といたしましては、口座振替やコンビニ収納などに取り組んでいるところでありますが、債権管理員による電話や訪問等による再三の催告等にも応じない悪質な滞納者に対しまして、一斉に法的な手段として、

裁判所への申し立てを行い、滞納額の縮減を目指すものであります。

2の事業内容であります。専門的な知識を持ち、経験豊かな司法書士等に法的措置に関する事務を委託するものであります。

3の事業費であります。804万1,000円を計上いたしております。

4の事業期間であります。平成27年度としております。

5の事業効果であります。滞納額の縮減と返還意識の向上が見込まれると考えております。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明申し上げます。

資料が変わりまして、決算特別委員会の指摘要望事項にかかる対応状況と表紙に書かれてあります資料の14ページをお願いいたします。

上のほうの四角囲み、22、「育英資金貸付金の収入未済額について、滞納未然防止策として、貸付者本人及び保護者等に対して、育英資金の趣旨や返還の重要性を訴え、モラルの醸成を図るとともに、他県の取組事例等を研究し、引き続き、強い意識を持って、収入未済額の圧縮に向けた取組を強化すること。」との指摘要望事項に係る対応状況についてであります。

育英資金貸与事業につきましては、旧日本育英会、日本学生支援機構が実施していた高等学校等奨学金事業が、平成17年度入学者分から県に移管され、その返還が始まった平成20年度以降、返還者が毎年増加しており、それに伴って、滞納者も増加している状況です。

滞納の未然防止のために、貸与申請の段階から貸与者本人や保護者等への返還に対する意識づけの徹底を図るとともに、滞納者に対しては文書や訪問等による催告に加え、新規に返還が始まった者のうち、返還がない者に対する架電

催促業務や、長期滞納者に対する法的措置など、収入未済額の縮減策の強化に取り組んでおります。

さらに、返還方法につきましても口座振替制度に加え、平成27年1月からコンビニエンスストアでの収納を導入し、返還者の利便性と回収率の向上を図ったところであり、引き続き収入未済額の圧縮に努めてまいります。

財務福利課につきましては、以上でございます。

○川越学校政策課長 学校政策課関係の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の学校政策課のインデックスのところ、435ページをお開きください。

学校政策課の当初予算額は、4億6,450万4,000円を計上しております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

437ページをお開きください。

中ほどの(事項)学力向上推進費8,762万1,000円であります。このうち、説明欄の2の宮崎の子どもの学力を伸ばす総合推進事業1,897万1,000円であります。

これは、本県の児童生徒の学力の状況が、各種調査等によりますと、教科指導力の向上や基礎学力及び学習習慣の定着、進学支援の充実などの取り組みが、一層、必要でありますので、これらの取り組みを系統的・総合的に推進し、学力向上を図るものであります。

4の改善事業「自立への架け橋 宮崎県キャリア教育実践事業」1,354万6,000円については、後ほど、委員会資料にて説明させていただきます。

ページをめくっていただき、438ページをお開きください。

一番上の(事項)指導者養成費2億5,973万9,000円であります。このうち、説明欄の3の国際理解教育推進事業1億6,560万2,000円あります。これは外国語指導助手として、外国青年36人を県立学校に配置することにより、英語科の授業や総合的な学習の時間等で活用し、生徒の英語力の向上、教員の英語指導方法の改善など、国際理解教育の充実を図るものでございます。

5の改善事業「宮崎の魅力発信！芸術教育総合支援事業」84万3,000円あります。これは、高校生による文化イベントの活性化を目指した県高等学校文化連盟の活動を充実するため、県高等学校文化連盟事務局に非常勤講師を配置し、学校における文化活動の振興体制を充実するものであります。

一番下の(事項)生徒健全育成費7,082万4,000円あります。このうち、説明欄の2のスクールカウンセラー配置事業4,812万円あります。これは、児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを小学校、中学校に配置し、学校における教育相談体制の充実を図るものであります。

6の改善事業「ネットトラブル対策推進事業」176万9,000円あります。これは、学校だけでは対応が困難であるコンピューターや携帯電話によるネット上の諸問題に対し、外部専門家によるネットパトロールや研修会への講師派遣などにより、未然防止、早期発見、早期対応の対策を講じるものであります。

次に、439ページをごらんください。

上から2つ目の(事項)高校教育充実事業費864万円の1の県立高等学校校務支援システム構築事業であります。これは、各校で個々に運用している生徒の成績処理などの校務支援のシステ

ムを標準的なシステムとして構築し、一括管理することにより、教員が生徒と向き合う時間が確保できるなど、校務の効率化を図るものであります。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

それでは、次に、委員会資料により、新規・改善事業を御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをおあげください。

改善事業「自立への架け橋 宮崎県キャリア教員実践事業」であります。

1の事業の目的・背景であります。本県の全ての子供たちに、働くことの意義を理解させるとともに、みずからの勤労観・職業観を形成させることにより、自立した社会人、職業人の育成に取り組むものであります。

2の事業の内容であります。これまでにも、県教育委員会では、キャリア教育を推進することにより、学校から社会・職業への円滑な接続を行い、いずれの子供たちにも、将来の目標や夢を達成し、社会貢献ができるように育む取り組みを進めておりますが、今回、本事業により、新たに取り組む内容について説明させていただきます。

(1)のキャリア教育の学びを深める実践事業であります。

①働くための基礎力を高める取り組みの推進ですが、まず、県立高校生を対象としたライフプランナーによる将来設計を描く授業では、自分や家族の将来設計をシミュレーションすることにより、さまざまなリスクを仮定しながら、将来の目標を実現する手段を学ばせたいと考えております。

また、県立高校生を対象とした労働局による労働法に関する講習会では、生徒が労働関係法

規等について理解を深め、社会において必要な基礎知識を身につける取り組みを推進します。

次に、(2)キャリア教育の取り組みを広げる実践事業であります。

②企業と連携したキャリア教育の進展ですが、まず、企業関係者と教員による合同研修会では、キャリア教育に県内企業の力を積極的に活用するために、企業、学校、家庭、NPO等が一堂に会する研修会を開催し、情報交換や共通理解を図ってまいります。

また、産学官代表による宮崎県キャリア教育推進会議では、社会人としての基礎力不足や早期離職、県外への生徒の流出等の課題に対応するために、学校支援に対する産業界での組織的な対応のあり方などについて、協議を行うこととしております。

3の事業費であります。1,354万6,000円を計上しております。

4の事業期間は、平成27年度から29年度までの3カ年です。

5の事業効果であります。本事業の取り組みによりまして、生徒におきましては、望ましい勤労観・職業観の育成や進路・目的意識が高まることによる学習意欲の向上、また、教員におきましては、授業の改善や意識の向上が図れるとともに、学校、家庭、地域社会、企業が連携し効果的な取り組みを実践することにより、本県のキャリア教育を一層推進することができると考えております。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について、御説明申し上げます。

別冊資料でございます。決算特別委員会指摘要望事項に係る対応状況の資料をお願いいたします。14ページをお開きください。

③「県立高校の6次産業化人材育成事業につ

いて、フードビジネスの成長産業化は本県の最重要施策の一つであることから、今後も関係部局、関連企業との連携を密にし、6次産業化・農商工連携を担う人材の育成を進めること。」との指摘要望事項に係る対応状況についてであります。

これからの本県の農業教育におきましては、農業の6次産業化・農商工連携に対応できる人材の育成が求められておりますことから、県教育委員会では、平成26年度に高鍋農業高等学校にフードビジネス科を新設し、栽培から加工、流通・販売までを一貫して行う経営を学ばせる教育内容を構築したところであります。

あわせまして、平成26年度から、フードビジネス推進課に県立学校職員を配置し、学校との連携を図っているところであります。

さらに、これまでも、県下農業系高等学校を対象に、関連企業と連携した新商品の開発や流通・販売に関する研究に取り組むとともに、指導者の専門力向上を目的とした商品関連実習を地元商工団体と連携を図りながら実施しております。

今後は、このような取り組みに加え、フードビジネス関連企業が生徒を受け入れる実践的就業体験の実施や、農業大学校と連携した質の高い農業教育を展開するなど、6次産業化・農商工連携を担う人材育成に一層、積極的に取り組んでまいります。

○西村委員長 3課の議案に関する説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○徳重委員 財務福利課にお尋ねしたいと思いますが、教職員住宅、これは今、何戸あって、入居率はどれくらいなんですか。

○田方財務福利課長 今の教職員住宅の戸数と

入居者数、入居率でありますけれども、一般の教職員住宅が412戸ありまして、それで26年4月現在でありますけれども、279戸の入居があって入居率が67.72%。それから、校長住宅が34戸ありまして、そのうち21戸の入居があって、61.76%であります。全体で申し上げますと、446戸の教職員住宅中300戸の入居で、入居率が67.26%となっております。

○徳重委員 その60%台というのは、ちょっと低いような気がするんですよね。これは何かやはり校長の住宅でも60%台というのは、どんなもんかなという気がするんですけれど、どう考えていらっしゃるんですか。

○田方財務福利課長 この教職員住宅の入居でございまして、実際に民間住宅の整備が進んでおりまして、教職員住宅のほうが、多少、古くなっているというところもありまして、教職員住宅よりも民間の住宅に入られるというところがあると思います。

ただ、僻地とかそういう民間の住宅が整備されていないところにつきましては、やはり教職員住宅の役割というのは非常に大事になってまいりますので、そういうところにつきましては、整備をきちんとして、借りていただいているというところだと思います。

○徳重委員 民間が充実しているということはあるんですけど、少なくとも校長先生は、その地域に住んでほしいなという気がするんですけど、いかがでしょうか。

○田方財務福利課長 校長住宅も実質的には市内にある校長住宅もあるわけでございまして、宮崎市内とか都城市内とか延岡市内にも校長住宅はございますので、実際に、校長先生方が自宅を持っておられるということがあられるわけですので、そういうところは、やはり入居はされずに、

自宅から通われるということになります。

○徳重委員 基本的には、少なくとも校長先生は、その学校の所在地に住んでいらっしゃるかと理解していいんですかね。

○田方財務福利課長 僻地とか、例えば高千穂だとかそういうところにつきましては、入居していただいているということになると思います。

○西田教職員課長 今、教職員の居住地のことにつきまして、まず小学校の管理職が、同じ同一市町村内に居住する割合が91%です。あと、中学校の管理職が90.6%、居住しております。

○徳重委員 少なくとも校長先生は、学校の校区内に、地域に住んでいただくといいかなという気がしておるところです。

60%台というのは、全体的に低いんじゃないかなと思うんですけれど、こういう傾向は続いているんですか。

○田方財務福利課長 この傾向でございますけれども、23年度からちょっと資料がございますので申し上げますけれども、23年度が全体で69.27%、24年度が65.13%、25年度が70.72%、先ほど申しあげました、26年度が67.26%ですから、大体、この傾向かなと思っております。

○徳重委員 わかりました。

続いて、学び直しへの支援ということが、先ほど説明あったんですが、これ、どれぐらいの生徒が、そういう学び直しされている、予想されている人数がどれぐらいなのかちょっと教えてください。

○田方財務福利課長 学び直しへの支援につきましては、前年度の実績から申しあげまして、定時制高校で1名の通信制高等学校で12名ということになりますので、この人数が、去年が3万8,000円、4万円に満たないぐらいです。689万1,000円を計上しておりますけれども、これ

が26年度以降の入った生徒が対象になるものですから、この金額っていうのは、予想というか、人数的な部分ではなくて、金額で、一応、予想した感じで組んでいるところでありまして。

○徳重委員 今まで何人ぐらい学び直しの子供さんがいらっしゃるかということをお聞きします。

○田方財務福利課長 この学び直しへの支援の対象と申しますのが、今年度入学した、26年度4月1日に入学した人からということになりますので、その実績で今、申しあげましたように、定時制高等学校で1名、それから通信制高等学校で12名の方々に支給をしているということで、全体で13名ということになります。

○徳重委員 わかりました。

それから、もう一つ、育英資金返還金の向上事業ということで、先ほど説明があったことですが、議会本会議でも何回か取り上げられてきたわけですが、努力はされていると思うんですけど、コンビニでの収納というんですかね、いろいろ対策はとられているけれど、なかなかうまくいっていない。滞納額が4億円というような大きな数字になっているようですが、ここ二、三年の滞納の状況というのをちょっと教えてください。

○田方財務福利課長 23年度から償還率で申し上げますが、23年度の償還率が64.4%、24年度が64.7%、25年度が64.1%。この差し引きが滞納状況ということになりますので、おおむね三十五、六%は滞納ということになると思います。

○徳重委員 もうこれは毎回出ているように、これが原資になるわけですから、どうしても滞納してもらっては困るわけで、後の子供さんたちが困るわけですから、努力をされているんだけど、結果が出ないというのは、非常に残念

なことかなと。

25年度は、もう少しよくなっているかなと思っただら、逆に悪くなっているということですが、何かほかの県もそうなのかわかりませんが、例えば就職すれば、当然、給料をいただくわけですから。私は議会本会議で質問をしたことがあるんですが、給料から天引きというような形でも取れるような体制ができないのかと。コンビニがあるから、近くで払ってくださいというんじゃないかと、もう少し強制的に徴収できないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○田方財務福利課長 給料からの天引きということになりますと、先ほど、新規事業で申し上げましたように、返還率向上事業によりまして、裁判所への訴えをして、裁判所で支払い督促申し立てというのをやるんですけれども、その支払い督促申し立ての中に、次の段階に入りますと、仮執行宣言つきの支払い申し立てになりますので、その段階で給与の差し押さえとか、そういうことはできますけれども、実際に、こちらから給与から天引きをしていただくということ自体はできないと思います。

ただし、口座振替を今、推奨しておりますので、平成25年度から口座振替を導入しまして、それと26年度と年度ごとに口座振替は進んでいきますので、この口座振替が一番有効なのかなとは思っております。

と言いますのは、口座振替が、今、1万800人ぐらいの返還者がいるんですけれども、そのうちの35%で3,700人ぐらいが口座振替をとっております。その口座振替での毎月の収納率を見ますと、94%は収納ができているということになりますので、この口座振替を今、委員がおっしゃいましたように、うまく活用していくということだと思います。

それから、先ほど委員からもありましたように、コンビニ収納、これは27年の1月から入れたんですけれども、コンビニ収納を実施してまいりましたところ、例えば仕事で昼間は銀行に行けない、そういう方々がコンビニのほうに、夜でも、全国のコンビニでどこでも使えますので、夜でも納入ができるということで、こういうこととあわせて収納の向上を図っていきたいということで考えているところであります。

○徳重委員 前も本会議でも私は質問をしたと思うんですけれども、まず貸してしまっただけからは、なかなか回収ができないというお話ですが、その貸す前に、もう少ししっかりした契約というんですか、保証人その他親の責任等をもう少し明確にすべきじゃないかと思うんですが。強くそこ辺を要請する、今まではこうだったけれど、まださらに強く要請する方法はないものでしょうか。

○田方財務福利課長 委員がおっしゃいますように、返還に際して、本人の意識っていうのが一番大事だろうということを考えております。これは、親が借りたものだから、自分が働き出しても返さなくてもいいという、そういう認識を持ってもらっては困りますので、借りるときに、本人に対しても、それから連帯保証人、第1保証人、第2保証人がいますけれども、その方々に対しても、これは貸付金であるから必ず返していただかないといけません。これは返すことが当然であるということを、いろんな説明会を行いますので、各学校の担当者を集めた説明会とか、それから、こちらで広報をつくっておりますけれども、その広報の中でも周知を図っているところでございます。

今、委員からありましたように、そこを徹底的にやらないと、確かに意識の低下というのが

ございますので、そういうところで意識がきちんとなるように、周知を図っているというところが、今の現状でございます。

○徳重委員 最後にしたと思いますけれど、私も、前、保証人になって、1年後かな、1年か1年半後に、私に支払いという通知が、市役所のほうから来たんですね。もちろん払いました。払わなければ裁判をするというものですから払いましたけれど、そこで、私、保証人に対して、3カ月なら3カ月おくれたときには、その人に通知を毎月でもいいから出していくという方法、もうはがきでもなんでもいいと思うんですね。そういったことをすると、保証人から、おまえは払ってないじゃないかと、強く説得されるんじゃないかと、こう思うんですよね。

早くしてもらわないと、たまってから、もう保証人も払うのが大変なんです。私も、そのときには四、五十万払わされたんですけれど。

だから、なぜ早く言わなかったかと、私は市役所にやかましく言ったことがあるんですけど、やはり1カ月、2カ月、滞納の段階で教えていただければ、私だって本人に言うはずだったんですけれど、ところがもう本人はその時点で力がなかったということで、全部払いましたけれど。そういったことを考えると、やっぱりこういう奨学金だって、1年分たまったら、今から返還の請求を徐々にしていきます、法的な手続をとりますということでは、いかがかなと。

また、失礼なことかも知れませんが、職員も変わるわけですね、皆さん方も。それ、前の人をしたということだけでは済まない話だと思うんですよ。

だから、何カ月たったものは、少なくとも3カ月ぐらいのものは必ず督促状を、あるいは連帯保証人なりに通知していくという、きめ細や

かな対応をしてほしいと要望しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田方財務福利課長 今、委員からありましたように、奨学金は、本人と第1・第2連帯保証人ということで対応をしているところであります。

本人に対しても、例えば、今年度から返還が始まる子供たちで、返還が滞っているということがございますので、そういうところは、早い段階で返していただくという連絡をしなければいけないということで、そういうところには電話催告ということで、これは外部委託しているんですけれども、こういうことで奨学金の返還が始まりましたから、まだ1回も返還がありませんけれども、返還が始まっていますので返してくださいというのを文書と、それから電話で催告を3カ月間やっております。

先ほどありましたように、連帯保証人への催告でございますけれども、これも、例えば親がなっていらっしゃる方も多いわけですが、そういう方々に対しても、うちの債権管理員5名がおりますけれども、その債権管理員が各家庭を訪問いたしまして、その過程で、こういうことで滞納が幾らありまして、いつから入っていません、どう返されますかと。あるいはそのときに、本当に返せる状況にあるかどうかというのを把握をしながら、とても今、返還ができるような、経済的な状況でない方々に対しては、返還していくための方法、あるいはどれぐらいの額が返せるかというのをきちんときめ細かく対応をしながら。今、そういうふうに行っておりますので、そういう形で、今、おっしゃったように、早い段階で滞納がたまらないうちに返還をしていただくということを心がけていきたいなと思っております。

○山下委員 今回の育英資金のことでちょっとお聞きしたいと思うんですが、これは、国からの移管後って、今、何年になるんですか。

○田方財務福利課長 平成17年から移管をしておりますので、今、26年ですから*9年。

○山下委員 今、保証人の話になりまして、大体保証人というのは親、そして他人、何かそういう条件があるか、2人とか、3人とか。

○田方財務福利課長 連帯保証人につきましては、第1・第2連帯保証人で、第1連帯保証人は、大体親の方がなっていると思います。第2連帯保証人は、生計を別にするというようになりますので、例えば、子供さんで別生計を持っておられれば、その方でもよろしいですし、あるいは他の知り合いの方に頼んでいただいても結構だということになります。

○山下委員 私も保証人になったことがあるんですが、そのときに相談があったときに、やっぱり私も、その子供に対しても、頑張れよということ話をしました。

大人に保証人を頼まれるということは、自分にも責任が出るんだよということも、知り合いだったもんですから、そういう話もしたんです。

この3年間の貸付金額というのはどれぐらいになるんですかね。

○田方財務福利課長 3年間の貸付金額、これは例で申し上げますけれども、1人に貸す金額ということでよろしいでしょうか。

○山下委員 はい。

○田方財務福利課長 貸与額につきましては、これは1つのやつで、例えば国公立で自宅で貸すと、これは3種類ございます。1万8,000円、1万4,000円、9,000円というのから貸与額を選べますので、例えば国公立高校の自宅通学で、貸与額1万8,000円を3年間借りたとすれば、64

万8,000円をお貸しすることになります。

○山下委員 64万8,000円ということなんですが、貸しつける段階で償還計画というのも、出させるんですか。

○田方財務福利課長 貸付金につきましては、例えば高校3年が終わりますと、3年が終わって卒業をした6カ月後から始まります。

それと、これは3年間貸したわけですが、返すのは4倍の期間で返していただければいいということですから、12年間で返していただくということになりますので、例えば、先ほど申し上げました64万8,000円で申し上げますと、年間で返していただくのは5万4,000円、月でいうと4,500円返していただければいいということでございます。

○山下委員 当初はすごい意欲があって、払っていかないといけないという気持ちで払っていく生徒もおるだろうと思うんですよね、そういう人も。

だけれど、皆さん方は調査をされていると思うんですが、例えば今、先日もちょっと議論になりましたけれども、5割の人たちが3年間で離職していってしまうという実態やら、何かそこ辺の因果関係があるのかなと思うんですが。例えば、最初1年は払っていたけれど、4,500円っていうのは月額払えない額じゃないですか。今、生活費、車のローンもあるだろうし、インターネットのそういうものが、もう本当に大人になっても、やっぱりそういうものに固執しがちで、嗜好品でやっぱりお金を使っていってしまうという実態もあろうかと思うんですが、何年目ぐらいから滞りというのが出ているんでしょうか。

○田方財務福利課長 滞りでいきますと、例え

※112ページに発言訂正あり

ば、今、申しあげました2,700人の滞納者がいるということを申しあげましたが、これが滞納の年で見ますと、大体5年以内がほとんど、90%以上が5年以内でございます。

それで、滞納になりますのは、その2,700人のうちの1年以内の滞納というのが、大体1,000人ぐらいでございますので、支払いが滞るというのは、やはり1年目からあることはございます。

あと、長くても5年、それ以上になりますと、もう十何年というのもおりますけれども、それはわずかですから、傾向としては、やはり最初の年のアプローチの仕方によっては、1年目からというのが多いのかなという事は思います。

○山下委員 私はいつもこう思うんですけれども、いわゆる責任ですよ、権利と義務というのをしっかりと教育してあるかどうかということが、こういう実態だろうと思うんですが、どこでかやっぱりその基本的なことを、大人として果たさなければならない責任というのを、しっかりと貸し付けの段階でも教育していかないといけない。

私は、本当に頑張って払おうという人たちは払ってくれると思うんですよ。横着に構えて、例えば、友好費にどんどん使っていったりして、まあ払わんでもいいわと。二、三カ月おくれても、何ということはないわということが、やっぱり横着心がどんどん出てきて、だめなそういう結果になってくるのかなと思うんですが。1回、未納になった時点での対応というのが、初期対応、そこをいかに厳しくやるかだろうと思うんですよ。

例えば親に対しての指導やら、1回滞ったときに、その初期的な対応ということで、ちょっと対応の仕方というのは考えておられませんか。

○田方財務福利課長 今、委員がおっしゃいま

したように、やはりその返還というのは、必ずしていただかないといけないという意識をしっかりと持っていただくことが重要だと考えておりますので、未納で返還が滞ってきた生徒、滞納者に対しましては、債権管理員と先ほど申しあげましたけれども、5人の債権管理員がおりまして、その債権管理員が、県内とか県外をくまなく調査に行きます。その本人と会ったり、あるいは連帯保証人と会ったりして、こういうことで滞納が始まっているけれども、返せる状況かどうかというのをまず把握をしまして、返せる方々には、きちんと返していただかないといけない。

ただ、返せない状況がある。経済的に困窮しているとか、あるいは上級の学校に行っていて返還が滞っている方とかもおりますので、そういう方々には、返還の猶予措置を進めたりしてやっているわけです。

それと、もう一つは、文書で催告というのをやりますので、文書で、滞納がありますと、文書催告というのを本人あるいは連帯保証人のほうにも送って、こういう状況ですということを必ず連絡をするようにしているところであります。

○山下委員 平成30年代後半には約2万人を超える、これは利用者がふえることでしょうか、これはいいことだろうと思うんですけれど。だけれど、やっぱり責任と義務を果たすことをしっかりと貸し付けの段階で教育して行ってほしいなど、そのように思っています。これはお願いとしておきます。

次に、この決算特別委員会の指摘要望事項のことでもいいですかね。

一番最後で、御説明いただいた23の県立高校の6次産業化人材育成事業なんですけれども、企業との連携、非常に高鍋農業高校、去年、私

たちも行きましたときに、まだ生徒たちも生き生きして、初めてのスタート時点で、ユニークな取り組みだなという思いでありました。

されど、その裏を返せば、農業科であったんだけれども、農業科に生徒が集まらなかったと、苦肉の策でフードビジネスに科名変更をして、生徒が集まったということでもありますから、6次産業という本当に大事なことなんですけれども、だけれど忘れてならないのは、やっぱり1次産業、農業で生産現場のことがないがしろになって、あと、集まらなくなって、もうちょっと目的を変えたら人が集まったということなんですけれども。だけれど、しっかりとやっぱり、幾ら6次といっても、1次産業の土台というのをしっかりとつくってってもらわないといけない。これに対する認識等。

それから、もう一点、企業との連携ということが書いてありますけれども、高校生として企業と連携した中での実習とか、そういう体験学習とかってということが書いてあるんですが、具体的なことをちょっとお聞かせいただきたい。

○川越学校政策課長 6次産業というのは、第1次産業と言われる農業の生徒たちをしっかりとつくることの上に、あるというふうに我々も認識しております。

ことしの卒業生でございますけれども、直接就農をした生徒たちが、農業系の学校の中で9名という人数であります。農業法人が39名、農業系の4大に行ったのが24名、そして宮崎県立農業大学に行ったのが42名という形で。直接就農をする生徒たちの数をふやしながらか、農業法人という就職口も含めながら、第1次産業である農業をいかに活性化し、その農業の先に6次産業があるということをつきつけるという取り組みを、しっかりと我々は取り組んでいかな

きゃならないというふうに考えております。

それと企業でございますが、例えば6次産業に取り組んでいる企業で、今考えて名前が上がっているのは、新山いちごさんとか百年の孤独の黒木本店、香川ランチと言われるところの方々との連携をとりながら、また、南九州大学の食品分析等も含めながら、今のところは、企業、大学を考えておるところであります。

○山下委員 お願いをしておきたいと思うんですが、県内の一番、基幹産業たる農業分野。就農をしてくれる人たちが、意欲を持って取り組めるような、そしてやっぱり6次と連携をとれるような施策をぜひ充実して取り組んでいただけるようお願いしておきたいと、そういうふうに思っています。

○押川委員 育英資金の関係で、この⑩でちょっとお尋ねいたしますけれども、この専門的知識を持って経験豊かな者にも委託をするということでもありますけれども、もう少し具体的に教えてください。

○田方財務福利課長 この専門的知識を持ったと申しあげましたのは、委託を考えているのは司法書士と、あるいはそれ以上の方々もできるんだとは思いますが、そういう方々に委託をしたいと考えております。

○押川委員 事務委託ということですから、何名の方かにされるということなのか、それとも、1つのそういう事務所を持った方にされるのか、そこあたりの指定の仕方というのが、ちょっとあればお聞きしたいと思います。

○田方財務福利課長 この委託につきましては、入札によって委託を決めたいと思っております。

○押川委員 入札ということであれば、どこかの事務所に、司法書士あたりの免許を持っている方に、この804万1,000円を委託されるという

ことでよろしいですか。

○田方財務福利課長 この804万1,000円の中には、司法書士等への委託というのが382万8,000円でありまして、手続にかかる経費というのが要りますので、その経費が329万2,000円。それと、裁判になりましたときに、その人が住んでいる地域の簡易裁判所までの旅費を92万1,000円組んでおりまして、合計が804万1,000円ということになります。

○押川委員 それで、この金額でありますよね。その件数と、約2,700人の貸与額4億円ということですが、1年間でどのくらい委託されて回収されるのかわかりませんが、皆さん方は、どういう気持ちでこの委託事業をされるのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

○田方財務福利課長 今、委託の人数の件を先に申し上げますけれども、滞納者が2,700人と私は申し上げております。その中で、滞納額が利息のみ、延滞金のみという方々をまず外しまして、その後、催告によって返還が始まった人たちもいるわけですから、その方々を外しますと約2,000名になります。その2,000名の中から2年間以上滞納を続けている者、それと有職の者も対象として約700人を委託しようと考えております。

この委託というのは、この700人の中で、700人が滞納している額というのが1億7,500万円ほどあります。この1億7,500万円を解消しないと、先ほど申し上げましたように、納入償還率というのは上がっていきません。ここをまず1回、整理をしてしまうことが重要であるということ、一斉に700人に対してやらなければならないということですから、そのことでやっていくということになります。

それから、今、委員がおっしゃいましたように、どういう気持ちでということなんですけれども、できれば、こういう法的な措置というのは、私たち自身はやりたいということはありません。はっきり言いまして、貸付金は、これは奨学のために貸したお金ですから、皆さんがその学校を出られて、その気持ちがあって返していただければ、こういう法的手段というのは、余りとりたくないというのは本音といいますか、そういう気持ちであります。

ただし、再三、催告に行きます。それから、債権管理員が何回も何回も行きます。それでも、返しますとはおっしゃることはあるんですけれども、1円も返していただけていないということもありますので、ここは、もうこういう手段に出なければならないという気持ちであります。

○押川委員 ありがとうございます。本気度というのが、最大のこれ、出てくるのかなということですよ。

先ほどから意見が出ているとおり、やっぱり平等じゃないと、こういう事業というのはおかしいんですよ。そこで、何回も催促しても、どうにもならないということですから、こういうもう法的手段に出られたということですから、この事業の成果を見ながら、今回のこの27年度事業を見ながら、また次年度、新たな取り組みというのは発生するんだろうというふうに思いますので、しっかり、この事業が成功することを望みたいと思います。

それから、この特別会計の中で、本年度のこの育英資金の予算に対してどのくらいの貸し付けあたりの計画を持っていらっしゃるのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

○田方財務福利課長 今年度は3,990名で、約13億700万円ほどを貸し付けるということにしてお

ります。

○押川委員 先ほどから意見が出ておりますとおり、貸し付けに当たっては当初が大事ですから、今までの答弁なんかがありますように、しっかり、そういったものを踏まえて、貸し付けを実行してほしいと思います。これはもう要望しておきたいと思います。

それから、421ページ、この教育委員の委員報酬ということで、1,000万円渡っているわけでありませけれども、委員長、そして委員の振り分けは、できておると思うんですけども、どういう割合で出ているんですか。

○大西総務課長 歳出予算説明資料の421ページ、教育委員の報酬についてでありますけれども、委員長が日額、月額で分かれるんですが、日額で1万9,500円、月額が11万7,000円となっております。委員が、日額が1万5,600円、月額が9万1,500円ということになります。トータルで1,078万8,000円の予算をお願いしておりますけれども、委員長につきましては、このうち358万8,000円、委員につきましては、1人当たり年額180万円、その4人分ということで、720万円ということをお願いをいたしております。

○押川委員 その下のほうに、運営費と費用弁償ということでありませけれども、月、何回ぐらい委員会は開催をされるんですか。

○大西総務課長 定例教育委員会は月に1回ございます。

それと、委員さん方のいわゆる出勤と申すでしょうか、いろんな行事参加等もございませので、定例教育以外の行事等も含めまして、大体お一人当たり月に二、三回ぐらいは、御出席を賜っております。

○押川委員 それで、補正でも出たんですけども、第2次宮崎県教育振興基金計画、あるいは

は県立高校の今度の第2次の中期計画、教育委員の皆さん方は、どこ辺ぐらいまで、こういう計画あたりに入っていらっしゃるのか、そこあたりをちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○大西総務課長 委員の皆様方には、実は定例教育委員会の前後で、勉強会をさせていただいておりますして、その場でいろいろ説明を申し上げながら、いろんな御意見をいただきながら、計画等についての策定を進めているという状況でございます。

○押川委員 ちなみに、今回のこの改定あるいはその中期改革の中で、主なものでいいですけど、教育委員会の委員会の中で、発言なり感想があれば、我々にもうちょっと聞かせていただきたいんですけども。

○大西総務課長 極端に、いろいろな偏った意見というのは、もちろんないんですけども、一般論として学力向上の問題ですとか、あるいはこの2順目国体、東京オリンピック・パラリンピック等も含めまして、スポーツの関係ですとか、あるいは文化関係で、神楽あるいは西都原古墳群の世界遺産登録、こういった主要なところについての御意見は賜っているところでございます。

○押川委員 恐らく会議ですから、皆さん方が資料をつくられて、資料に沿って、協議・会議があるというふうに思ひませけれども、それに対する批判的な発言とか、こういう改善があったらというのはありませんか。

○大西総務課長 いつも温かい御意見をいただいておりますして、励ましの御意見が大半でございます。

○押川委員 なぜかというのと、やはりこの教育委員の皆さん方、教育に対するそれぞれの代表の皆さん方が上がっていらっしゃって、この教

育委員会の現場の中に、いろんな経験の中から、そういったものがどれだけ挿入されるか、あるいは入っておるか、あるいは意見として、どれだけ取り入れられるのかということが大事であって。やはりそれぞれの責任を持って、委員として4年間、頑張っていたけるわけでしょうから、しっかりそういった方々の御意見あたりも聞いていただいて、いろんなこの事業の中での組み立てができるといいなと思いましたので、冒頭、この質問をさせていただきました。

それから、428ページ、高等学校生徒寮運営費ということで、7,600万円ほどあるんですが、高等学校地区生徒寮の運営費ということでありますが、現在、県内の中でこの寮というのはどのくらいあって、どのくらいの生徒さんが利用されているか、ちょっとわかれば教えてください。

○田方財務福利課長 今、高等学校、県内の生徒寮というのは6寮ございます。高千穂に高千穂生徒寮、それから延岡に、延岡第一、延岡第二の生徒寮、それから日向に日向生徒寮、西都が西都生徒寮、それから宮崎市に宮崎海洋高校の生徒寮がありますので、これが6寮であります。26年4月10日現在の入寮状況で申し上げますと、定員が360名ありますけれども、その360名に対して300名の入寮で、入寮率が83.3%ということになります。

○押川委員 大体、83.3%ということでありましたけれども、おおむねこのような入寮状況なんでしょうか。

○田方財務福利課長 各寮ごとに申し上げますと、高千穂が96.4%、延岡が、第一が95.3%、延岡第二は100%、それから日向が65%、西都が75%、宮崎海洋高校が65.2%という状況であります。

○押川委員 生徒数が少なくなってくる中で、

普通科高校等の校区の撤廃、そして私立高校への入学が多くなっていく中で、やはり県立高校の生徒さんを確保する中で、この寮というのは、大事なところかなと私は思っているんですよ。

できるだけこれが多くなることによって、県立高校に行く子供さん方も、多くというか、1つの目安にしたいというふうに思っているんですが、この寮の例えば建てかえとか、そういったものの急ぐところとかはあるんですか。今の現状で、残すところとか、なくすところとかですよ。

○田方財務福利課長 この6寮につきましては、今、なくすということは考えておりませんし、この寮自体は、もともとが中山間地域から高等学校へ進学する子供たちのために、どうしても親もとから離れて暮らさなければならないわけですから、そういう子供たちの、あるいは家庭の経済的負担を軽減するというので、この寮をつくっておりますので、そういう目的からいっても、この寮がなくなる、なくすということは考えていないというところであります。

○押川委員 ちなみに、1人当たりの寮費はどのくらいになるんでしょうか。

○田方財務福利課長 寮費は1カ月でいいますと、月に2万9,900円です。これは食費だったりそういうものに使われる経費だということです。

それから、先ほど押川委員の質問の中で、建てかえはどうかというのがありましたけれども、財政状況が厳しいんですけれども、修繕とかをしながら、快適に生徒たちが過ごせるような手だてを打ちながら、寮を運営しているというところであります。

○押川委員 続いて、429ページのこの就学支援金、先ほど所得の910万円未満の方々の授業料あたりがということだったと思うんですが、もう少し詳しく教えてください。それと人数、金額、

わかればちょっと教えてください。

○田方財務福利課長 就学支援金につきましては、これは先ほど申し上げました30万4,200円、所得の均等割額ということで申し上げました。

所得で申し上げますと、910万円程度ということになるわけでありましてけれども、その910万円程度以上の収入のある生徒の親御さんからは、授業料をいただくということで。

ここに組んであります15億8,700万円は、生徒から授業料を全部取った場合には、この金額になるということで、1年生と2年生を合わせて、今年度で申し上げますと、大体27年度は全日制高校で1万3,244人、定時制が360人、それから通信制が544人、全体で1万4,000人ほどを見込んでいるというところでございます。

○押川委員 次に、430ページ、海洋高校の実習船費ということで1億7,400万円ほどあるんですが、現在ほどこあたりに出かけておられて、今、海洋高校のこの実習に出る生徒さん方は、少なくなってきたと思うんですけれども、どのくらい、2年生ですか、対象と人数はどのくらいあったんですか。

○田方財務福利課長 今は、この前、ハワイに入港いたしまして、ハワイ沖から、また移動をしているというところです。実習に行くのは^{※①}40名で、73日間という期間で、今、実習に行っております。学年は2学年です。

○押川委員 この40名の生徒さん方が、3年でまた卒業されるわけですがけれども、実際、海洋高校でいろんな経験をされて、漁業関係とかそういう関連会社を含めて、どのくらいの就職関係になっているんでしょうか。

○川越学校政策課長 漁業系、それから機関係、水産食品系と3種類の就職に分かれております。

まず、漁業系は、航海、それから海洋バイオ

類型というふうに、分かれていますけれども、これが航海類型につきましては21名、海洋バイオ類型には12名、機関係が19名、海洋機器類型という言い方をしているんですが、14名、水産食品類型が17名という形で、これは26年度はまだ出ていませんので、25年度の実績でございます。

○押川委員 ほとんど水産関係に就職されているということではないですか。

○川越学校政策課長 水産関係という部分を広くとりまして、例えば建築、それから機械関係、自動車関係でございますが、エンジンとかそういうものも当然ありますので、水産関係直接となりますと、先ほど言った汽船、水産、マリン関係と言われる21名、それから航海類型といいますと17名になっています。それから機関係と言われるその類型が11名、水産関係が10名ということで、37名というような形だということになります。

○田方財務福利課長 先ほど、私、航海40名と申し上げましたけれども、これは長期航海を2回やっております、1回目が39名、それから2回目が、今回34名が参っておりますので、訂正をさせていただきます。

○押川委員 438ページ、国際理解教育推進事業1億6,500万余、36人、外国指導ということですから、多分、講師の先生方だと思いますけれども、この36名の方々は、どういう学校に配置をされているんでしょうか。

○川越学校政策課長 基本、県内の高校に配置をしております。県内には県立高校が^{※②}38校ございますので、兼ねる学校が一部ありますけれども、ほぼ1校に1人の割合でALTを配置していることになります。

※①はページ右段、②は次ページに発言訂正あり

○押川委員 すばらしいなと思いました。

この外国の指導の先生方というのは、どのくらい滞在されるんですか。

○川越学校政策課長 任用期間は1年ごとになっておりますが、2回まで更新することができますので、基本3年間ということになります。

ただ、非常に優秀なALTがおりますので、さらに更新をして5年できるALTもございません。

○押川委員 同じ学校に3年継続していらっしゃるといえるのか、それとも1年ごとに交代があるのか、そこあたりをちょっと。

○川越学校政策課長 基本、一年一年で更新するかしないかという意思表示を求めます。

まだ2年目に残りたい、3年目に残りたいというALTにつきましては、各学校長を含めた評価をもとに、県教育委員会とも指導・協議をした上で、さらに更新を許可するかどうかということを決めることになっております。

基本、同じ学校に3年間おるということになります。

○押川委員 それのほうがいいかなという気も、私もしたもんですから、変わられるとなかなかわからないでしょうから、同じところに長い人は3年ということで了解をしたいと思います。

○川越学校政策課長 訂正をちょっとお願いいたします。

先ほどの県立高等学校と申し上げましたが、五ヶ瀬中等教育学校が1ふえますので、県立高等学校プラス五ヶ瀬中等教育学校で39校というところに配置をしているということになります。

○押川委員 本日の委員会資料の4ページのこのキャリア教育実践事業、子供たちに、いろんなそういう経験を踏まさせていただいて、いろんな職業観あたりが芽生えていくということで、

いいなというふうに理解をいたしますが、この労働局の労働法に関する講習会の実施というのは、どういう形でやられるのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○川越学校政策課長 労働局の講義につきましては、基本、労働法の関係法規の講座を考えております。労働法につきましてはの内容、働き始める前のこういったルールがあるのかとか、仕事をやめるとき、やめさせられるときとか、多様な働き方、そういった内容のものを厚生労働省のテキストを使って説明をしていただくというような形をとっております。

基本、3年生ないし2年生。1学年を対象にするんですけれども、全校生徒を集めて、全校集会等で一気に全員を対象にして説明することは可能でございますので、各学校の実態に合わせてながら、労働法の説明はしていきたいというふうに考えています。

○押川委員 1年、2年、3年生それぞれに、恐らく今、これだけ少子化になってくると、今、課長がおっしゃるように、そういうことはできるかもしれませんが、1学年、2学年、3学年、それぞれのステージが違うわけですから、できれば、1年生、2年生、3年生というような形の中で分けられて実施をして、しっかりこの法律あたりを学ぶという形の中でされたほうがいいのかなという気がするんですけれども。

○川越学校政策課長 委員がおっしゃったとおりでございますので、今後、そのあたりのことの検討を進めていくところでございます。

○高橋委員 総務課長にまずお尋ねします。

教育委員会の条例改正の関係で、私が聞き間違いかもしれない。教育長を特別職としたというふうにおっしゃったんですけれども、私は、教

育長は特別職と思っていたんですが、そこら辺の見解をお願いします。

○大西総務課長 説明が不足しておりました。

現在の法律上は、教育長については、2つの身分を有しております。つまり、すなわち教育長としては一般職です。教育委員としては特別職と。

今度の地方教育行政法の改正によりまして、教育長は特別職のみを有するということになります。

○高橋委員 だから、給与等とかいう文言が出てくるんですね、職員という位置づけもあるから。

教育委員長が廃止になって、教育長が一本で仕事の責任を負うわけですけど、いわゆる重責ですよ。ここでどうのこうのじゃなくて、一応、申し上げようかなと思っているんですが、いわゆる、今度は報酬等審議会というのがあります。ここで教育長の報酬というのは、今までも決まってきたし、今後も決まるわけでしょうけれど、いわゆる重責だから、私は上がるだろうなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次にいきますね。財務福利課の教職員住宅の関係、これ、義務制をもひっくるめたことをおっしゃっていたんでしょうか。違いますよね。

さっき、小学校、中学校の校長の入居率をおっしゃってもらったものですから、そこ辺をちょっと確認します。

○田方財務福利課長 先ほどののは県立学校のみでございます。

○高橋委員 県立学校ですね。

先ほど、高等学校の入居率はおっしゃらなかったんですよ。後ほどまた答えていただきたいんですが。

私は、徳重委員の質疑を聞きながら、ふと思ったのは、全体の入居率を見ると6割を超えているから、ええっと思ったんですよ。これ、地域差があるような気がするんですよ、地域差。私は日南ですけど、がらがらですよ。そこら辺の地域差の入居率が、もしわかれば教えてください。

○田方財務福利課長 地域別の入居率を申し上げますと、宮崎が63.8%、南那珂が39.1%、北諸が70%、西諸が44.8%、児湯が73.3%、東臼杵が72.4%、西臼杵が88.9%ということになります。

○高橋委員 日南って住みにくいんでしょうか。いやまあいいです。これは私の考え方。今の数字を見て、やっぱりそう思いました。私は、日南市内をいろいろ歩きますから、ああ、昔は私たちが高校生するときなんかは、先生たちはあそこにいっぱいいたよなという思いを抱きながら、そういう感じがしたものですから尋ねてみました。

また、補正のときも、若干やりとりしましたが、いわゆる赴任旅費の減額補正ってあるじゃないですか。こういうのも関連してくるのかなという思いを抱きました。

次、いきます。

433ページの財務福利課なんですけれども、県立学校の農業実習事業に要する経費ってありますね。先ほど出ました高鍋農業高校に調査に行かせてもらいましたが、高鍋農業高校は、一番稼いでいるところだというふうに聞きました。でしたかね、農産物を販売して。そのお金は県の収入に入るといふふうにお聞きした。まずそこを確認します。

○田方財務福利課長 各農業高校とかそういうことで収入が上がりましたものを特別会計の中

に県の収入として上げて、それをまた配分することによりまして実習を行うということになります。

○高橋委員　そこでお尋ねするんですけど、私も、生徒とやりとりしながら、君たちは頑張っているねと、その分の恩恵は必ず来るからねというふうに、約束したものですから、だから、ある意味、頑張っているところには、それなりの実習の予算経費というか、そういった配慮があるのかなというところで尋ねてみます。

○田方財務福利課長　今、そういう配分があるかということなんですけれども、27年度の予算上の内訳として、高鍋農業高校は7,300万円ほどです。それから都城農業で6,400万、宮崎農業が2,000万という、やはり規模と、つくっているものとかそういうことによりまして、配分は変えてあるということでもあります。

○高橋委員　それ以上聞かないようにしましょう。わかりました。

次にいきます。

学校政策課の438ページ、指導者養成費。5の宮崎の魅力発信！芸術教育総合支援事業をお聞きします。

講師を配置ということでおっしゃいました。84万3,000円というこの額というのは、もうこれは1人分だろうなという思いがするんですが、宮崎全体を見るというふうに私は思うんですよね。

この貧弱な予算というか人の配置で、いいのかなという非常な疑問です。もっと詳しく説明があるのであればお答えください。

○川越学校政策課長　現在、宮崎北高校に事務局が置いてございます。基本は、会長さんを含めまして、事務局長、書記長の方々がその仕事に当たるわけですが、その方々の後補充という形での非常勤講師の分でございます。

○高橋委員　ちょっと中身。

○川越学校政策課長　局長を初め、非常に業務が忙しいところがございますので、そういったところで、そのかわりに授業を行う人の補充という形で、後補充になります。非常勤講師のことになります。

○高橋委員　いわゆる欠員といいますか、その後補充ということは、その欠員が出るから補充するんでしょうけれど、違うんですね。ちょっと私は理解していないようです。

○川越学校政策課長　先ほど申しましたように、高文連で事務局が北高にあります。その事務所に当たって、業務も外に出て仕事をされるわけなんですけれども、そういった部分での穴埋めと言いますと語弊がありますけれども、授業をする部分に、その非常勤の講師の方を採用するというお話です。

○高橋委員　これはわかりました。具体的におっしゃると、私もストンときたと思います。高文祭とかを運営するやつですね。了解しました。

引き続き439ページの県立高等学校校務支援システム構築事業、これは何年からこの事業をやっているのでしょうか。

○川越学校政策課長　校務支援システムにつきましては、今年度中に各学校に配置するというような形で、25年、26年度に試行、27年度から本格的に実施ということになります。

○高橋委員　先ほどの説明があったんですが、教諭の多忙を補うというようなことらしいですね。

今から、この効果が出てくるということで理解をいたしました。わかりました。

○右松副委員長　まず1つの関連が、教職員住宅についてなんです。県全体で67.26%ということで、私の妹も教員をしまして、10年前

ですか、平和が丘の教職員住宅に一時、入っていました。

やっぱりかなり老朽、古い状況で、もちろん水漏れはしませんでしたが、私も何回か足を運びましたけれど、古い感じですね。それで、その教職員住宅で老朽化が進んでいるような状況ですね。

例えば、その入居率を押し下げているような要因的なものがあるとすれば、今、平和が丘は使っていないということですから、そういった状況をちょっと教えてもらいたいと思います。

○田方財務福利課長 委員がおっしゃいますように、非常に老朽化している状況でございます。まず入居しないというのは、宮崎市内でありますと、ほとんど民間住宅が整備をされているというところもありまして、古いからやはり民間のほうへ流れるというのはあると思います。

それと、金額的に、手当てが出ますので、こちらで新しいほうの住宅に入られるということがあります。

それと、財務福利課といたしましては、教職員住宅の管理につきましては、僻地とかそういう民間住宅が整備をされていないところにつきましては、入居率も高いので、きちんと整備をした上で入っていただくということにするんですけれども、原則として、建築後30年を経過した木造住宅とか、40年を経過した鉄筋コンクリート造の住宅は、もう用途廃止をしまして建てかえは行わないという方針で今、やっております。財政的にも苦しいところがありまして、そういう方向で今、進めているということで、建てかえをしていないということでもあります。

○右松副委員長 今後の計画で、例えば27年度等、改築、あるいは手放す箇所等、検討場所が

あれば、今の段階でわかる所があれば教えていただきたいと思います。

○田方財務福利課長 今の段階では、ここに組んであります維持修繕料というのは、ほとんど、これは普通一般にちょっと古いところの修理とか、水回りとかそういうところの修理費を組んでおりまして、全体の予算がこれです。

それと、もう一つ、その中にあります返還金というのが、教職員住宅の中にはあるんですけれども、これは教職員住宅を建てましたときに、公立学校共済組合からお金を借りておりますので、その償還金がここに記載されていて、非常に大きいということで、建てかえの予算とかは、今のところは組んでいないというところがあります。

○右松副委員長 いろいろと鋭意進めていらっしゃるんですけども、存続そのものが無駄なところは、当然、それは今後の対応が必要でしょうし、あと、それからやっぱり教職員住宅で、先生たちの激務、職務を専念してもらうためには、居住環境って非常に大事だと思うんですよね。ですから、そこを考えた上で、今後、計画をしっかりと進めていただきたいと思っています。

それから、もう一点、山下委員のほうから話がありました23ですか、決算特別委員会の指摘要望事項に係るものですが、フードビジネス、今後、6次産業化、農商工連系を担う人材の育成ということで、大変私も期待をする取り組みであります。

その中で、軸足をどこに置くかということで、もちろん、1次産業に置いていただいて、そこも非常に大事だというふうに思っています。

それから、大学との連携で、南九大、私もあそこはよく地元ですから通っていますけれど、

そこで食品衛生とか調理とか、そうしたまさに専門のところを持っていますので、その連携というのは非常に大事なことかなと思っています。

それから、もう一点、フードビジネスで関連企業との連携でありますけれども、先ほど名前が個別に香川ランチとか黒木本店が出ましたけれども、例えば、非常に小さいけれども、フードビジネスのトップランナーとして頑張っているところがあるんですね。

例えば、学校の先生をやめられて、今、フードビジネスの企業の経営者を勤めている異色の人もいますよね。非常にあそこは頑張っていて、小さいけれども将来性豊かなところなんですよ。

ですから、そういった人材というのは、商品開発の大変さとか、販路拡大の非常に難しさ、でも、それで成功をしているわけですから、コツとかいろいろやっぱり詳しい、たたき上げの経営者でありますので、そういったところとの連携も必要だと思いますので、そういったところをきちっと情報収集をされているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○川越学校政策課長 今、委員がおっしゃったところの部分も含めまして、今、情報を収集しているところでございます。

先ほど申し上げたのは、あくまで1つの例でございまして、非常に元気のある、こういう言い方は語弊があるかもしれませんが、もうかる農業を非常に積極的にやっている従事者の方がおられるということは、私たちも情報は入っていますけれども、具体的にどことどのようなことについて、今、情報を収集している段階でございまして。

○右松副委員長 わかりました。

いろんなところで情報収集をしていただいて、既に大きくなっている会社もちろん、学ぶところが大きいと思うんですけども、やはり今、成長過程にある、現段階で伸びているところは、また別の角度で勉強になると思いますので、もうぜひそういった方向にも気を配っていただければと思っています。

○押川委員 438ページ、改善事業のネットトラブル対策推進事業、この間、川崎で痛ましい事故がありましたよね。本当に我々もかわいそうだなという気持ちで、あの報道をずっと見ておりました。

今回、176万9,000円ですか。このネットトラブル対策推進事業を改善事業として選ぶわけありますけれども、県内で、そういうトラブル関係の事例というのは、どのような状況で、どのくらい学校現場で子供さん方がそういうものに引き込まれているか、聞かせていただきたいと思うんですけども。

○川崎学校支援監 現在、このネットトラブル関係でございますけれども、いろんな事業をやっております。一つは、ネット上のいじめや学校非公式サイト等に関する情報収集、相談取り組みで目安箱サイトというのを運用しております。この目安箱サイトのアクセスがあった件数が1,059件でございます。昨年、平成26年4月1日から平成26年12月31日までで1,059件、アクセスされております。

その中で、重たい事案等につきましては、研修センターの相談であります、ふれあいコールなんかとも連携をしまして、取り組んでいるところでございます。

それと、実名等で書き込み等が多い問題サイト等もございまして。こういったものにつきましては、ネットパトロールという形で委託をしま

して、週1回やっておりますけれども、これも同じ時期に157件、上がってきております。

○押川委員 結構、件数的にも多いなと見ております。その対策は、いろいろとっていただいておりますと思うんですけれども、特に、今回のこの176万9,000円を活用した中で、具体的にはどこらあたりにウエートを置きながらやっていられるのか、そこらあたりがあれば教えてください。

○川崎学校支援監 この予算のほとんどが委託をしておりますので、委託金という形で会社のほうに充てておりますけれども、今、新たに取組んでいるものとしまして、ITアドバイザーですね、外部専門家を活用いたしまして、研修会等でそういった対策とかお話もしていただく取組みも、今、やっているところでございます。

実際、重たい事案等が発生した場合には、教育事務所、市町村教育委員会を通じて、各学校にも連絡をいたしまして、そして取組みをしていただいている状況でございます。

○押川委員 LINEで友達関係ではいろんな情報が、そういう人たちには入ってくるわけですよね。今回の事件でもそうですけれども、そういったものを子供たち同士では共有できるんだけれども、そういったことを先生方とか親とかに、何らかの形で見れたり、情報が入るような形というのはとれないんでしょうかね。何かそれがあれば、今回の事件は、あそこまではいかなかったのかなという気がしてたんなんです。

○川崎学校支援監 実は、そのことにつきましては、ネットトラブル対策会議というのを年間3回やっておりますして、その中でも話題になりました。

実際、保護者の方の声として、子供たちがど

んなことをやっているというのがよくわからないと。また、学校の指導者である教員のほうも、よく実態等がつかめない、非常に難しいという状況があるようでございます。

それで、今、警察とも連携をいたしまして、警察署のほうでも、そういったネットパトロール的なことをやっていただいておりますして、警察と学校と家庭とが連携して、そういう事例を、情報を収集しようというようなことで、今、連携した取組みをやっているところではございます。

○押川委員 以前と違って、いじめのあり方というのが、我々が育ったころと全然違うもんですから。陰湿過ぎて、本当に言動がもうわからないような状況までやってしまうから、学校現場の先生方は大変でしょうけれども、今、おっしゃっていただいたように、警察・家庭・学校、しっかりそういう見落としがないような形の中で、常に連携あたりをやっていただけるような形の中で、本県ではああいった凶悪な事件が発生しないように、お願いをしておきたいと思っております。

○高橋委員 財務福利課、育英資金が、これまでは給与差し押さえをやっていなかったということで認識していいですか。

○田方財務福利課長 これまでは、給与差し押さえとかいうのはやっております。

○高橋委員 わかりました。

○田方財務福利課長 1点、訂正をさせていただきますと思います。

先ほど、私、山下委員の質問で、高等学校就学支援金が17年度から移管されて、9年目と申し上げましたが、10年目でございます。訂正をしておわび申し上げます。

○西村委員長 私のほうが1点、今、押川委員

のに関連もするんですけれども、川崎の事件でも、学校側からその生徒保護者に対して連絡はとったけれど、時間が合わなかった、会ってなかったということをいろいろ報道される中で、あの学校にも、恐らくああいう大都会ですから、スクールカウンセラー的な方がいらっしゃったとは思うんですよ。

今回も、この予算の中でスクールカウンセラーというのは、いわゆる外部から来ていただいて、学校に来ていただいているんな相談を受けたり、その家庭と学校の間に入ってもらうということがあると思うんですが、そこからの重要事項、重大事項というものが、どう見ても、あの川崎の事件の場合は、教育委員会まで伝わっていなかったと。もしくは学校から警察とか、学校から児相とか、そういうところに伝わってなかったようなイメージを受けるんですが、本県の場合は、このスクールカウンセラーから直接、ちょっとこれは非常に問題がある生徒だとか、家庭環境だとか、そういうものの情報的なものが上がってくる現状はどうなのかを伺いたいと思います。

○川崎学校支援監 スクールカウンセラーでございますけれども、現在、県内、小中学校を中心に、小学校1校、中学校に78校、配置しておりますけれども、未配置校になりますけれども、派遣校というのが55校、そこも含めて、全部の学校にスクールカウンセラーが行けるような形をとっております。

スクールカウンセラー等への相談というのも、もちろんあるんでしょうけれども、川崎市の場合には、恐らくスクールカウンセラーへの相談等もなかったんじゃないかなということなんですけれども。

ですから、第一はやっぱり学級担任、教員で

しょうけれども、次には、このスクールカウンセラーに相談できる体制というのを整えていく必要があるだろうということで、スクールカウンセラーに相談があったものにつきましては、必ず学級担任のほうに情報を伝えますし、内容によっては学校長につなぐ、あるいは保護者へつなぐということは、やられてはおります。

○西村委員長 スクールカウンセラーを設置して、やっぱりその機能が果たせないんだったら、設置しただけで終わってしまえば、本当に意味がないことだと思いますし、川崎の例を出してもしようがないんですが、家庭に対して担任の方は非常に連絡をとっていたと。ただ、じかには会ってなかったということがありまして、本県でも同じようなことがあってはならないと思いますが、やはりそれを教育委員会が全体としてどうフォローしていくかというのも、一つの課題だと思います。

特に、このスクールカウンセラー設置を本当に設置しただけで終わらないような、ほかの事業との組み合わせで、やはり1人の子供を救うんだということをやっていたきたいと思います。

○今村教育次長（教育振興担当） ありがとうございます。ぜひ、そういう観点で私たちも取り組みを進めていきたいと思います。

教育委員会では、スクールカウンセラーの設置だけではなくて、スクールソーシャルワーカーの設置もしております。今、支援監のほうからありましたように、学校から上がってくるケースといいますか、ルートもあれば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを一堂に集めての研修会もやっております、相互の連携といいますか情報交換もやっております。

やはり家庭に直結するのは、スクールソーシャルワーカーだというふうに思いますので、そのあたりの連携もしっかりとしながら、そういう子供を本県から出さないように、事例を出さないように、取り組みを進めていきたいというふうに思います。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほか、ないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上で、総務課、財務福利課、学校政策課の審査を終了いたします。

1時に再開したいと思いますのでよろしくお願ひします。

暫時休憩をいたします。

午前11時58分休憩

午後1時1分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

特別支援教育室、教職員課、生涯学習課の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○坂元特別支援教育室長 特別支援教育室でございます。よろしくお願ひいたします。

特別支援教育室の当初予算について御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の特別支援教育室、441ページをお開きください。

予算額は、一般会計1億3,785万8,000円を計上しております。

それでは、主なものを御説明申し上げます。

443ページをお開きください。

上から5段目の(事項)特別支援教育振興費に1億3,785万8,000円を計上しております。

このうち、説明欄の5、特別支援学校医療的

ケア実施事業に5,300万5,000円を計上しております。これは、特別支援学校において、常時医療的ケアを必要とする児童生徒が安全で安心な学校生活を送るために、看護師を配置するものでございます。

次に、説明欄の9、特別支援学校センター的機能充実事業に992万6,000円を計上しております。これは、国の委託を受けて、特別支援学校が地域の特別支援教育の中核的な役割を担い、地域の小中学校等に対する支援の充実を図るため、特別支援学校に理学療法士等の外部人材を派遣するなど、特別支援学校の専門性を高める取り組みを行うものでございます。

次に、説明欄の10、特別支援教育エリアサポート体制強化事業に3,660万6,000円を計上しております。これも、国の委託を受けまして、地域の実情に応じ、地域の小中学校等にきめ細かな支援を行うため、教材教具の提供や事例の紹介等を行う合理的配慮協力員を各地域の拠点となる特別支援学校に配置するとともに、専門性向上に関する研修等を実施するものでございます。

次に、説明欄の11、キャリア教育・就労支援等の充実事業に1,111万4,000円を計上しております。これも、国の委託を受けまして、障がいのある生徒の将来の自立と社会参加を目指したキャリア教育と就労支援を充実させるための実践的取り組みを通しまして、企業等への就労を支援し、職業的自立を促進するものでございます。

次に、説明欄の12、改善事業「県立高等学校生活支援充実事業」に1,846万円を計上しております。これは、県立高等学校に在籍する身体に障がいのある生徒が、教育課程を円滑に履修できるよう、学校生活の介助を行う生活支援員を

配置するものでございますが、今回、勤務時間等の見直しを図ったものでございます。

次に、説明欄の13、改善事業「支援をつなぐ特別支援教育エリアサポート充実事業」に192万5,000円を計上しております。この事業は、この後、常任委員会資料で御説明させていただきます。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

それでは、別冊、常任委員会資料のほうをごらんください。

委員会資料の5ページをお開きください。

改善事業「支援をつなぐ特別支援教育エリアサポート充実事業」でございます。

まず、1の事業の目的・背景でございますが、小中学校等におきましては、発達障がいのある子供への対応が大きな課題となっております。

そこで、本県が独自に構築を進めてまいりました特別支援教育を推進するための体制であります、エリアサポート体制の充実を図ることによりまして、全ての障がいのある子供たちが、県内のどの地域においても、特性に応じた質の高い指導や支援を一貫して受けることができるようにしたいと考えております。

次に、2の事業の内容でございますが、まず、(1)のエリアサポート体制の推進につきましては、②のとおり、引き続き、県内7エリアの小中学校の中から各1校をエリア拠点校として指定し、そこにエリアコーディネーターと呼ばれる専門性の高い教員を配置いたします。

(2)の専門性の高い教員による巡回支援の強化につきましては、これまで、①の特別支援学校、②のエリアコーディネーターが、小中学校等に対し、校内支援体制の構築や具体的な支援のあり方などについて助言するなどの巡回支

援を実施してまいりましたが、これに③の主に中学校の通級指導担当者になりますが、それを新たに加えることによって、巡回支援を強化したいと考えております。

(3)の専門性の向上を目指した研修の充実では、特別支援教育担当者を対象とした研修に加え、全ての教職員を対象とした研修を実施したいと考えております。

(4)の幼・保、小・中・高、特別支援学校をつなぐ連携の強化では、①にありますように、拠点となる幼稚園や高等学校を指定しての研究、さらに、②の校種間連携協議会を開催するとともに、③の個別の教育支援計画の作成及び活用について重点的に推進することにより、幼・保、小・中・高一貫した支援を強化してまいりたいと考えています。

このほか、(5)のとおり、医師等からなる広域エリアサポートチームによる小中学校等への巡回支援や、(6)のとおり、専門的な研修により、本県の特別支援教育の推進を担う人材を育成することとしております。

3の事業費であります、192万5,000円を計上しております。

4の事業期間は、平成27年度から29年度までの3カ年でございます。

5の事業効果といたしましては、まず(1)にありますように、中学校における支援体制の強化、また、(2)にありますように、一貫性のある指導・支援の推進、そして、(3)にありますように、通常学級における指導・支援の改善が図られると考えております。

説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西田教職員課長 教職員課関係について御説明申し上げます。

歳出予算説明資料の教職員課のインデックスの
ところ、445ページをお開きください。

一般会計936億1,856万8,000円をお願いして
おります。

以下、主なものについて御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、447ページをお
願ひいたします。

まず、上から5段目の(事項)教職員人事費
であります。10億5,836万3,000円を計上して
おります。

説明欄をごらんください。

1の教職員人事管理に要する経費とし
て、1,677万3,000円を計上しております。これ
は、教職員採用試験や職員表彰、資質向上等に
必要な経費であります。

内訳の(2)、改善事業「やる気、元気！自ら
学び続ける教職員のキャリア形成推進事業」に
つきましては、後ほど常任委員会資料で御説明
いたします。

次に、2の学校非常勤職員、賃金職員、学校
医等の配置に要する経費に、10億4,159万円を計
上しております。これは、非常勤講師や賃金職
員、県立学校医等の報酬や賃金等であります。

一番下の(事項)退職手当費につきまして
は、448ページをお開きください。

一番上の説明欄であります。退職手当に要
する経費といたしまして、84億3,158万2,000
円を計上しております。

勸奨退職見込み者数の減少等に伴いまして、26
年度当初予算と比較して、4億3,739万6,000
円の減額となっております。

次に、学校種ごとの教職員の人件費及び旅費
についてであります。

まず、中ほどの小学校費であります。 (事項)
職員費に345億168万4,000円を計上しておりま

す。これは、教職員の給料や職員手当等、共済
費であります。

また、その下の段の(事項)旅費に1億5,244
万円を計上しております。

同様に、中学校費であります。449ページを
ごらんください。

上から2段目の(事項)職員費に232億2,602
万6,000円を、(事項)旅費に1億5,539万円を、
中ほどの高等学校費であります。 (事項)職員
費に180億5,816万6,000円を、(事項)旅費に1
億8,485万6,000円を、次の特別支援学校費につ
きましては、450ページをお開きください。

一番上の段、(事項)職員費に77億8,752万
4,000円を、(事項)旅費に5,389万6,000円を計
上しております。

続きまして、改善事業について御説明いたし
ます。

お手元の常任委員会資料の6ページをお開き
ください。

改善事業「やる気、元気！自ら学び続ける教
職員のキャリア形成推進事業」であります。

本事業は、これまで取り組んでおりました、
学び続ける教職員の支援を目的とした事業を再
構築し、改善事業として取り組むものでありま
す。学校における最大の教育環境は教職員であ
り、教職員は絶えず学び続け、自己の資質向上
を図ることが必要であります。

1の事業の目的・背景にありますように、教
職員みずからが将来の目標やゴールを見据えて、
キャリアデザインを描きながら、主体的に資質
向上を図っていく新たな支援の取り組みを推進
することにより、教職員の意識や行動を転換し、
やりがいや充実感を持って、学び続ける教職員
の育成を目指してまいります。

2の事業の内容であります。今回、新たに

取り組む内容を中心に説明させていただきます。

(1)の教職員がキャリアデザインを描き、主体的に資質向上を図るための取り組みでは、①にありますように、大学、専門機関等と連携して教職員のキャリアプランの開発を行い、それをもとに、教職員みずからがキャリアデザインを描くための資料として、キャリアデザイン手引書を作成いたします。

また、その手引きを初任者研修や教職員評価制度の校長ミーティング等で活用することで、教職員のキャリア意識を変えていきたいと考えております。

さらに、②にありますように、教職員としてのあり方を改めて見つめさせる修養を意識した研修を充実させるとともに、③の私を変えた先生との出会いエピソード募集を通して、教職員自身に仕事のすばらしさを再認識させ、キャリアアップの意識を高めます。

(2)のライフステージに応じた自ら学び続ける教職員のためのシステムの構築では、②のマネジメントリーダー養成の推進について新たに取り組みます。

変化の激しい時代に対応できる判断力、行動力等を持った管理職を養成するために、若手や中堅教員の中からメンバーを募り、小・中・高・特別支援の4つのチームを構成し、本県教育の課題解決に向けた研究やマネジメント力を高める研修の機会を提供してまいります。

3の事業費につきましては、551万2,000円を計上しております。

4の事業期間につきましては、平成27年度から29年度までとしております。

5の事業効果についてであります、2つ考えております。

1点目として、教職員みずからが、キャリア

デザインを描くための新たな支援を行うことにより、教職員としての自覚や主体的に学ぶ意欲を高めることができると考えております。

2点目として、ライフステージに応じた教職員の学びを意図的に支援することにより、教職員の同僚性、すなわち同僚と互いに成長し合い高め合っていく関係や、一人一人の資質・能力を高めることができると考えております。

続きまして、提出議案について御説明申し上げます。

常任委員会資料の12ページをお開きください。

議案第33号「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正の理由についてであります、平成26年の人事委員会勧告等を踏まえまして、教育委員会が所管する市町村立学校職員の給与等に関する条例等について、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の概要についてであります、

(1)にありますとおり、市町村立学校職員の教育職の給料表を人事委員会勧告どおりに、平均約2%引き下げるものであります。

なお、新たな給料月額が、改正前に受けていた給料月額に達しない職員に対しましては、当分の間、その差額を給料として支給する経過措置を講じることとしています。

続いて、(2)につきましても、国の義務教育費国庫負担金の見直しに伴い、教員特殊業務手当の日額をそれぞれ25%引き上げるものであります。

続いて、(3)の管理職員特別勤務手当につきましても、人事委員会勧告を踏まえまして、週休日及び休日等以外の平日深夜に勤務した場合にも、6,000円を超えない範囲内で支給するもの

であります。

最後に、3の施行期日につきましては、平成27年4月1日からといたします。

なお、給料表以外の諸手当の改定及び県立学校職員に係る給与改正につきましては、知事部局所管の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例におきまして、現在、総務政策常任委員会で御審議いただいているところであります。

○村上生涯学習課長 生涯学習課の予算について説明いたします。

歳出予算説明資料の生涯学習課のインデックスのところをお開きください。

ページは451ページでございます。

一般会計予算で、4億7,397万4,000円を計上しております。

主なものにつきまして御説明をいたします。

453ページをお願いいたします。

中ほどの(事項)成人青少年教育費に5,905万4,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明の欄にあります、2、改善事業「県民総ぐるみ教育推進事業」であります。この事業につきましては、後ほど常任委員会資料で説明をさせていただきます。

続きまして、一番下の段、(事項)図書館費に7,432万2,000円を計上しております。次のページ、454ページをお開きください。説明の欄の1、管理運営費であります。これは、県立図書館の光熱水費や設備の保守管理委託費など、維持管理に要する経費でございます。

続きまして、その下、(事項)奉仕活動推進費に1億813万7,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明の欄の1、新規事業「県民の読書を支える図書館づくり事業」でございます。この事業につきましても、後ほ

ど御説明をいたします。

また、説明の欄の2、奉仕活動費であります。これは、主に図書の返却、整理などの日常業務、また、県民へのレファレンスや、他の図書館等のネットワークのため必要なコンピューターシステムの保守・管理・リース代等のものです。また、嘱託職員等の人件費などがございます。

続きまして、下から2番目の段、(事項)美術館費に、1億6,754万6,000円を計上しております。

主なものとしましては、説明の欄の2、管理運営費でございます。これは、県立美術館の光熱水費や設備の保守管理委託費など、維持管理に要する経費でございます。

次に、その下のページ、455ページでございます。

(事項)美術館普及活動事業費に5,264万円を計上しております。

主なものとしましては、説明の欄の2、特別展費でございます。これは、県民の皆様に、質の高い、多様な芸術作品に親しんでいただくことを目的として、開催するものでございまして、平成27年度は3回の特別展を計画しております。

歳出予算説明資料につきましては、以上でございます。

常任委員会資料をお願いいたします。

常任委員会資料の7ページ、新規・改善事業につきまして御説明いたします。

改善事業「県民総ぐるみ教育推進事業」でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、下から4段目からありますけれども、本事業につきましては、学校支援ボランティアへの県民の参加促進を図りまして、学校・家庭・地域や企業

・市民団体等が一体となって取り組む、県民総ぐるみの教育の推進につきまして、これまでに引き続き推進していくものでございます。

2の事業の内容であります、(1)の地域の教育力を活性化する取組につきましては、これまで取り組んでおります、学校のニーズに応じて、地域のボランティアの方々が教育活動のお手伝いをする学校支援地域本部事業、それから放課後子供教室、これは、子供の安全・安心な居場所として、放課後に勉強や体験活動等を行うものであります、それと地域ぐるみの学校安全体制整備に取り組んでまいります。

(2)の県民の学びを生かす活動を推進する取組につきましては、教育支援活動の充実に向けた方策を検討するとともに、地域における教育ネットワークの構築に向けた協議、また、地域人材の育成を図ってまいります。

具体的には、1つ目、2つ目でございますように、学校関係者とか、企業、NPO、ボランティア等によります、地域教育ネットワーク会議、また、学校支援地域本部事業や放課後子供教室のかなめの役割を果たしていただいております、コーディネーター等の指導者研修会を実施いたします。

また、昨年度より実施しております、すぐれた教育支援に対する顕彰として、地域による学校支援推進に係る県教育長表彰や、教育支援をいただくアシスト企業の登録促進を引き続き行ってまいります。

3の事業費であります、5,557万4,000円を計上しております。

4の事業期間につきましては、平成27年度から平成29年度までとしております。

5の事業効果であります、学校生活時や放課後、週末等における子供の学習や生活への支

援体制が整備・充実され、地域の教育力の向上が図られますとともに、企業、市民団体等を含めて広く支援、協力をいただくことによりまして、県民総ぐるみによる教育の推進に向けた県民の機運の醸成につながっていくこと等としております。

次のページ、8ページをお願いいたします。

新規事業「県民の読書を支える図書館づくり事業」でございます。

1の事業の目的・背景でございます。

県民の誰もがいつでもどこでも図書館を活用できるよう、新たな物流システムを検討しますとともに、県民や地域の課題解決に向けた支援を強化しまして、加えて、県民の知の拠点とし蔵書を充実させるなど、全県的な読書環境の向上を図っていくものでございます。

2の事業の内容であります、(1)の県立図書館サービスアップ事業につきましては、①にありますように、県内図書館資料の流通機能を向上させるシステムを構築するために、先進地の取り組みを調査するなど調査研究を行ってまいります。

また、②にありますように、研修によりまして図書館職員の資質向上を図りまして、県民や地域が抱える課題を解決するためのレファレンス体制を整備してまいります。

また、③にありますように、日曜・祝日の閉館時刻を現在の17時から19時に変更しまして、開館時間を平日・土曜日と合わせまして、2時間延長することとしております。

(2)の県立図書館資料重点整備につきましては、県全体の知の拠点としての蔵書を整備してまいります。

具体的には、②、③にありますように、県立図書館としての役割であります調査研究や課題

& fl L

(ž' ,)

&žSSS

&+ &

Ñ § V#Õ- Û*f 1"6x

Ñ0Y§ \$ (6x

Ñ9Ø« \$ (

Ñ0Y#ã M*Ë (1"6x

Ñ9Ø« \$ (

Ñ9Ø« \$ (

! %&\$!

それに、やっぱりその目的に、今、おっしゃったようなその事業の啓発というか、そんなのが大体盛り込まれていると思うんです。だから、よくぞ生涯学習課は、風穴をあけられたなと物すごく敬服しております。

今後、この図書館の充実のためには、やっぱり財源が必要ですから、こういった庁内の基金、今後も活用、ぜひ努力していただきたいと思います。

○村上生涯学習課長 基金が庁内で四十幾つ、50近くあるわけですけれども、それぞれ所管がありまして、その設置の目的もあります。その設置の目的に従いまして、仕様の使途が、方向性が定められておると思います。

委員が言われますように、予算の獲得につきましては、非常に厳しい状況が続いていますので、そういった視点といたしますか、考え方で、これからも研究してまいりたいと思います。

それから、図書館は、ついでに言わせていただきますと、いろんな事業に取り組んでおりまして、これは資料整備費でございますが、いろいろ県政の重要課題を紹介していくとか、イベントとか、講座とか、いろんなことをやっておりまして、そういったことの趣旨に合うようなものにつきまして、いろんな民間を含めまして、支援をしてもいいよというようなところもあつたりしますので、いろんな県の基金だけでなく、財源を求めていくといたしますか、そういったことに努めてまいりたいと考えております。

○山下委員 確認だけ。特別支援教育、443ページですが、特別支援エリアサポート充実事業、委員会資料の5ページですよね。これ、医師の確保というのは、できているんですか。

○坂元特別支援教育室長 この広域エリアサポートというもののサポートチームなんですけれ

ども、各教育事務所の中で登録をしております、その中に、医師、例えば精神科医、小児科が登録されておりますので、そういう意味では、医師の確保はできている状況であります。

○山下委員 必要とする子供さんたちは、どれぐらいおられるのでしょうか。

○坂元特別支援教育室長 国の24年度の調査によりますと、学習、生活上、著しい困難を示す子供ということで、小中学校で、大体全体の6.5%いるんじゃないかというふうに言われております。

○山下委員 何名ぐらい。

○坂元特別支援教育室長 概数的には、約6,000名ということでございます。

○右松副委員長 委員会資料の7ページの県民総ぐるみ教育推進事業について、ちょっと伺いたいなと思っています。

かなりこれ、大きなテーマだと思っております、家庭や地域の教育力の低下とか、地域社会における人とのつながりの希薄化、こういった中で、それに対してここに書いてありますとおり、子供を取り巻く環境の整備や地域連携の強化ということで、こういった形でこの事業の効果が出てくるか。もちろん、一生懸命取り組まれておりますので、そこはもうきちんと敬意は表しております。

私は、個人的な話をしますと、地域のまちづくり推進委員会というのがありまして、そこで子供育成部会というのを新しくつくって、その役をやったり、あるいは青色パトロールとか、青パトを走らせたりとか、自治会のほうでは交通立ち番もしています。

なかなかその広がりが、やはりどうしても、やる人が固定化されているんですよね。それをいかに地域全体に広げていくか、これは非常に

難しい、苦慮している、実体験として思っています。

県が事業として、これにかかわっていくということでありますので、5,557万円を使われていきます。それで、その中で事業内容、これを見た中で、いろいろと説明をいただきましたけれど、この取り組みは、やっぱり効果が上がっていくという、具体的なその部分を本県独自の取り組みでもいいんですけど、どういった特性があるのか、特徴があるのか、ちょっとそこを教えてくださいとありがたいです。

○村上生涯学習課長 この事業につきましては、国が制度事業としてつくりました。国3分の1、県3分の1、市町村3分の1という事業でございます。

中身を見ますと、それぞれちょっと趣旨が違ふものと一緒にいるんですが、学校支援本部事業というのは、学校の求めに応じて地域の方ができることをお手伝いする。放課後子供教室というのは、いわゆる帰っても親御さんがいないというような子供さんたち、安心・安全の居場所づくりということが主眼となって置かれたものでございます。

あとは、それぞれいろんな形でありますけれども、その安全面についていろんな取り組みがされておりますけれども、そういったものをサポートしていく事業。

それぞれ違うものがありますが、1つは大きな柱としましては、地域の方たちがそれぞれ主体的にかかわってやっていくということがございまして、今言ったように、動く方が固定化しているというようなこともございますが、宮崎県の場合は、NPOとか、企業とかも、これに参画をいたしております。

先ほども言いましたけれど、アシスト企業と

いうのがありまして、これは企業の持つ専門性とか人材とか、そういったものを地域の教育力とかキャリア教育とかに充てていこうということで、今、217社登録をしております、これが学校とか地域における家庭教育学級とか、生涯学習課でマッチングをしていろんな取り組みをやっています。今現在でも160件を超える、出かけて行って学校で講話をしたり、工場見学をしたり、家庭教育学級で話をしたりというようなことでかかわっております。

これは、他県には見られない、非常に広がり、裾野の広い取り組みがなされてきていると思います。

効果がというところにつきましては、やはりこの取り組んでいる人たちの感想が、如実にあらわしております、地域づくりという側面が非常に強いと思います。

どちらから見るかによって、いろんな効果があると思っているんですけども、地域の方々が、これまで培ってきたものをまた地域のために、子供たちのために使おうということです。

子供たちも、なかなか社会とかかわり合いがありませんから、地域の方たちとの触れ合いがふえる。その中で体験活動とかいろんな学習もしますので、非常にこのことに取り組んでおるところは、地域がこの取り組みを通じて活性化してくるというような、そういった感想が聞かれています。

○右松副委員長 わかりました。

事業の目的・背景等がここに多く出まして、事業効果で、やはりさまざまな課題解決に向けた地域の教育力の向上という形で、非常に重要なところだと思うんですね。

ですから、私も、いろんな形でできることは、地域のほうでやっていきたいと思っております。

で、それがうまく県の事業と絡むといいなと思
いながら頑張っていきますので、よろしくお願
いします。

○西村委員長 ほかにありますか。

ないようでしたら、次の課に移ってよろしい
でしょうか。

それでは、以上で、特別支援教育室、教職員
課、生涯学習課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時42分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

スポーツ振興課、文化財課、人権同和教育室
の審査を行います。

議案に関する説明を求めます。

○日高スポーツ振興課長 スポーツ振興課関係
について御説明いたします。

歳出予算説明資料、スポーツ振興課のインデッ
クスのところ、457ページをお開きください。

一般会計で、8億6,371万4,000円をお願いし
ております。

以下、主なものにつきまして、事項別に御説
明いたします。

459ページをお開きください。

下から2番目の段の(事項)スポーツ施設管
理費であります。3億221万9,000円を計上して
おります。

次の460ページをお開きください。

主なものとしたしましては、説明の1、施設
管理運営費であります。これは、県体育館や
ライフル射撃競技場、総合運動公園有料施設な
どのスポーツ施設を指定管理者へ管理運営委託
する経費でございます。

次に、中ほどにあります、(事項)保健管理指

導費であります。4,549万5,000円を計上して
おります。

主なものとしたしましては、説明の2、県立
学校児童生徒保健管理指導費であります。こ
れは、県立学校に在籍する児童生徒の各種健康
診断や心臓検診に要する費用でございます。

続きまして、その下にあります、(事項)学校
安全推進費であります。1億4,539万3,000円を
計上しております。説明の1、日本スポーツ振
興センター共済事業であります。これは、学
校管理下での児童生徒の負傷や疾病などに対す
る医療費等の給付などに要する経費ございま
す。

続きまして、461ページをごらんください。

一番上の段にあります、(事項)体育大会費で
あります。1億1,197万8,000円を計上して
おります。

主なものとしたしましては、説明の1、国民体
育大会経費であります。これは、主に国民体
育大会及び九州ブロック大会へ県選手団を派遣
するために要する経費でございます。

次に、その下にあります、(事項)体育振興助
成費であります。3,823万9,000円を計上して
おります。説明の1、体育振興助成費であり
ますが、これは主に、公益財団法人宮崎県体
育協会などの各種団体への助成や、各種大会
開催及び選手派遣に対する助成に要する経費
でございます。

次に、その下にあります、(事項)競技力向上
推進事業であります。1億1,821万円を計上
しております。説明の1、選手強化であり
ますが、これは、競技力の向上を図るため
の、強化合宿等に対する支援や指導者の養成
などに要する経費でございます。

次に、その下にあります、(事項)宮崎県スポ

ーツ推進基金であります。2,911万3,000円を計上しております。これは、基金を活用した事業としまして、説明の1、スポーツ推進事業にあります「“1130” 県民運動ライフスポーツ推進事業」と、次の462ページにあります、「国体選手育成強化事業」に要する経費でございます。

続きまして、主な新規・改善事業について御説明をいたします。

お手元の常任委員会資料をお願いいたします。資料の9ページをお開きください。

新規事業「みやざきから夢と感動を！世界に輝くアスリート育成支援プロジェクト」でございます。

1の事業目的・背景でございますが、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を好機と捉えまして、本大会で多くの本県出身者が活躍できますように、可能性を秘めたみやざき人を発掘し、世界に通用する選手を育成する取り組みなどにより、県民の皆様は、元気・勇気・感動を届けることを目指すものであります。

2の事業内容でございますが、(1)の、輝け！オリンピック事業では、将来、オリンピックなどで活躍できる有望選手を小学生から発掘・育成していくために、体験教室やオーディションを開催するほか、選手強化のためにトップチームを招聘しての合同練習や、オリンピックなどで活躍が期待できる有望選手への遠征費の支援などを行います。

(2)の、めざせ！パラリンピアン事業では、特別支援学校と中学校、高等学校との合同練習会の開催や、パラリンピックなどで活躍が期待できる有望選手への遠征費の支援などを行います。

(3)の、はばたけ！女性アスリート事業では、本県が課題としている女子競技力の向上の

ために、これから新しく国体新種目に加わる女子の自転車競技やウエートリフティング競技などへの強化支援や、遠征や大会に参加するママさんアスリートの支援としまして、子供の世話をする保育士の派遣などを行います。

(4)の、オールみやざき！マルチサポート事業では、現在行われている選手へのメディカル面でのサポートに加えまして、指導者、競技団体に対しても、栄養面、メンタル面などの研修を通して、選手が活躍できる環境整備の充実に努めます。

3の事業費でございますが、2,515万6,000円を計上しております。

4の事業期間につきましては、平成27年度から29年度までの3カ年としております。

最後に、5の事業効果でございますが、有望選手の発掘や、育成・強化を初め、あらゆる面でのサポートの充実を図ることにより、本県から1人でも多くのアスリートが、オリンピック、パラリンピックに出場して活躍いただくことで、県民の皆様は、元気・勇気・感動を与え、スポーツによる人が輝く元気な宮崎づくりを推進することができると考えております。

続きまして、資料の10ページをごらんください。

改善事業「“1130” 県民運動ライフスポーツ推進事業」でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、本県成人の半数が運動に取り組んでいない状況を踏まえまして、広く県民に対し、1130県民運動を通して、運動・スポーツの実施に関する普及・啓発活動を行い、健康長寿日本一の宮崎県づくりに寄与するものであります。

2の事業内容でございますが、(1)の運動プログラム推進では、①推進会議の開催としまし

て、県民運動の全県的な推進のために、推進担当者部会や運動プログラム検討部会等を開催します。

また、②運動プログラム展開としまして、1130体操のさらなる普及に努めますとともに、ウォーキングシステムアプリ「SALKO（サルコー）」を開発し、市町村や起業・団体等と連携しながら広く普及を図って、ウォーキング人口の増加を目指します。

(2)の地域健康づくり支援では、①1130ライフスポーツ機会の提供としまして、関係スポーツ団体と連携しながら、日ごろ、運動をする機会が少ない県民を対象に、運動やスポーツの機会を提供してまいります。

また、②ひむか健康づくり推進員養成講座・出前講座の開催としまして、運動やスポーツに限らず、栄養や食生活の改善等を組み合わせた県民の健康づくりを推進する人材を育成して、推進員による出前講座を実施してまいります。

3の事業費でございますが、800万7,000円を計上しております。

4の事業期間につきましては、平成27年度から29年度までの3カ年としております。

最後に、5の事業効果でございますが、成人の週1回以上の運動実施率が高まるなど、県民総参加型のスポーツを推進することができると考えております。説明は、以上でございます。

○大西文化財課長 文化財課の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料、文化財課のインデックスのところ、463ページをお開きください。

平成27年度の当初予算額といたしまして、7億2,389万1,000円をお願いしております。

以下、その主なものにつきまして御説明いたします。

465ページをお開きください。

上から6段目の(事項)文化財保護顕彰費に4,139万5,000円を計上しております。

その主なものといたしましては、その下の説明の欄の7、残そう地域の伝統文化、めざそう世界無形文化遺産の1,137万1,000円であります。

これは、有識者からなる委員会から御助言等をいただきながら、県内各地の神楽につきまして、面や衣装などの調査のほか、映像や音声の記録・保存・公開、さらに、他県との連携やシンポジウムの開催などを予定しております。これらの取り組みにより、世界無形文化遺産登録を目指してまいりますと考えております。

続きまして、同じページの下から2段目の(事項)文化財保護対策費に1,933万円を計上しております。

主なものといたしましては、次のページになりますが、2段目の4、新規事業「宮崎県近代化遺産総合調査事業」の400万円ですが、これにつきましては、後ほど委員会資料で御説明いたします。

次に、その下の(事項)埋蔵文化財保護対策費に2億6,991万4,000円を計上しております。

主なものでありますが、説明の欄の4、埋蔵文化財発掘調査の2億3,158万円です。

この事業は、都城道路や国富スマートインターなどの建設に伴い、国土交通省及び西日本高速道路株式会社から委託を受けて、発掘調査や報告書の作成を行うものでございます。

なお、発掘調査などにより道路の供用開始に影響が出ないように、しっかり取り組んでまいりますと考えております。

続きまして、その下の(事項)埋蔵文化財センター費に2,753万4,000円を計上しております。

主なものといたしましては、説明の欄の1、

管理運営費であります。これは、埋蔵文化財センターの光熱水費や設備の保守管理委託費などの維持管理に要する経費でございます。

次に、同じページの下から2段目の(事項)博物館費に1億2,220万円を計上しております。

主なものといたしましては、説明の欄の2、管理運営費であります。これは、総合博物館の光熱水費や設備の保守管理委託費などの維持管理に要する経費及び展示解説員の報酬等でございます。

次のページをお願いいたします。

一番上の(事項)博物館教育普及費に1,540万2,000円を計上しております。

主なものといたしましては、説明の欄の1、特別展費であります。これは、県民の皆様、自然への理解や歴史への関心を深めていただくことを目的といたしまして、開催するものであります。

なお、平成27年度は、4回の特別展を計画しております。

続きまして、上から3段目の(事項)博物館資料整備費であります。8,839万9,000円を計上しております。

主な事業といたしましては、説明の欄の4、民家園文化財再生・伝世事業の8,345万4,000円あります。

この事業は、総合博物館にございます民家園のうち、重要文化財に指定されております2棟につきまして、カヤぶき屋根のふきかえなどの工事や耐震補強工事を行うものであります。また、保存修理工事の映像記録や屋根ふきかえの見学会を実施することとしております。

次に、その下の(事項)考古博物館費に1億1,271万5,000円を計上しております。

主なものといたしましては、説明の欄の1、

管理運営費であります。これは、考古博物館の光熱水費や設備の保守管理委託費などの維持管理に要する経費でございます。

次に、常任委員会資料をお願いいたします。常任委員会資料の11ページをお開きください。

新規事業「宮崎県近代化遺産総合調査事業」についてであります。

1の事業の目的・背景であります。近代につくられた建造物につきましては、貴重な文化財と考えております。老朽化や都市の再開発等に伴い、取り壊しや改築が行われているものも少なくございません。

そのため、本県の近代化に貢献した、産業・交通・土木等に関する建造物につきまして、歴史的沿革、建築技術・技法に関する総合調査を行いまして、今後の保存、活用に資するものでございます。

2の事業の内容であります。1)近代化遺産総合調査委員会、仮称でございます。を設置いたしまして、建造物や近現代史の専門家による委員会を設置いたしまして、近代化遺産に係る現状調査、評価、報告書の原案作成等を行うこととしております。

2)調査の概要であります。まず、1次調査といたしまして、市町村等から御推薦いただき、対象となる建造物のリストを作成いたします。

次に、2次調査におきまして、対象となりました建造物の概要について調査し、委員会において、さらに候補を絞り込む作業を行うこととしております。

さらに、3次調査といたしまして、2次調査で絞り込んだ候補につきまして、図面、沿革・工法などの詳細調査を行うものであります。

なお、平成27年度につきましては、2次調査

までを実施しまして、平成28年度におきまして3次調査を行う予定であります。

3の事業費につきましては、400万円を計上しておりますが、2分の1の200万円につきましては国の補助金を予定しております。

4の事業期間は、平成27年度、28年度の2年間を計画しております。

5の事業効果につきましては、本県の近代化遺産につきまして、網羅的に掘り起こし記録することで、文化資源としての価値を次世代に伝えることができますとともに、文化財としての価値を明らかにし、周知いたしますことで、近代化遺産の保存・活用が図られるものと考えております。

さらに、重要と判断されるものにつきましては、重要文化財指定や国登録有形文化財の登録などにつながるものと考えております。以上でございます。

○黒木人権同和教育室長 人権同和教育室について御説明いたします。

歳出予算説明資料の人権同和教育室のインデックスのところ、469ページをお開きください。

一般会計で447万円を計上しております。

以下、事項別に御説明いたします。

471ページをお開きください。

上から5段目にあります、(事項)人権教育総合企画費に288万4,000円を計上しております。

主なものとして、1の(1)支え合う仲間づくりピア・サポート活動推進事業であります。 「ピア」とは「仲間」という意味で、高校生が抱えるさまざまな問題を、生徒同士が支え合いながら解決できるよう、ピア・サポート活動に関する知識と技能を身につけさせることによりまして、高校生が将来、社会の中で助け合うことができるための基礎をつくるとともに、思い

やりにあふれた学校風土の醸成を図る事業であります。

次に、(事項)人権教育連絡調整費に158万6,000円を計上しております。これは、人権教育の円滑な推進を図るために、市町村教育委員会や人権教育関係団体との連絡調整、人権教育の状況等の調査指導に要する経費でございます。以上でございます。

○西村委員長 議案に関する説明が終わりました。

委員の皆様方からの質疑はございませんか。

○押川委員 みやざきから夢と感動を、ということ、世界に輝くアスリート育成支援プロジェクトであります。目的は、もうこういうことで、オリンピック、パラリンピックということですが、この事業内容の中で有望選手を小学生から発掘というようなことで、体験教室やオーディションを開催するということですが、小学生、県内全部の小学校を対象だと思いますが、体験教室、オーディションを開催するプログラム、場所等があれば教えてください。

○日高スポーツ振興課長 まだ、具体的に、そういったことを決める段階には至ってないんですが、案としましては、オーディションをする種目等については、世間一般で行われている体力、運動能力テストの内容項目等を基本に考えております。

場所等については、県有施設を使って開催をしようということ考えております。

○押川委員 わかりました。これからだということでもありますけれども、広く県内、高千穂から串間まであるわけでもありますから、平たく皆さん方が、参加できるような体制づくり、これをしっかりやってほしいというふうに要望をし

ておきたいと思います。

その中で、発掘ができたときに、大学生とか社会人のトップチームあたりを招聘して、一緒にそういう子供たちを含んだ取り組みをされるということでもいいんですか。

○日高スポーツ振興課長 基本的には、タレント発掘で選ばれた子供たちに対しましては、その子供たちだけに活動をするということで、それぞれ種目をどの種目にするかを選ぶときには、そういった県内のトップの選手と一緒に、体験教室で実際にウエートリフティングをやってみたりとか、カヌーをこいでみたりとか、そういったいろんな種目を体験することによって、将来、自分が向いている種目とか、あるいは、宮崎大学の医学部等のいろんなデータ等も参考にしながら、身体的能力等をもとに、本人たちが合っている種目等について、子供たちと一緒にあって、保護者、競技団体と一緒にあって検討していくことになるだろうというふうに考えております。

○押川委員 わかりました。

もう(2)については同じような考え方ということで、了解をしたいというふうに思います。

(3)の「はばたけ！女性アスリート」の件でありますけれども、この自転車競技とかウエートリフティングということで、もう指定されてあるわけでありましたが、例えば何名ぐらいいらっしゃるって、この保育士の派遣というのは、どういう形で保育士を派遣されるのか、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○日高スポーツ振興課長 今現在、国体の選手で、子供さんを連れていかないと国体に参加できないという競技の方は、弓道で1名、剣道で1名、2名いらっしゃるんですが、そのほかにも、今後、そういった方は予算をつけて広く募

集していけば、今後、もっともっとふえてくるんじゃないかというふうに考えております。

あと、もう一点の女子種目の競技ということですが、今後、オリンピック種目にあって、国体種目にはない競技が幾つかありまして、それは岩手国体から後、順次、国体種目としてふやしていくというふうに、日本体育協会のほうが言っております。

今のところ、自転車競技とかウエートリフティング、レスリングの女子、ラグビーの女子、ボクシングの女子、そういった競技が、まだ国体競技には、女子種目として開催されておられませんので、そういった競技に対して、宮崎県のほうもいち早く今のうちから、女子種目を志すような選手の発掘に対して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○押川委員 保育士はどういうところから。

○日高スポーツ振興課長 保育士については、基本的に開催県で用意、準備していただければ、そういったところで考えているんですが、選手の方がおっしゃるには、やっぱり日ごろ、子供たちがなれ親しんだ人のほうがいいということもおっしゃいますので、場合によっては御家族に行っていただくとか、そういった方の派遣費用を見るということも考えております。

○押川委員 例えば家族の方が行かれても、その保育士を雇うぐらいの予算とかそういうものも、一緒に考えていらっしゃるということでも了解してよろしいですか。

○日高スポーツ振興課長 家族が行かれる場合には、もう保育士は、基本的には派遣しないということで考えているんですが、家族が行けない場合には、保育士を派遣するという形で考えております。

○押川委員 だから、家族が行かれる場合は、

保育士相当のものをすることでいいですかという
ことの質問です。わかりました。

○押川委員 次のこの1130県民運動ですが、推
進担当者部会と運動プログラム検討部会を立ち
上げられて、この目的に沿って、この事業をやっ
ていこうということでしょうけれども、この推
進担当者部会、運動プログラム検討部会、ちょっ
と具体的に教えてください。

○日高スポーツ振興課長 推進担当者部会につ
きましては、普及啓発活動を中心に、1130県民
運動が、より一層、充実・発展するために、い
ろんな協議会を持ったり、あるいはそういう取
り組みをどういった形で進めていくかというよ
うなことを協議して、実際、計画を行っており
ます。

もう一つの運動プログラム検討部会につつま
しては、本年度は1130体操をつくっていただ
いたりしております。そのほか、いろんな1130県
民運動に関するそういった具体的な運動療法と
か食事とかいろんなことに対して、今後、どう
いったアプローチをしていけば、本県のスポー
ツ実施率を高めることができるのかとかいうよ
うな形で、具体的な運動プログラムの開発等
についていろいろ協議をしたり、あるいは作成に
携わっていただいたり、あるいはDVD作成等
の原本をつくっていただいたり、そういった仕
事をしていただいております。

○押川委員 わかりました。しっかりこの事業
が浸透することによって、県民の皆さん方に、
この運動に親しんでもらう、そういったことで、
この事業が盛り上がればいいなと思いました。

それから、465ページ、この文化財保護顕彰に
要する経費という中で、7番目の残そう地域の
伝統文化ということで先ほどありましたとおり、
神楽を中心に世界遺産ということで、西都の考

古博物館でも、実は神楽に対するそういった研
修会があったんですが、今後、シンポジウム開
催はどのくらいされて、場所等が決まってお
るのか。この世界遺産に向けての今後の進め方
で、もし計画があれば、ちょっとお聞きをし
ておきたいと思います。

○大西文化財課長 来年度のシンポジウムにつ
きましては、教育委員会単独で開催するの
か、もしくは記紀編さん推進室あたりとタイ
アップして開催するか、そのあたりは、また
今後、検討して、より充実したものをやり
たいと思っています。場所等については、ま
だ未定になっております。

今後のその無形文化遺産への取り組みで
ございますが、今までは、いわゆる神楽の
記録とか調査を主にやってまいりました。
今年度から、それにあわせて、委員会
あたりから御助言いただきまして、
県外の連携ということで、ことし、
初めて岡山県の保存会の方に来て
いただいて、一緒にいろんな話し
合いとか、協議したところで
ございます。

来年度以降も、もう少し他県と
連携を強めまして、いわゆる
文化庁に対する働きかけを
より強めていきたいと思
っているところでござい
ます。

○押川委員 ありがとうございます。我々
でもわかるような内容の
プログラムをつくって
いただくと、ありがたい
なと思いますので、要
望しておきたいと思
います。

それから、467ページ、考古博物館
のこの10周年魅力増進事業という
のがありますが、ちょ
っと内容を教えてください。

○大西文化財課長 考古博物館には、
プロジェクターで投影する映像の
展示物が2つございま
す。これは、ことしと来年度の
2カ年で計画し

ておるんですけれども、ことし、プロジェクター2台更新しまして、映像の更新をことし、1台行っております。あと、映像があと1本残っておりますので、来年度はその映像の更新をする予定でございます。

○押川委員 内容がわかりました。

ぜひ西都原あるいは考古博物館を中心とした活用の中で、こういった事業を取り入れ、もっともっと広く県外の皆さん方が、西都原を中心にいろんな形で勉強を始めていただくような形で、ぜひ教育委員会のほうでも一生懸命取り組んでいただければありがたいと思います。

○高橋委員 委員会資料の9ページからお尋ねしますが、私の意見は、多分、少数派じゃないかもしれませんが、あえて申し上げますけれど、オリンピックの競技が、やっぱり物理的なキャパが、日程もあるわけだから競技を絞りますよね。だから、世界的にマイナーな競技は落としていったりして復活したりとか、そういうのがあると思うんですよ。

国体も順位をつけなければ、種目をいっぱい広げてもいいと思うんだけど、女子の自転車競技とウエートリフティング、私はしている人を知りません。そのくらい宮崎県的にはマイナーだと思うんですよ。

むしろ、この国体のあり方は、身の丈国体という言い方をうちの鳥飼議員も言いましたけれども、もうそれも含めながら、この競技の中身もやっぱり絞り込んでやらないと、人口の少ない県は、ますます不利になると思うんですよ。

そういったところも、やっぱりいろんな場で、宮崎県内のスポーツ団体とかともいろいろ意見交換しながらいけばいいじゃないかと。もう国体のあり方も変えないと、むしろ国民体育大会にならないと思いますので。何か課長の意見が

ございますか。

○日高スポーツ振興課長 確かに、委員おっしゃるように、マイナー競技になればなるほど、都会に競技人口が集中しています。これは宮崎県でも同じような状況がありまして、マイナー競技ができるところといたら、やっぱり宮崎市が一番種目数が多いです。

そういったところはありますので、ただ、今回は、東京オリンピック・パラリンピックが控えておりますので、それを見据えての種目をふやすということですので、何ともしがたい部分があるのかなという気はしております。

ただ、本県の場合を申しますと、ウエートリフティングで今現在、日本チャンピオンが1人います。あと、自転車も、高校生で日向高校の女子生徒が、アジア大会に行っております。強化選手になっておりますので、意外と有利になったりすることもあるのかなとも、思っておるところであります。

○高橋委員 もうこの件は終わりにしますけれど、宮崎県が得意とするスポーツ競技があると思うんですね。そこが弱まってはいけないわけで、あれもこれもということにならないことを申し上げたくて申し上げました。

これは1つの意見として聞いていただいて、でも、日本全体の考え方として、国体のやり方は変えないと成り立たない。県民体育大会でもそうですよね。宮崎市の一人勝ちですよ。

次にいきます。

ページは、押川委員がおっしゃった神楽の関係で申し上げますけれど、これ、県内隅々まで調査をしていくということで理解してよかったですかね。私の地域にも神楽があります。そこまでひっくるめた調査をしていくということでもよろしかったですか。

○大西文化財課長 私どもが市町村を通して神楽の件数について調査いたしました結果、207の神楽が、今、県内にあるというふうに調査結果が出ております。時間はかかりますけれども、この207についてやっていきたいと思っているところです。

○高橋委員 だったら、ほぼ全てをとということだと思っんですよ。時間をかけてでもとおっしゃいましたが、それは逆だと思います。スピードを上げないと、神楽は33番でしたっけ。椎葉とか高千穂とか米良は、たしか33番踊り切りますよ。それ以外のところは、大体10番で終わるんですよ、半日とか、三、四時間で終わる催し物なんですよ。

だから、それ以外の踊らない踊りは、もう知らない。だから、私の地域でも今、話題になっているのは、早く映像を撮れと。知っている人が1人いるんですよ。もう84ですわ。

だから、ある意味じゃ説明聞きながら、これはスピードを上げないと、この事業の発想は物すごくいいですから、これ世界遺産にだから、私も言っているんですよ、皆さん方が頑張っって顕彰している神楽が世界遺産になるかしらんよということ。

大きい神社はまだいいけれど、小さくなればなるほど、早くスピードを上げて映像を撮っとかないと、目標がだめになっちゃうんで、その点は要望をしておきます。

委員会資料の11ページの同じ文化財課ですけど、これも近代化遺産の調査をされるということで、行政は、調査はよくされるんですね。それで、3次調査が終わった後のアクションなんですよ。

結局、事業効果で(3)に重要文化財指定とか国登録有形文化財登録になっっても、なるだけ

ですよ。たしかお金を交付して修繕とか修理をさせてくれませんか。たしか自前だったような気がするんですけど、もしそこ辺、間違っていけば。

○大西文化財課長 重要文化財に指定されまっすと、国から修理等につきまっしては、約2分の1の補助金が出まっす。

○高橋委員 登録有形文化財は。

○大西文化財課長 登録文化財につきまっしては、税制的な優遇と、それから修理の設計関係に対する補助程度しか出まっせん。

○高橋委員 委員長、いいですよ、もう時間があれだから。

登録文化財は、日南の油津に二十何ぼあるんですけど、ただ登録しているだけ。だから、どんどん駆逐している。市が何とか力を入れているんですけど、何せ金がかかるもんだから、保存について、まだ十分さが欠けていると思うんですけど、やっぱりここだと思っんですよ。

重要文化財と国登録有形文化財に登録されれば、これはもういいんでしょうけれど、それに漏れる。地元から見ると、ええ、こんなのが漏れるのというのもあったりして、やっぱりそこまで保存をしていくことをやらないと、この総合調査事業は、そこまでやって完成品だというふうに思うんで、まだきょう、議論する場じゃないかもしれませんが、そこ辺を見据えているなことを考えてやっていただきたいなと思っます。

○中村委員 実は、私はきょうで、委員会の発言は最後になるもんですから、24年間のうち文教警察企業に半分ぐらいいたんじゃないかなというぐらい、長いことおらさせていただきました。

だから、何か最後に発言をせないかんと思っ

ていましたが、今、重要文化財の発言がありました。この重要文化財の件について。

この前、生目に行ってきました。宮崎県でも、相当な文化財が出ているなど。

裏の前方後円墳とかいろいろありましたから、それも見てきたんですが、近隣で測量をやっておりまして、自分の所有する土地を掘り起こしたら文化財が出てきたと。自分の金で文化財を保存しなくちゃならないんですね。たまたま公的な土地とかそういったものから出てきた場合は、県とか市が出すんですけど。

だから、奈良県だと思うんですが、こういうことがありました。

重要文化財が出ただけだけど、もうとにかく少しやって、また鉄筋の何階建てかのビルを建てると。多分、デパートか何かだったと思うんですが、それも国はとめられなかったんですね。そういうことがあるんですよ。

だから、我が宮崎県で、この前、生目に行ってみて、ああ、こっだけ出ているんだったら相当あるなど。

えびのにもこの前、何か出ましたですね。それを考えると、私有地が出た場合に、ある程度、補助をしてやらないと、出なかったことにするんですよ。出たということになると、自分の金で全部掘り起こして、いわゆる調査しなさいということになるので、もう出たやつをそのまま出なかったことにする場合があります。そこ辺はやっぱり管理しないと、重要文化財というのは、出てこないと思います。

そういった意味では、県なり市が、もっと補助を出してでも重要文化財の保護をやっていくべきだと思いますが、それはどうお考えでしょうか。

○大西文化財課長 開発に伴います発掘につき

ましては、基本的に事業者の負担になっております。ただし、農地整備とか、零細の部分、いわゆる個人住宅とか、そのような部分につきましては、国が2分の1、それから県が4分の1、市町村が4分の1ということで、いわゆる個人には負担がいかないよう、発掘調査の経費は見させていただいているところでございます。

○中村委員 発掘調査は、ほとんどが自分この私有地に対して、何か建築するというようになって、掘り起こしてみたら出てきたと。

そしたら、自分でその調査しなさいということですから、補助金はないと、みんなは思っているんですよ。だから、全部出てきたものを出なかったことにしようということで埋める人が多いんですよ。

そういうことを考えると、やっぱりそういう補助金があるということも、ちゃんと知らせとかないと、せっかくの宮崎県の大事な埋蔵文化財がなくなってしまうということになると思うんですね。

西都という話がさっきあったんですが、私、生目にちょっと行って見たんですね。ちょうど、祭日の明くる日に行ったら、休みだというもんだから、1人おられまして、事情を話したら、都城から来ましたと言うたらあけてくれて、見せてくれたんだけど、相当数の埋蔵文化財があるんですよ。

やっぱり、ああいうものを県民が1回、見ておく必要があるなど、今、思ったんですが、そういった意味でも、個人でやる場合、例えば、高速道路をやる場合は、もちろん高速道路に引かかるところはやるわけですから、それはいいんですけど、自分たちでやる場合について、本当に補助金が出るものは出るよということって言っておかないと、もう自分でせないかんから

埋め立てました、ということになるんですね。

だから、十分今からも気をつけてやっていただくとありがたいと思います。

○山下委員 関連。確認をもう一回、させてください。

今、相談を受けているんですが、自分の土地に、農地なんですけど、牛舎を建てたいと。で、開発行為を起こしたら試掘で出てしまったと。もう本掘をしないと建てられないということで、行政判断があったみたいなんですけど、今の話では、実質、受益者負担というのはないのか。

○大西文化財課長 基本的には、事業主負担でございます。ただし、個人住宅とか、実際、500平米未満とかいう平米数があるんですけども、いわゆる零細企業とかそういうものについては、個人負担を求めるのはちょっと厳しいので、2分の1、国が見させていただいて、残りの2分の1を市町村と県が折半して、調査経費を見させていただいております。

○山下委員 ちょっとわからんとですが、牛舎を建てるんですよ。結局、試掘して出た場合に、本掘すると反当400万円かかるという話なんですよ。

言われるように、公共施設をつくる場合は、道路でも何でも、国の道路とか市道でも通す場合は、全部、国庫で見えてくれるということなんですけど、あくまでもこれは牛舎ですから個人の施設ですから、その分は、もう私も相談を受けたんですが、いや、もうこれは、だから、やり方が例えばあるんじゃないかと。柱の基礎のところだけ穴を掘るわけですから。

○西村委員長 山下委員、議案審議なので、ちょっと個別の案件は、個別に相談をしていただくようにお願いします。

○山下委員 ちょっとそのことだけ確認をした

い。

○大西文化財課長 その詳細がちょっとわからないので、今、明確な御返答はできないんですけども、そのあたりは、御相談いただくと、またはっきりわかるんじゃないかと。

○山下委員 わかりました。

○西村委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、以上で、スポーツ振興課、文化財課、人権同和教育室の議案の審査を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午後2時28分休憩

午後2時30分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

各課室長の説明及び質疑が終了いたしましたので、総括質疑に移ります。

当初予算関連議案全般につきましての質疑はありませんか。

○高橋委員 2点、総括質疑を行います。

まず1点目は、教育委員会全体の当初予算について、確認といたしますか、意見も含めて申し上げますが、ちょっと補正を持ってきてないものだから、最終予算が幾らというのはわかりませんが、ただ、26年度は元金交付金とか、多分、26年度しかない補正ですよ、そういったところがあったと思うので、一概に26年度の予算は参考にできない部分があるかもしれませんが。

ただ、この1ページのこの予算を見たときに、総務とか教職員課というのは、100%、あるいは100%を超える。人件費が主ですから、これはこれでいいと思うんですが、それ以外のところ

は文化財課は別にして全てマイナス。27年度当初予算のこの1,079億円のですか、この差ざっと9億ですよ。こういったところは、最低限でも肉づけでクリアしないとイケない。

むしろ、これ以上のものを求めないかんと思うんですよ。いわゆる防災もそうでしょうけれど、医療・福祉・教育は予算を削っちゃいかんというのが、あると思うので、そこんところの考え方ですよ、お答えいただけるとありがたいなと思います。

○大西総務課長 教育委員会の予算自体につきましては、今、高橋委員がおっしゃったとおりでございます、特に教職員課の予算、人件費、これが非常に大きいわけでございます、実は、教育委員会全体の予算の90%が人件費、つまり義務的経費でございます。そういう中で、政策的経費をいかに我々としても確保していくかというのは、大変重要な課題になっています。

26年度当初予算と27年度当初予算、今、御指摘のあった委員会資料の1ページをごらんいただきますと、一般会計でおおよそ15億円程度減額にはなっております。これは、骨格予算編成という影響もございしますが、やはり教職員課の9億円超の職員費の減が実は大きく響いているところでございます。

ただ、職員費というのは、先ほど教職員課長からの説明もありましたように、ある意味、自然減的な性格を帯びておりますので、単純に申し上げますと、仮定の話ですが、6月補正予算がどういう編成方針になるかは、まだ出ておりませんが、仮に前年度と同額程度を割り込まないということを考えれば、このマイナス15億円から教職員課、人件費相当分の9億円超を差し引きしますと、最低でも五、六億円程度は、確保していきたいというようになろう

かと思えます。

○高橋委員 遠慮されての五、六億だと思うんで、それ以上のものは、必要なものはいっぱいあると思うんですよ、もう切りがないと思いますが。委員会内でいろいろ議論されて、優先順位つけられて、いろんな方針を早目に出していただきたいと思えます。

あと一点は、委員長、続けて言います。

補正のときの質疑からも関連するんですけれど、赴任旅費の減額補正が大きかったですよね。あれは、私も言いましたけれども、異動の発令が出て居住地以外のところに転勤になっても、通勤で恐らくクリアされているから、赴任旅費がもう不要になったということだと思えますよ。

それと、午前中の議論になりました、教職員住宅の入居率、南那珂は40%を切っていましたけれども、これは、あえて強制・強要はできないということ前提で、私は申し上げました。じゃないと、いろいろと御事情がある方もいらっしゃるわけですから。

ただ、これは理想論になるかもしれませんが、住むことによって、地域を知る、人を知る、いろんな問題点、先ほど押川委員でしたっけ、川崎の事件を取り上げられましたけれど、小っちゃなことからすぐ情報が入って、すぐ動けると思うんですよ。やっぱり人を知る、地域を知る、ここはやっぱり強みです。

だから、行政職員もひっくるめて、前、今もありますが中山間盛り上げ隊というのが出ました。これをわざわざつくらなくても、県庁職員が方々に散らばっていれば、そこで地域の活動しながら、それこそゼロ予算ですよ。県庁職員はいろんな知恵を持っているから、そして情報もいっぱい持っているから、すごく貢献でき

るのに、わざわざこういう組織をつくらなくても、私はその当時、思ったところであります。

教職員にしても、今、ひとところと比べると通勤者が多い、これはマイナス面もありますよね。いろんな多忙を言われるけれど、確かに多忙です。でも、次の日に元気が回復できるかということも、通勤時間が長くなれば、それはやっぱりマイナスですよ。

そこら辺もひっくるめて、何かうまくできないかなということで、補正からこの議論をさせていただきながら思ったところでありまして、特別な事情がある方は、これは別です。もちろんです。そういったところをいろいろと今からやっていくと、宮崎の教育は物すごく発展するかなという思いで申し上げました。御意見があればいただきたいと思います。

○西田教職員課長 きのうのお話を聞きまして、ちょっと調べたところなんですけれども、赴任旅費の件については、近年、教職員の採用、転任者数が2,000人から2,200人おります。赴任旅費の支給実績は700から800ということになっております。

同一市町村内の結局、居住を移転しない場合は赴任旅費は出ませんので、そのような状況でありますので、実質6割ぐらいを見込んで予算をつくっていましたが、次年度は900人程度を見込んでおります。

あと、そういう状況の中で、平成26年5月1日現在の調査なんですけれども、教職員の居住地について、同一市町村内に居住する割合が、管理職、一般を合わせますと、小学校が68.3%で、中学校が66.6%ということです。

そういうことで、今言われましたように、人を知る、地域を知ることが一番大切であるし、そうあるべきであるし、また、子供たち

の危機管理という面からも意義のあることなんですけれども、住めない理由を調べてみますと、学齢期の子供が在学している、共働きであるとか、両親の介護、そのような状況、あと自宅を所有しているというような状況がありまして、我々としても、本当は勧めたいところなんですけれども、個々の教職員の判断に任せているというのが現状であります。

こちらといたしましては、できるだけ住んでほしいんですけれども、住めない人も地域に溶け込んで、保護者や地域住民と一緒に教育に当たるように、指導していかないといけないというふうに思っているところであります。

○高橋委員 先生方、一生懸命やっついていらっしゃいます。それは私も当然認めます。もう朝早くから夕方遅くまで、土日も頑張っいらっしゃる方は、たくさん存じ上げています。

私の経験から。私は福祉事務所のケースワーカーでした。私は、市役所の職員ですから、当然、日南に住んでいました。

すると、県の人たちは、今でこそ合併して少なくなりました郡部の福祉事務所、北郷と南郷旧町の保護は中部福祉事務所が管轄するんだけど、どうしても宮崎から見えるから、即行動ができない。

私たちは、その保護者を土日も見かけたりするから、そういったところを私たちは指導できました。

だから、日南は、保護の指導が厳しいといういろいろ苦情が来て、南郷に転居した保護者がいるんですよ。それがいいか悪いかちょっと別にして。でも、やはりそこに住んでいるということは、すごくその人をそこで知るわけで、そういったところを教育の現場、あるいは行政職もひっくるめて、これから何とか少しでもできないか

なという思いを、恨まれるかもしれませんが、
ども申し上げました。

○飛田教育長 全く同じように思います。正直
言って、これをここで言うのは、ちょっと問題
があるかもしれないんですが、実は、地域ごと
の採用ができないかということも、アンダーグ
ラウンドで検討をしました。ところが、講習、
それから教科等で物すごく偏ってしまって、な
かなか難しいというのがあります。

それから、もう一つは、これも余り大きな声
では言いにくいことなんです、異動をする
ときに、御夫婦ができるだけそういういい条件で
行くようなこともしよる。ただ一方では教科を
どうするかということと、平準化で異動して
もらうというようなことがあって、実は非常に悩
んでおります。ただ、そういう意識を持ちなが
ら仕事をしております。

それから、もう一つは、さっき課長が言った
ことに私も本当に共感するんですが、そこに仮
に住めなくても、ある部分では、夜、保護者と
じっくりつき合って話をするとか、あるいは保
護者会でも、いわゆる子供の成績がどうのこう
のということじゃなくて、趣味の話を親とでき
るとか、そういうようなことも、いろんな校長
会等で話しているんですが。やれる範囲で、やっ
ぱりそういうことを意識していかなといかな
と思っておりますし、そういうことは、うちの職
員たちとも共有をしながら、仕事をさせていただ
いているところです。

○右松副委員長 関連で。もう大分前ですが、
私の両親が教員をしていたときに、最初、やっ
ぱり若手のときには、中山間のほうに赴任にな
りますよね。私の父と母が当時は諸塚の飯干分
校に。そういう配慮というか、夫婦で教員でし
たら、若手が赴任したときに一緒に、その学

校に赴任にさせるとか。

それから、しばらくたって、私の父が管理職
になって、教育委員会から出先事務所とかに行っ
たときには、私の父は、その近くの教職員住宅
に単身で赴任したんですね。

今、最初の20代のころの赴任のあり方と、さっ
きの管理職の赴任のあり方が、どのような形か、
それをちょっと教えてもらおうとありがたいです。

○西田教職員課長 まず、新採につきましては、
できるだけ三、四年で異動を推進するようにし
ています。

まず、地元に住む方は非常に少なく、違う
ところに行って、三、四年たったら、また違う
地域に行くような形で進んでいっております。

そして、大体普通の一般の教員は、同じ地区
内——例えば南那珂とか北諸とかそういう地区
内に15年以上いた場合は異動というような形に
なっております。

管理職につきましては、もう県内一円で、3
年程度で異動しているというのが現状でありま
す。

ただ、先ほど教育長も言いましたように、教
職員にとって働きやすい職場環境というものもあ
りますし、異動も含め、なるべくそういうところ
で負担のないような異動のあり方というのを
今後、研究していかないといけないんだろうな
と考えておるところです。

○右松副委員長 飯干分校で子を授かって私が
産まれたんですけど、やっぱりその最初の20
代のころって、うまくその辺も配慮してもらい
ながらやってもらうというような、その地域
に溶け込むというのは物すごく大事で。私の両
親も言っていましたけれど、地域の人が物すご
い青年団も含めて一緒になり、家族的なつき合
いができると言われていましたので、また、そ

ういった赴任のあり方というか、配属のあり方、その辺もちょっとまた考えてもらおうといいかなと思っています。

○中村委員 財務福利課長にお伺いしたいんですが、新規事業で宮崎県育英資金返還率向上事業というのが説明ありましたが、委員の質問の中で、対象がどのくらいいるのかということで、2,700人くらいいるんだという話をされたと思うんですが、間違いであったら言ってください。

それで、その中の700人を委託してもらうんだ。というのは、その委託する者は、専門的な知識を持ち、また経験豊かな者に、法的措置に関する事務を委託するというので、司法書士にしてもらいたい。

それでまた、それについて、今言う質問があって、どういうふうを選ぶのかということがありましたが、その中で、入札にするというような話がありましたが、えらいずさんだと思ったんです。

入札じゃなくて、やっぱり経験とかそういったものを踏まえてやらないと、入札だったら新しい司法書士というのは、仕事は余り少ないんですよ。だから、飛びついてくるという気がしてならない。そういう選択の方法がずさんだというのが一つ。

それから、700人選ぶんだとおっしゃったんですが、予算が804万1,000円でしょう。その件数が間違っていたら言ってくださいよ。700件委託するとしたら、割ってみると1万1,000円じゃないですか。1万1,000円で司法書士が受けるわけがないでしょう。

もし、これはあっているとすれば、これの間違いがなかったとすれば、これはずさんな計画だと思ったんだけど。聞いたことを言ったん

だけけど、何か間違いありましたっけ。

○田方財務福利課長 まず、この入札といいますのは、委員から今、計算されましたように、1万1,000円というのは、割り込めばそういう金額になるのかなと思いますけれども、大体、これはいろんな調査をして、どれぐらいの金額でできるかというのを事前に調査させていただいて、大体これぐらいでいけるのではないかとということで、この金額を組んでおります。

もし金額が上がれば、700件というのはちょっと少なくしなければならないと思いますけれども、事前に調査をしたと。

それと、やはり入札することによって、経験のことはあるんですけども、司法書士という資格をお持ちになって、そういう経験があられる方々が入札に入っていただくことで、金額的な部分での提言というのが目指せるのかなということで、こういう入札をかけるということで計画をしております。

○中村委員 司法書士になって、一、二年、何をやっているか。所有権移転登記ぐらいしかやっていない。根抵当権とか、あるいはいろんな裁判所に提出書類なんていうのは、なかなかそこまでいかない。

だから、その入札するというのは、僕は危ないと。あり得ないと。もっと勉強されないとと思います。

1万1,000円という数字であれば我々は受けません。行政書士でも、1万1,000円で受けなさいたって、受ける人はいませんよ。勉強したとおっしゃったが、聞きましたがと言ったが。

○田方財務福利課長 きちんと、いろんな方々にお伺いをして、どれぐらいで受けられるかっていうのを、一応お伺いをした上で、予算的なものは出しているということでありまして、あ

と、経過の問題はあるんですけれども、まず支払い督促申し立てまでの書類をしていただくと。あと訴訟とかそういうことになっていけば、うちの担当職員がやるということになりますので、その書類の整備をやって、滞納者に送る、そういう作業までをしていただくということになりますので、そういうことで、今回、こういう事業を出させていただいたということになります。

十分、丁寧な検討はしたつもりでありますので、1回、こういう形で法的措置をやらないと、返ってくるお金がないということがありますので、どこかで、この滞納者というのを減らしていかないといけないということの使命感がありますので、そういうことで、ぜひこの事業でやっていきたいと考えておりますので、御理解いただければと思います。

○中村委員 いや、滞納者を減らすということは、皆さん、おっしゃったんですよ。滞納を減らすためにどうするか、議論が長時間になりました。聞いていましたら、この件については、やっぱりおかしいなと思ったものですから、調べられるなら調べられるでいいんですけど、この辺はもっと司法書士と詰められたほうがいいなと思っています。

○田方財務福利課長 また丁寧に調査しながら、この事業はうまくいくようにやっていきたいと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、総括質疑を終わりますが、その他で何かございませんか。

それでは、以上をもちまして教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩をいたします。

午後2時50分休憩

午後2時53分再開

○西村委員長 それでは委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。委員会日程の最終日に行うこととなっておりますので、10日火曜日に行いたいと思いますが、開会時間は13時でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

続きまして、3月4日午前中の文教警察企業常任委員会において、高橋委員から70歳未満の運転免許講習手数料に関する質疑があり、警察本部交通部長より「講習手数料が600円で、優良運転者の更新まで含めると2,500円ということになっています。」と答弁がありましたが、正しくは「講習手数料が600円で、優良運転者の更新手数料は2,500円ということになっています。」とのことであります。

このことについて警察本部より発言訂正の申し出があり、許可しましたので、御報告いたします。

それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後2時54分散会

平成27年 3月10日(火曜日)

午後1時0分再開

出席委員(7人)

委 員 長	西 村 賢
副 委 員 長	右 松 隆 央
委 員	中 村 幸 一
委 員	押 川 修 一 郎
委 員	山 下 博 三
委 員	高 橋 透
委 員	徳 重 忠 夫

欠席委員(なし)

委員外委員(なし)

事務局職員出席者

政策調査課主幹	牧 浩 一
議事課主任主事	沼 口 恭 一 郎

○西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決につきましては、議案ごと、もしくは一括、どちらがよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、第15号から第19号、第21号から第23号、第28号、第32号、第33号、第54号、第65号、第78号及び報告第1号について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号ほか15件については原案のとおり可決または承認すべきものと決定をいたしました。

続きまして、請願の取り扱いについてありますが、この請願第64号の取扱いは、いかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、採決との声が上がりましたので、お諮りをいたします。議案第64号につきましては、採決との意見がございますので、お諮りをいたします。この際、請願を採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、請願第64号の賛否をお諮りいたします。採択すべきものとするに、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西村委員長 挙手少数。よって、第64号は不採択とすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査としたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩をいたします。

午後1時2分休憩

午後1時3分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に一任をいただくことで御異議ございま

平成27年 3月10日(火)

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他の項目で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですね。

以上で、委員会を終了いたします。

午後1時4分閉会